

陸上風力発電事業に係る環境影響評価 ガイドライン



岩手県 PR キャラクター
「エコわんこきょうだい」

2023 年 3 月策定
2024 年 3 月改定

岩手県

目 次

はじめに

改定にあたって	1
想定される読者	2
構成と今後の改訂	2

第1章 立地選定に関する基準

1-1. 基本的な考え方	4
1-2. 基準の概要	
(1) 共通的事項	6
(2) 各基準の考え方	6
(3) 環境要素ごとの基準に掲げる区域	
ア 騒音	9
イ 土地の安定性	10
ウ 鳥類（希少猛禽類）	11
エ 動植物・生態系	12
オ 景観及び自然との触れ合いの活動の場	14

第2章 地域とのコミュニケーションの進め方

2-1. 市町村や県への事前相談	18
2-2. 地域住民への周知と説明	19
2-3. 地域における環境配慮の考え方の聴取	21

第3章 配慮書作成のポイント

3-1. 基本的事項	
(1) 複数案	22
(2) 重大な環境影響	25
(3) 調査、予測、評価の方法	27
3-2. 事業実施想定区域の設定	
(1) 事業計画	30
(2) 事業計画の全体スケジュール	31
(3) 風況	31
(4) 自然条件	32
(5) 社会条件	33
(6) 導入規模の想定	37
(7) 累積的な影響	38
3-3. 計画段階配慮事項等	
(1) 騒音及び超低周波音	40
(2) 水質	43
(3) 地形及び地質、地盤（土地の安定性）	44
(4) 風車の影	46
(5) 動物・植物	47
(6) 生態系	49

(7)猛禽類	51
(8)景観	53
(9)人と自然との触れ合いの活動の場	55
(10)その他配慮書の記載に当たっての留意事項	56
第4章 方法書、準備書及び評価書作成のポイント	
4-1. 基本的な考え方	57
4-2. 環境影響評価項目及び手法	
(1)騒音	58
(2)水の濁り	59
(3)土地の安定性	60
(4)重要な動物種及び注目すべき生息地	61
(5)重要な植物種及び植物群落	63
(6)地域を特徴づける生態系	63
(7)主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	64
第5章 環境保全措置等の報告等に関する留意事項	
5-1. 概要	66
5-2. 留意事項	
(1) 趣旨	66
(2) 定義	67
(3) 環境影響評価審査書の作成	68
(4) 事後調査の目的	69
(5) 事後調査の項目	70
(6) 事後調査の手法	71
(7) 事後調査計画書の作成等	72
(8) 事後調査計画書についての知事の意見	73
(9) 事後調査の実施	74
(10) 工事着工及び工事完了の報告	74
(11) 環境保全措置等の報告書の送付	75
(12) 環境保全措置等の報告書についての意見の聴取	79
(13) 環境の保全のための措置の求め	79
(14) 工事中又は供用後報告書の作成及び送付	80
(15) 工事中又は供用後報告書についての意見の聴取	81
(16) 環境の保全のための措置の求め	82
(17) 報告及び資料提出の求め	82
第6章 環境影響図書の継続公表等及び希少動植物の情報の利用に関する留意事項	
6-1. 概要	83
6-2. 留意事項	
(1) 趣旨	83
(2) 定義	84
(3) 対象	85

(4) 継続公表の許諾等	87
(5) 継続公表の方法等	88
(6) 電磁的記録の作成仕様等	88
(7) 縦覧の場所等	89
(8) 著作権保護	91
(9) 情報利用、利用範囲	91

付録

1-1. 立地選定に関する基準（抜粋）	92
1-2. イヌワシの重要な生息地及び生息地	95
2-1. 配慮書基本情報シート	96
2-2. 配慮書チェックリスト	100
3. 方法書・準備書・評価書チェックリスト	107
4. 環境保全措置等の報告等に関する留意事項（抜粋）	112
5. 環境影響評価図書の継続公表等及び 希少動植物の情報の利用に関する留意事項（抜粋）	116

はじめに

改定にあたって

本県では、陸上風力発電事業の環境影響評価の留意事項を示すガイドラインとして、2023年3月に、「風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」を策定し、環境影響評価の技術手法の充実を図っています。

環境と共生した風力発電事業の円滑な立地を図るためには、調査の手戻り等による環境影響評価手続に要する期間の長期化や、地域の合意形成が困難で事業の見直しを余儀なくされるなどの事業が進まないリスクを未然に回避し、事業の実施に関する事業者の予見可能性を高めることが重要です。

このため、同ガイドラインを改定し、新たに以下の事項を盛り込みました。

- ・「陸上風力発電所の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準」（以下「立地選定に関する基準」という。）
- ・「環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト」
- ・「環境保全措置等の報告等に関する留意事項」
- ・「環境影響評価図書の継続公表等及び希少動植物に関する情報の利用に関する留意事項」

「立地選定に関する基準」では、県内を①原則として立地を避けるべき区域（レッドゾーン）、②立地による影響を低減すべき区域（イエローゾーン）、③立地による影響を確認し、風力発電事業との両立を図るべき区域に区分し、明示しました。これにより、事業者は、計画段階の立地検討でこれらに配慮した事業計画を策定することで、環境リスクの低い場所で迅速かつ円滑に環境影響評価手続を進めることができます。

「環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト」では、方法書及び準備書に係る過去の岩手県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）や知事意見の指摘内容のうち、本県の地域特性を踏まえて配慮すべき事項を明示し、環境影響の調査・予測・評価手法の充実を図りました。これにより、事業者は、図書の内容が指摘内容に対応しているかを事前に確認することにより、効率的な調査が可能となり、環境影響評価手続を迅速かつ円滑に進めることができます。

「環境保全措置等の報告等に関する留意事項」では、環境リスクの高い事業については環境保全措置等の報告書の提出を求め、運転開始後の騒音や希少種等への影響と対策の効果を県がフォローできる仕組みを構築しました。これにより、効果のあった環境保全措置は公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくすることができると考えられます。

「環境影響評価図書の継続公表等及び希少動植物に関する情報の利用に関する留意事項」では、法定縦覧期間満了後の環境影響評価図書を県が継続的に公表するとともに、非公開の希少種情報を県が収集・分析するための手順を定めました。これにより、事業者の環境保全の取組や希少種等の公的情報の整備への貢献が可視化され、ESGを重視する様々なステークホルダーとの連携・協働につながることが期待されます。

風力発電を含む再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化対策のみならず、地域の経済活性化や地域課題の解決にも貢献し得る重要な取組です。本ガイドラインが関係者によって有効に活用され、環境と共生する陸上風力発電事業の導入が図られることを期待しています。

想定される読者

本ガイドラインは、発電事業者を始め、風力発電事業の実施に関わる様々な立場の方を読者として想定しています。

環境影響評価の実施主体は発電事業者ですが、環境コンサルタント事業者が業務の一部を受託することが一般的です。また、行政機関は、事業の初期段階から許認可等に係る相談を受けます。さらに地域住民は、配慮書の縦覧を通じて環境保全の見地からの意見を述べます。

環境と調和した風力発電事業とするためには、環境影響評価手続に関わる関係者が、それぞれの役割を果たせるよう適切な情報交流が行われることが必要です。

そのためには、手続の基本となる配慮書に地域特性を踏まえた必要な情報が盛り込まれ、関係者の双方向のコミュニケーションに資するものになることが必要です。環境影響評価に関わる全ての関係者が、そのことを確かめる際の目安として、本ガイドラインが活用されることを期待しています。

構成と今後の改訂

本ガイドラインは、以下の構成で作成しています。

第1章では、計画段階の立地検討において考慮すべき「立地選定に関する基準」について、その考え方や留意事項を示しています。

第2章では、計画段階で特に重要な地域とのコミュニケーションにおける配慮事項を示しています。主に配慮書手続を想定していますが、方法書以降の手続きにおいても留意する必要があります。

第3章では、事業者における事業計画の検討工程に応じた項目ごとに、配慮書作成における配慮事項を示しています。

第4章では、環境影響評価の項目ごとに、方法書以降の図書の作成における配慮事項を示しています。

第5章では、環境保全措置等の報告等に関する留意事項についてその考え方を示しています。

第6章では、環境影響評価図書の県による継続公表や希少動植物の情報の県による利用に関する留意事項についてその考え方を示しています。

本ガイドラインは、国の既存のガイドラインを出発点としつつ、他県の先進的な事例も参考に、ベスト追求型の環境影響評価の実施の観点から、本県の地域特性を踏まえた内容に整理しています。国のガイドラインは発行元や対象事業、環境影響評価の分野等が多岐に渡ります。このため、適正な環境影響評価の実施の観点から、関係者が共通認識を持てるよう、その内容を整理し、手続の趣旨や本県の地域特性を踏まえ、必要と考えられる内容を整理・引用し、必要に応じてその具体化・詳細化を図りました。

なお、本ガイドラインは、今後、環境影響評価の審査事例や国等のガイドライン等の改訂による新たな知見が蓄積され次第、順次改訂していきます。また、今後3年を目途として、本ガイドラインの施行の状況を勘案した制度的検討を行い、必要に応じ所要の措置を講じることとしており、それに合わせて本ガイドラインも見直しを行います。

本ガイドラインの策定に当たり参考とした主な国のガイドライン
(本文で参照・引用している場合はページごとの脚注に参照・引用箇所を記載)

名称	発行元（発行年）
参加型アセスの手引き～よりよいコミュニケーションのために～	環境省（2002年1月）
社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関するガイドブック	国土交通省 国土技術政策総合研究所（2006年12月）
風力発電導入ガイドブック（第9版）	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）（2008年2月）
計画段階配慮手続に係る技術ガイド	環境省 計画段階配慮技術手法に関する検討会（2013年3月）
風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例	環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室（2013年6月）
発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方	経済産業省商務流通保安グループ電力安全課（2013年9月）
環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷	一般社団法人 日本環境アセスメント協会（2017年3月）
環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い	一般社団法人 日本環境アセスメント協会（2017年3月）
環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方	環境省総合環境政策局環境影響評価課（2017年3月）
環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集	環境省 総合環境政策局環境影響評価課（2017年7月）
環境アセスメント迅速化手法のガイド	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）（2018年3月）
風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）	環境省（2020年3月）
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境省（2020年3月）
発電所に係る環境影響評価の手引	経済産業省 産業保安グループ電力安全課（2024年2月改訂）
事業計画策定ガイドライン（風力発電）	資源エネルギー庁（2022年4月改訂）
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）	環境省 大臣官房環境計画課（2022年4月）

※発行元の名称は発行当時のものであること。

第1章 立地選定に関する基準

1-1. 基本的な考え方

本基準は、「陸上風力発電所の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準」であり、陸上風力発電所の設置の工事の事業に係る対象事業実施区域の選定に当たり、計画段階配慮事項についての環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該配慮事項に係る環境要素に関する基準であるとともに、当該事業の環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が回避又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該選定項目に関する基準です。

本基準は、以下の基本的な考え方に基づき、策定しています。

(1)岩手県環境基本条例第17条に基づく公害防止及び自然環境保全の支障の防止等のための措置

県では、岩手県環境基本条例第17条の規定に基づき、公害の防止を図るためその原因となる行為に対し、自然環境の保全を図るため自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為及び絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の措置を講じることとしています。

立地選定に関する基準は、地域の実情に応じた環境保全への配慮を確保するため、騒音や土砂災害などの生活環境への支障の有無、自然環境の保全や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全への支障の有無など事業者が陸上風力発電事業における立地選定の妥当性を判断する指標・基準として、①環境保全上の支障を防止する観点から事業計画段階で原則として立地を避けるべき区域、②環境保全上の支障の防止、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域を明示したものです。

本基準は、県民の生活環境や本県の自然環境の保全と両立する再生可能エネルギーの導入を図るために、環境保全上の支障を及ぼすおそれのある区域を示し、環境保全に配慮した立地選定を促すものであり、風力発電所の立地を一律に禁止するものではありません。

事業者には、当該基準を勘案して立地による影響を回避又は低減した事業計画を立案し、環境影響評価等の手続きを通じて、地域住民の理解の下、地域環境が将来にわたって維持され、持続可能な地域社会が形成されるよう、環境と共生した事業を進めていくことが期待されます。

(2)環境影響評価における評価の基準

計画の立案段階においては、事業者は、計画段階配慮事項の評価に当たって、地方公共団体によって環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が定められている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討する必要があります¹。

このため、事業計画の立案段階の配慮事項の検討において、事業計画と本基準との整合性を可能な限り検討し、上記①の「環境保全上の支障を防止する観点から事業計画段階で原則として立地を避けるべき区域」は、対象事業実施区域から原則として除外することが必要です。

調査・予測・評価の実施段階においては、事業者は、環境影響の評価に当たって、地方公共団体によって環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が定められている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても検討する必要があります²。

このため、対象事業実施区域が上記②の「環境保全上の支障の防止、環境保全の見地から立地

による影響が低減されるものと認められることが必要な区域」と重複する場合は、環境影響評価手続において、立地による影響を回避又は低減する環境保全措置を検討し、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かを検討することが必要です。

調査・予測・評価結果案の作成段階においては、事業者は、事業計画と本基準との整合性を検討した結果を記載し、環境の保全への支障を及ぼすおそれがないこと、環境保全の見地から立地による影響が低減されていることを示す必要があります。

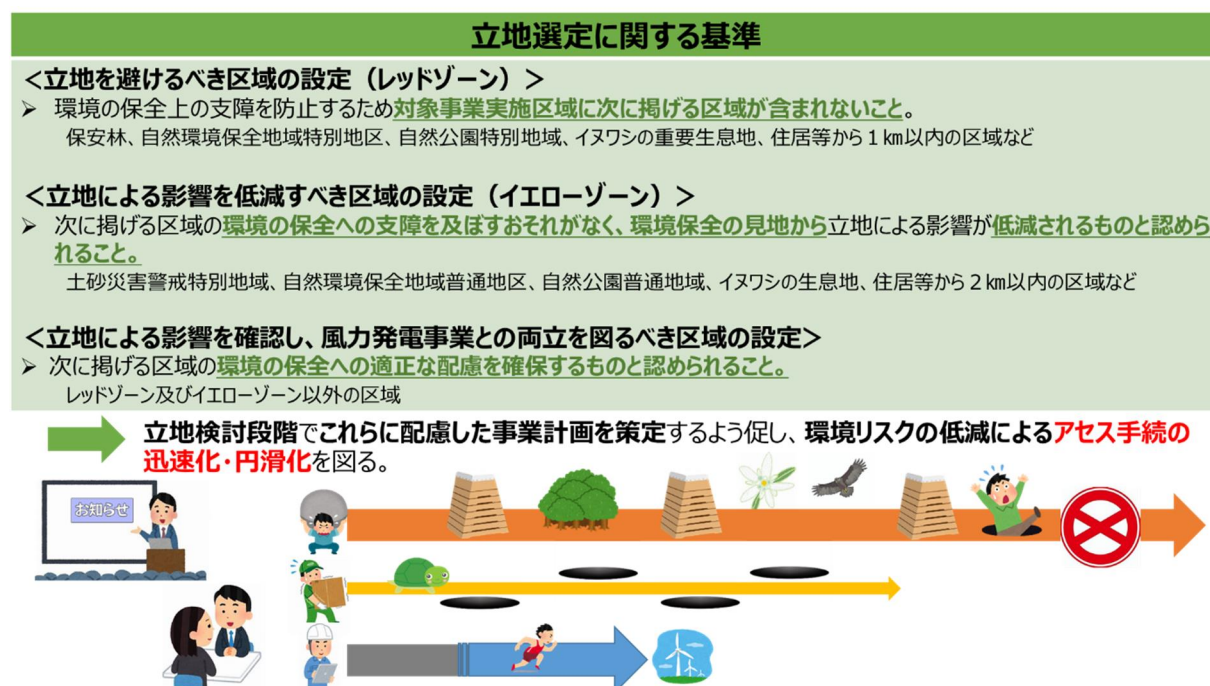
(3)事業の円滑な実施に資する基準

本基準は、従来、個別の事業の環境影響評価手続における知事意見で、事業区域からの除外を求めていたような環境保全上配慮すべき区域を、事業実施区域に含めることが適切でない区域として、一覧性をもって公表し、事業者において、環境影響評価手続を開始する前の立地場所の候補地の検討段階で、活用されることを想定しています。

県内で新たな事業計画を立案する事業者にとっては、あらかじめ事業区域から除外すべき区域が明確になり、それらを考慮した事業計画とすることで、環境影響評価手続の調査期間の短縮や環境対策のコスト低減につながることを期待されます。

すでに環境影響評価手続中の事業者にとっては、当該手続における知事意見で、事業区域から除外することを検討するよう求められている区域であることから、本基準の趣旨も踏まえ、環境影響評価の結果案の作成において、事業計画と本基準との整合性を検討し、環境の保全への支障を及ぼすおそれがないことを示すこととなります。

国内外で企業活動における自然環境への配慮の重要性が高まっている中で、環境リスクの高い区域を考慮した事業計画を立案することは、早期の工事着工や事業収益の増加等のメリットに加え、ESG 投資の呼び込みなど県民をはじめとした様々なステークホルダーとの連携・協働をもたらし、事業の円滑な実施につながることを期待されます。



1-2. 基準の概要

(1) 共通的事項

本基準は、岩手県環境基本条例第 10 条に定める「環境の保全及び創造に関する施策の基本方針」に基づき、多様な自然環境の体系的な保全及び生物の多様性の確保（第 1 号）、公害の防止及び大気、水、土壌等の汚染の防止（第 3 号）、景観の保全及び創造、歴史的文化的環境の保全（第 4 号）を図るための施策として位置付けられます。

本基準は、事業計画の検討工程における計画段階及び事業実施段階の双方で参照されるべき基準です。すなわち、計画段階の配慮書手続において、風力発電所の設置の工事に係る事業実施区域の選定に当たり、計画段階配慮事項についての環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該配慮事項に係る環境要素に関する基準であるとともに、事業実施段階の方法書、準備書及び評価書手続において、当該事業の環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該選定項目に係る環境要素に関する基準です。

具体的な基準の内容は以下のとおりです。

- 1 環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に別に掲げる区域（レッドゾーン）が含まれないこと。
- 2 別に掲げる区域（イエローゾーン）の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること。
- 3 上記 1 及び 2 以外の区域の環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること。

なお、本基準で示す区域（レッドゾーン及びイエローゾーン）については、関係法令等の見直しや地域の環境情報に関する最新の科学的知見の蓄積に応じ、定期的に見直すこととします。

(2) 各基準の考え方

本基準は、適切な立地選定を促すことを目的としていることから、基準を作成する環境要素については、環境保全上、立地場所の選定が特に重要な環境要素である、騒音、土地の安定性、鳥類（希少猛禽類）、動植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場の 5 項目を対象としています。

また、基準で使用する指標については、計画段階で事業者が該当の有無を容易に判別できるよう、環境の保全の観点から法令等に基づきその範囲が明確に定義され図示されている区域、又は環境の保全の必要性が高いものの法令等によりその範囲が明確に定義されていない区域における環境の保全に係る支障に関し、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある区域として県が定める区域としています。

基準 1

環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域（レッドゾーン）が含まれないこと。

本基準に掲げられる区域は、環境の保全への支障を防止するため、事業計画段階で原則として立地を避けるべき区域であり、環境影響評価においては、原則として対象事業実施区域からの除外を求められる以下の区域です。

- ① 促進区域に関する環境省令基準及び県環境配慮基準を参酌し、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でないと認められる区域
 - ・原生自然環境保全地域（自然環境保全法）、自然環境保全地域特別地区（同）
 - ・国立／国定公園特別保護地区（自然公園法）、特別地域（同）、海域公園地区（同）
 - ・国／県指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護管理法）
 - ・生息地等保護区管理地区（種の保存法）
 - ・砂防指定地（砂防法）
 - ・地すべり防止区域（地すべり等防止法）
 - ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
 - ・保安林（森林法）
 - ・生息地等保護区管理地区（希少動植物保護条例）
 - ・自然環境保全地域特別地区（自然環境保全条例）
 - ・県立自然公園特別地域（県立自然公園条例）
- ② 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障及び騒音その他生活環境への支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でないと認められる区域として県が定める区域
 - ・イヌワシの重要な生息地
 - ・住居等から1 km以内の区域

表 1-1 環境要素別のレッドゾーン

環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域が含まれないこと		
環境要素	関係法令等	区域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	国指定保安林、県指定保安林
	－	住居等から1 km以内の区域
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の特別地区
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の特別地区
	種の保存法	生息地等保護区の管理地区
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区の管理地区
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区の特別保護地区、県指定鳥獣保護区の特別保護地区
	種の保存法	イヌワシの重要な生息地
人と自然との豊かな触れ合いの確保	自然公園法	国立/国定公園の特別保護地区、第一種・第二種・第三種特別地域、海域公園地区
	県立自然公園条例	県立自然公園の第一種・第二種・第三種特別地域

基準 2

次に掲げる区域（イエローゾーン）の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること。

本基準に掲げられる区域は、環境保全上の支障等を防止する観点から法令等により指定された区域であり、環境影響評価においては、環境の保全への支障を及ぼすおそれがないことを前提に、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域です。

主な区域は以下のとおりです。

- ① 地域の自然的社会的条件に応じて、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域
 - ・ 自然環境保全地域普通地区（自然環境保全法）
 - ・ 自然環境保全地域普通地区（自然環境保全条例）
 - ・ 国立／国定公園普通地域（自然公園法）、県立自然公園普通地域（県立自然公園条例）
 - ・ 国／県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外（鳥獣保護管理法）
 - ・ 生息地等保護区監視地区（種の保存法）、生息地等保護区監視地区（希少野生動植物保護条例）
 - ・ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、山地災害危険地区（林野庁長官通達）ほか
- ② 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障及び騒音その他生活環境への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域として県が定める区域
 - ・ イヌワシの生息地
 - ・ 住居等から 2 km以内の区域

表 1-2 環境要素別のイエローゾーン（主なもの）

次に掲げる区域の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること		
環境要素	関係法令等	区域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒地区
	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域
	林野庁通達	山地災害危険地区
	—	住居等から 2 km以内の区域
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全法	自然環境保全地域の普通地区
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の普通地区
	種の保存法	生息地等保護区の監視地区
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区の監視地区
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外
	種の保存法	イヌワシの生息地
人と自然との豊かな触れ合いの確保	自然公園法	国立/国定公園の普通地域
	県立自然公園条例	県立自然公園の普通地域

基準 3

基準 1 及び基準 2 に掲げる区域以外の区域の環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること。

レッドゾーン及びイエローゾーンに該当しない区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある可能性は小さいことから、風力発電との両立を図るべき区域であり、環境影響評価においては、立地による影響を確認し、環境の保全への適正な配慮を確保することが必要な区域です。

(3) 環境要素ごとの基準に掲げる区域

ア 騒音

騒音による影響については、促進区域に関する環境省令基準及び県環境配慮基準においては、促進区域に含まれない又は含めることが適切でない区域として設定されている区域はありますが、騒音その他生活環境への支障を防止する観点から、住居等からの距離による基準を設定しています。

なお、導入予定機種のシミュレーション結果による特例及び現地調査結果による特例を併せて設定しています。

ゾーニング	区域
レッドゾーン	・ 保全対象施設や住居から 1 km 以内の区域
イエローゾーン	・ 保全対象施設や住居から 1 km から 2 km の範囲の区域 ・ 保全対象施設や住居から 1 km 以内（騒音レベルのシミュレーション結果が 35 dB 未満の場合に限る） ・ 保全対象施設や住居から 1 km 以内（残留騒音 + 5 dB を下回る場合に限る）
その他のゾーン	・ 上記以外の区域

【レッドゾーン】

促進区域に関する岩手県基準では、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項として、保全対象施設及び住居からの距離を 1 km 程度確保するとされています。過去の事例では、住居等から 1 km 程度の離隔距離を確保した場合に、静かな環境下の騒音レベルが、わずらわしさ（アノイアンス）が増加する傾向があるとされる 35～40 dB の範囲を下回っていることから、住居等から 1 km 以内は、騒音という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

【イエローゾーン】

過去の事例では、住居等から 2 km 程度の離隔距離を確保した場合に、静かな環境下の騒音レベルが、わずらわしさ（アノイアンス）が増加する傾向があるとされる 35～40 dB の範囲に上昇していることから、住居等から 1 km から 2 km の範囲の区域は、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域です。

一方、住居等から 1 km 以内の区域で、導入予定機種のスペックが決まっている場合に適合可能となる、シミュレーション結果で 35 dB を下回っている区域や、実地調査により残留騒音を測定し風車の騒音の寄与を予測することで住居等における騒音レベルが残留騒音 + 5 dB を超えない区域は、環境の保全への支障を及ぼすおそれがない区域と考えられます。

一方で、国内の疫学調査では、住宅との離隔距離が 1,500m 以内の場合、2,000m 以上の離隔のある住居に対して睡眠障害のオッズ比が約 2 倍と有意な増大が認められるという報告もあり、騒音による睡眠障害などの健康影響については、まだ十分な科学的知見が得られていません。このため、安全側の考え方から、施設の稼働調整を含む環境保全措置の検討を行い、地域との適切なコミュニケーションを図ることが必要であり、当該区域は、環境の保全への支障を及ぼすおそれなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域と考えられます。

イ 土地の安定性

レッドゾーンは、環境保全上の支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている区域としています。また、イエローゾーンは、環境保全上の支障を防止する観点から法令等により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域としています。

ゾーニング	区域
レッドゾーン	・砂防指定地（砂防法） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） ・保安林（森林法）
イエローゾーン	・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） ・山地災害危険地区（林野庁） ・土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） ・新たな「土砂災害が発生する恐れのある箇所」（岩手県）
その他のゾーン	・上記以外の区域

【レッドゾーン】

・「砂防指定地」（砂防法）

砂防法に基づき、国土交通大臣が指定する砂防指定地については、治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域であることから、土砂災害という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「地すべり防止区域」（地すべり防止法）

地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する地すべり防止区域については、地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域です。当該区域において、のり切又は切土等のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為は制限されており、土砂災害という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地法）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域については、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為を制限する必要がある区域です。当該区域において、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採等の行為は制限されており、土砂災害という環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「保安林」（森林法）

森林法に基づき農林水産大臣又は知事が指定する保安林については、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するために必要な区域です。当該区域において、立木を伐採する行為は制限されており、水源の減少、土砂災害などの環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

なお、本県の土地利用の原則を定めた岩手県土地利用基本計画では、保安林については、国土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、多用途への転用は行わないものと規定されています。

【イエローゾーン】

・「土砂災害（特別）警戒区域」（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、知事が指定する土砂災害（特別）警戒区域については、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある地域特性を有しています。急傾斜地の崩壊や地すべりは、一旦発生すると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があるため、計画段階における環境影響の回避・低減が特に重要であることに留意する必要があります。

・「新たな「土砂災害が発生する恐れがある箇所」（岩手県）

県では、令和5年12月に「新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表について」を公表しました。近年、土砂災害警戒区域外で豪雨時に土砂災害が発生していることを背景に、高精度な地形情報を用いて、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」として9,992箇所が抽出されています。今後、詳細を調査のうえ、土砂災害警戒区域等に指定される可能性がある箇所であり、法的規制はないものの、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域です。

ウ 鳥類（希少猛禽類）

希少猛禽類への影響については、促進区域に関する県環境配慮基準において、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項として、市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について東北地方環境事務所や県自然保護課に聴取し、保全に必要な措置を促進区域と合わせて示すとされているものの、当該種の生息状況を示すこととはされておらず、また、一般に、希少種等の生息状況は公表されていません。このため、本県の地域特性を踏まえ、重要種のうち知見の蓄積があるイヌワシについて、バードストライクや生息及び繁殖に与えるインパクトに応じ、生息地域を3段階にゾーニングしています。

ゾーニング	区域
レッドゾーン	・イヌワシの重要な生息地
イエローゾーン	・イヌワシの生息地
その他のゾーン	・上記以外の区域

【レッドゾーン】

・イヌワシの重要な生息地

これまでの県内イヌワシ生息状況調査において、イヌワシの生息が定常的に見られる地域の中であって、頻繁に利用される繁殖場所や高い頻度で飛来のある採餌場所など、イヌワシの生息に特に重要な地域であり、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

【イエローゾーン】

・イヌワシの生息地

これまでの県内イヌワシ生息状況調査に基づき、イヌワシの生息が定常的に見られる地域（繁殖場所、採餌場所を含む）を網羅した区域であり、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域です。

なお、種の保存法第34条では、土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たって、国内希少野生動植物種の保存に留意する義務を定めています。風況観測塔の設置など事前調査の段階でもイヌワシの生息への影響が懸念されることから、本区域での事業を計画する場合は、風況観測を行う前に、県に相談することが望まれます。

【その他のゾーン】

・上記以外の区域

レッドゾーン及びイエローゾーンには該当しないものの、イヌワシの一時的な滞在や通過が確認されている地域や、十分に調査されていない地域を含むため、イヌワシが生息しないことを示す区域ではないことに注意が必要です。

エ 動植物・生態系

レッドゾーンは、自然環境保全上の支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている区域としています。また、イエローゾーンは、自然環境保全上の支障を防止する観点から法令等により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域としています。

ゾーニング	区域
レッドゾーン	・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の特別地区（自然環境保全法） ・自然環境保全地域の特別地区（自然環境保全条例） ・生息地等保護区の実施地区（種の保存法、希少動植物保護条例） ・国指定・県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
イエローゾーン	・自然環境保全地域の普通地区（自然環境保全法） ・自然環境保全地域の普通地区（自然環境保全条例） ・生息地等保護区の実施地区（種の保存法、希少動植物保護条例） ・国指定・県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外（鳥獣保護管理法） ・カモシカ保護区（昭和54年三庁合意） ・河川区域（河川法）、海岸保全区域（海岸法） ・農用地区域内の農地、甲種農地（農振法、農地法）、第1種農地（農地法） ・植生自然度の高い地域（9以上）（環境省）、特定植物群落（環境省） ・自然再生の対象となる区域（国土交通省） ・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）、重要湿地（環境省）、自然共生サイト（環境省） ・緑の回廊（林野庁・岩手県） ・生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）
その他のゾーン	・上記以外の区域

【レッドゾーン】

・「原生自然環境保全地域」（自然環境保全法）

自然環境保全法に基づき、環境大臣が指定する原生自然環境地域については、自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持している区域です。当該区域において、工作物の新築、宅地の造成等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点か

ら、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「自然環境保全地域の特別地区」（自然環境保全法）

自然環境保全法に基づき、環境大臣が指定する自然環境地域特別地区については、高山性植生又は亜高山性植生、優れた天然林等が相当部分を占める森林等のうち、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な区域です。当該区域において、工作物の新築、宅地の造成等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「自然環境保全地域の特別地区」（自然環境保全条例）

岩手県自然環境保全条例に基づき、知事が指定する自然環境保全地域特別地区については、高山性植生又は亜高山性植生、優れた天然林等が相当部分を占める森林等のうち、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要な区域内（自然環境保全地域）に、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて指定される区域です。当該区域において、工作物の新築、宅地の造成等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「鳥獣保護区の特別保護地区」（鳥獣保護管理法）

鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣又は知事が指定する鳥獣保護区特別保護区については、鳥獣の種類その他鳥獣の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るために特に必要な区域である鳥獣保護区内に、当該鳥獣保護区内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要な区域として指定される区域です。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「生息地等保護区の管理地区」（種の保存法）

種の保存法に基づき、環境大臣が指定する生息地等保護区の管理地区については、国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要な区域として指定される生息地等保護区内に、国内希少野生動植物種の保存のために特に必要な区域として指定される区域です。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「生息地等保護区の管理地区」（岩手県希少野生動植物の保護に関する条例）

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、知事が指定する生息地等保護区の管理地区については、指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要な区域として指定される生息地等保護区内に、指定野生動植物の保護ため特に必要な区域として指定される区域です。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

オ 景観及び自然との触れ合いの活動の場

レッドゾーンは、人と自然との豊かな触れ合いの確保への支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている区域としています。また、イエローゾーンは、人と自然との豊かな触れ合いの確保への支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域としています。

ゾーニング	区域
レッドゾーン	・国立/国定公園の特別保護地区・特別地域・海域公園地区、県立自然公園の特別地域（自然公園法・県立自然公園条例）
イエローゾーン	・国立/国定公園の普通地域（自然公園法）、県立自然公園の普通地域（県立自然公園条例） ・長距離自然歩道（環境省・岩手県） ・世界遺産における眺望点（遺産条約）、世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯（遺産条約） ・周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）、伝統的建造物群保存地区（文化財保護法、都市計画法） ・風致地区（都市計画法）、文化的景観（文化財保護法、景観法）、史跡名勝天然記念物（文化財保護法） ・県指定史跡名勝天然記念物（文化財保護条例）、市町村指定史跡名勝天然記念物（市町村条例） ・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域（歴史まちづくり法） ・自然共生サイト（環境省） ・レッドゾーンからの眺望方向又はレッドゾーンの外側から当該区域方向への眺望方向に、対象事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合の当該区域
その他のゾーン	・上記以外の区域

【レッドゾーン】

・「国立/国定公園の特別保護地区、特別地域」（自然公園法）

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する特別地域については、我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地である国立公園内、国立公園に準ずる優れた風景地である国定公園内に、当該公園の風致を維持するために指定される区域であり、特別保護地区については、同公園内に、当該公園の景観を維持するため特に必要があるときに指定される区域です。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

・「県立自然公園の特別地域」（県立自然公園条例）

県立自然公園条例に基づき、知事が指定する特別地域については、優れた自然の風景地である県立自然公園内に、当該公園の風致を維持するために指定される区域です。当該区域において、工作物の新築等の行為は制限されており、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域です。

【イエローゾーン】

・「自然共生サイト」（環境省）

自然共生サイトは、法的規制はないものの、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として認定される区域であり、風致の保全にも資する区域であることから、景観の環境要素においても、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域です。

・「景観及び自然との触れ合いの活動の場におけるレッドゾーンからの眺望方向又はレッドゾーンの外側から当該区域方向への眺望方向に、対象事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合の当該区域」

景観及び自然との触れ合いの活動の場におけるレッドゾーンからの眺望方向又はレッドゾーン

の外側から当該区域方向への眺望方向に、事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合については、レッドゾーンにおける環境の保全への支障を及ぼすおそれがあることから、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域です。

第2章 地域とのコミュニケーションの進め方

風力発電事業を円滑にかつ確実に実施するためには、設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが必要です。そのためには、事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められます。また、関係法令及び条例の遵守はもとより、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から対策を検討することが必要です³。

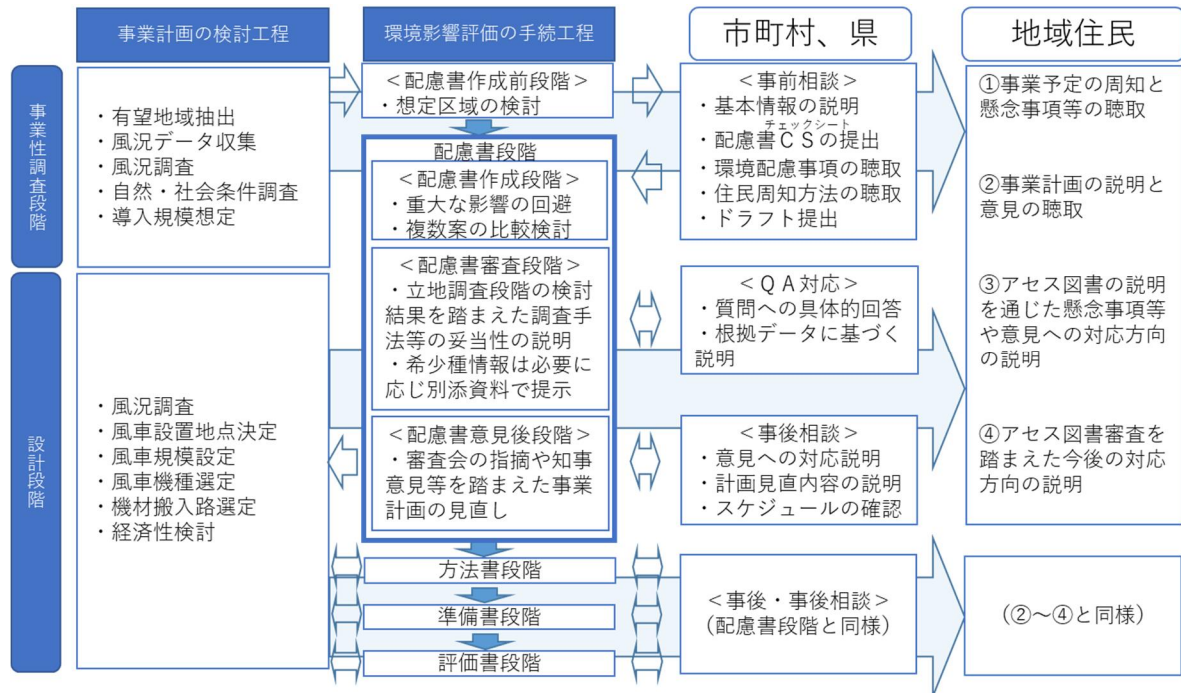
環境影響評価は、事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価と環境保全措置の検討を行います。そのためには、計画の熟度を高めていく過程において、環境情報を適切に収集し考慮することが必要です。事業に関する環境情報は、地域住民や自治体のほか、NGO・NPO、学識経験者等の専門家など、幅広い方々が保有しています。事業者がこのような環境情報を収集するに当たっては、これら幅広い方々との十分なコミュニケーションが不可欠です⁴。配慮書には、こうしたコミュニケーションを通じて得られた環境情報とそれをもとにした事業計画の検討結果が記載されます。このため、地域住民等とのコミュニケーションの成否は、配慮書の信頼性を向上させる上でも重要な要素となります。

環境影響評価におけるコミュニケーションは、環境情報の交流にあり、事業自体の必要性などについての社会的な合意形成そのものを目的とするものではありません。しかし、事業者は、環境影響評価の結果を事業計画に反映した上で、他の観点（安全性、必要性、採算性等）を含め事業の実施を総合的に判断します。環境問題は事業に対する社会的な合意を形成する上で主要な論点となることが多いことから、結果として、環境影響評価におけるコミュニケーションのあり方は、事業の合意形成に影響を与えます⁵。

また、環境情報の収集を通じて、地域が守り伝えてきた豊かな自然や、その自然を尊重してきた地域の歴史や文化を受け止め、その保全に向けて努力していく姿勢を示すことは、事業に対する理解と自らへの社会的評価を高めることにもつながります。

上記の点を踏まえ、本章では、計画初期段階における地域とのコミュニケーションに係る配慮事項を示します。

図 2-1 環境影響評価の手続の流れ



環境影響評価法の対象となる陸上風力発電事業の一般的な事業工程では、2 年程度をかけて事業性調査を実施します。事業化すると判断した場合には、3～4 年程度の環境影響評価を実施したのち、各種許認可等の手続を行って、2 年程度の設置工事を経て、運転開始に至ります⁶。

環境影響評価の最初の手続である配慮書段階で、重大な環境影響が予測された場合は、風車の位置や配置計画（機種、基数、配列）、工事計画等を見直して影響を回避することが求められます。事業計画の見直しでは影響を十分に回避できない場合には、事業規模の縮小まで視野に入れた検討が必要になる場合があります⁷。このため、配慮書手続開始前の事業性調査の段階で、可能な限り、重大な環境影響を回避することが必要です。

また、事業性調査の段階では、一般に、風況調査と立地調査が行われます。風況調査では、既存の風況データによる有望地域の抽出と風況観測を、立地調査では、立地地点の自然条件・社会条件の検討や導入規模の想定等を行います。配慮書の作成や地域とのコミュニケーションに当たっては、風力発電事業が計画初期段階におけるこれらの事業性調査の結果を踏まえて具体的な事業計画が検討されることを勘案し、重大な環境影響の有無と事業計画における回避の措置について、その検討過程を提示するなど具体的に説明することが必要です。

2-1. 市町村や県への事前相談

1. 法令上の区域指定の状況や環境保全上配慮すべきエリアの状況等の事業の基本情報が整理されているか。
2. 配慮書手続前に、市町村や県に対し、事業の基本情報をもとにした相談をしているか。
3. 関係法令の手続状況（自治体の担当部署への事前相談の状況等）が整理されているか。

自治体との関係については、手続前の早期の段階から担当部署との連携関係を構築し、それを手続中も維持することが必要です。手続前の段階では、事業計画や手続の全体スケジュールに関する情報を共有し、日程的余裕を持って相談することが必要です。手続中の段階においては、事業計画の環境面からの検討・修正プロセスなど、審査に必要な情報提供が求められますので、適切に対応することが必要です⁸。

1.及び 2.について、計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、重大な影響のおそれのある環境要素（重大な環境影響）を明らかにすることが必要です⁹。自治体との情報共有に当たっては、事業者が想定している事業の事業特性及び地域特性に関する基本情報を正確に説明することが必要です。このうち地域特性については、「立地選定に関する基準」（第1章）の基準1に掲げる区域が事業実施想定区域に含まれていないか、基準2に掲げる区域のうち事業実施想定区域に含まれている区域は何かなど、事業の根幹となる基本情報について、事前に共有する必要がある事項が多くあります。その点をあいまいにしたまま手続を進めると、審査会や自治体からの意見で厳しい指摘が行われる場合があります。また、自治体との対応では、時間的余裕をもったスケジュール設定が必要です。早期の段階から、市町村や県に対して事業工程や環境影響評価の全体工程の説明・協議を行い、手続開始後は事前協議を余裕のあるスケジュールで進めることに配慮する必要があります。その際、基本情報を随時整理しつつ、現地の状況をデータで提示しながら、環境配慮のための事業計画の検討内容等を分かりやすく説明することが有効です¹⁰。

3.について、環境影響評価と関係法令の許認可は異なる観点から行われます。環境影響評価手続の終了は関係法令における許認可等を担保するものではありません。関係法令の許認可の手続等の中で、計画の実現が困難になったり、発電設備の設置場所や出力などが変更となる可能性があります。このため、事前に事業の実施に必要な関係法令の手続を把握し、自治体の担当部署とそれぞれの手続について協議を進め、その状況について整理する必要があります¹¹。配慮書の届出前に、前倒環境調査や風況調査などの各種調査を実施する場合は、必要な地元説明の実施方法や行政手続の申請方法を担当部署と協議することが必要です。必要な行政手続には、魚類等の特別採捕許可、鳥獣捕獲許可、天然記念物等の現状変更許可等があります¹²。配慮書の届出という法的な手続開始より前に、現地立ち入り及び現地調査を開始するため、地域住民等に「事業ありき」「アセス軽視」「地元軽視」等といった疑念が生じる可能性があります。このため、円滑な地域コミュニケーションを図る観点から、自治会や地域住民への個別説明会や個別訪問等の実施などについて担当部署と協議し、必要な準備を進め、その状況について整理する必要があります¹³。

2-2. 地域住民への周知と説明

4. 配慮書手続前に、市町村からの助言等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、適切な手法で風力発電施設の設置を計画していることを周知しているか。
5. 配慮書手続前に計画を周知するに当たって、地域住民等から土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか。
6. 配慮書手続中に、市町村からの助言等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、適切な手法で配慮書の内容を説明し意見を聴取する計画を立てているか。
7. 地域との円滑なコミュニケーションに向けた配慮（縦覧期間後の図書の継続公表、閲覧図書の印刷可など）が行われているか。

【解説】

風力発電事業の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守し、「立地選定に関する基準」との整合性を検討した上で、適切に配慮書手続を開始した場合においても、地域住民との関係が悪化することがあります。その要因としては、事前周知なしの手続の実施やコミュニケーションの不足等があげられます。他県では、地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事業もみられます。これらを未然に防ぎ、風力発電事業を地域と共生して実施していくためには、事業計画作成の初期段階から、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図る必要があります。その際、事業者からの一方的な説明だけでなく、意見を事業計画に反映させるなど地域住民等に十分配慮して手続を進め、誠実に対応することが必要です¹⁴。

4.について、配慮書手続前に各種調査を行う場合、地域住民や自治体等の側からみると、何の調査が始まったのか分からずトラブルになる事例があり、適切な時期・頻度で地域とのコミュニケーションをとることが必要となります¹⁵。例えば、現地調査のため土地の所有者の同意を得ることを優先し、地域住民等とのコミュニケーションのタイミングが遅くなったため、当初予定していた事業計画どおりに事業が進まない場合があります¹⁶。また、事業計画の周知の範囲を事業エリアの隣接範囲に限定したことにより、地域住民等と良好な関係を築くことができずにトラブルになる場合もあります¹⁷。このため、配慮書手続前に、適切な範囲の地域住民等に対し、計画を周知することが必要です。

周知の範囲については、事業による環境影響が及ぶ範囲や地域の土地利用の状況を踏まえ、慎重に検討する必要があります。計画を周知する目的は、情報を伝えることだけではなく、地域の環境情報や懸念事項等を聴き取ることです。関心のある人や一部の関係者だけに情報を提供し「意見を聞く」だけでは十分ではありません。計画に利害を持ち合わせている人はどういう人かを入念に探し、「意見を聴きに行く」というスタンスで望むことが必要です¹⁸。相手方には自治会はもちろん、河川を利用する農業者や漁業者、森林を管理する森林組合等の団体など様々なステークホルダー（利害関係者）が考えられます。市町村からの助言等を踏まえ、地域の実情に応じた適切なステークホルダーを探し出すことが必要です。

5.について、事業を円滑に進めていくためには、事業者側からの周知・説明だけでは十分ではありません。地域住民等から地域の情報や懸念事項等を聴き取り、それらを踏まえた対応結果を報告する「双方向のコミュニケーション」が必要です¹⁹。説明会や図書の公告・縦覧は、「情報を

伝える」ことを主眼に行われがちです。計画に対して利害・関心を持つ人を捜し、利害・関心を聴きだし、計画の情報を共有する場として活用することが必要です²⁰。地域住民等から情報や懸念事項等を「聴く」ことは、配慮書手続を円滑に進める上でも大きな意義があります。

6.について、配慮書手続は、事業の位置、規模等の複数案を設定して、重大な環境影響に着目し、環境の保全のために配慮すべき事項について検討するものです。配慮書手続中の地域住民等とのコミュニケーションにおいては、既存資料で把握しきれない情報が得られる場合があります。例えば、「立地選定に関する基準」のレッドゾーン及びイエローゾーンに該当しない区域で、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある可能性が小さい区域であっても、「この山の東側には〇〇のような生物が生息する。これらはできるだけ多く残す案が望ましい」、「風車の建設予定地につながる道路沿いには鶏舎が多数あり、工事用車両の通行量の増加で、鶏が餌を食べなくなる心配がある」などの地域特有の情報が考えられます。このため、事業の位置、規模等に関する複数案ごとに環境影響の程度や内容を具体的に示し、地域の環境を良く知っている地域住民をはじめとした一般の方々の意見を聴取し、地域環境の保全に配慮する必要があります²¹。

配慮書に記載の風車の配置計画等が不明瞭であることは、地域住民等の不安要因となる傾向があります。また、配慮書において、「事業実施想定区域」を広く設定した複数案としながら、事業実施想定区域の範囲で環境影響の整理・比較を行っていない場合は、地域住民等の事業に対する理解が進まない傾向があります。このため、配慮書に記載した事業計画の内容については、可能な範囲で具体的かつ明確な説明を行うことが必要です²²。

環境影響評価におけるコミュニケーションの課題として、説明会に関する意識や取組が不十分であることが指摘されています。事業者側では、「手間とコストがかかるため必要最小限の対応に留めたい」、「寝た子を起こしたくない」、地域住民等の側では、「説明会参加者、意見提出数が少ない」などの課題です²³。地域とのコミュニケーションに当たっては、地域の不安を緩和するための積極的かつ丁寧な説明が必要です。同時に、地域の理解を醸成するための意見に対する迅速かつ適切な対応が必要です²⁴。

説明の手法については、慎重かつ十分な検討が必要です。説明会を開催する場合は、地域住民等が参加しやすい開催時間や場所の選定に配慮することが必要です。また、説明会に参加できない地域住民等のために、回覧板や広報への掲載、個別訪問などの方法で説明することも有効です。市町村からの助言を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな方法を検討し、積極的なコミュニケーションを図ることが求められます。

7.について、風力発電事業の地域における受容性を向上させるためには、事業者の積極的な情報開示の取組が必要です。縦覧期間後の図書の継続公表や、インターネット閲覧の図書の印刷・ダウンロードの可能化は、最も基本的な情報開示の取組です。環境省では、法定の縦覧期間が終了した図書について、事業者の協力を得て、環境省ウェブサイト等で公開する取組を行っています。縦覧期間後の継続的な図書の公表は、地域住民の事業に対する理解や、事業者に対する信頼性を高めることにつながります。また、図書の公表等の取組が進むことで、環境影響評価の知見の蓄積につながり、より効果的な評価手法の採用が可能となるなど事業者にもメリットがあります。

このため、県では、県民の環境影響評価図書に対する情報アクセスの利便性の向上や、本県で

実施される事業の環境影響評価の予測・評価技術の向上を図るため、「環境影響評価図書の継続公表等及び希少動植物の情報の利用に関する留意事項」を策定し（第6章）、事業者に対し、県ウェブサイトでの環境影響評価図書の公開等について協力を求めることとします。

2-3. 地域における環境配慮の考え方の聴取

8. 関係自治体における「促進区域」の検討過程で明確化される環境配慮の考え方（考慮すべき環境配慮事項、望ましい事業の規模・形態、環境保全措置のあり方）について、当該自治体、関係機関及び地域住民の意見を聴取しているか。

【解説】

再生可能エネルギー事業の導入に当たっては、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで、円滑な合意形成を図ることが必要です。

このため、県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の設定に関する基準（以下「促進区域に関する県環境配慮基準」という。）を定めています。また、県内市町村では、促進区域の設定に向けた検討が進められています。

「立地選定に関する基準」のレッドゾーン及びイエローゾーンの区域は、促進区域に関する県環境配慮基準を参酌して定めていますが、県環境配慮基準にはそれ以外にも、環境保全上配慮すべき区域や事項が定められており、市町村における促進区域の検討を通じて、地域の自然的社会的条件を踏まえた環境配慮の考え方が明確化されます。具体的には、環境保全を優先すべきエリアや、事業を実施するに当たって考慮すべき環境配慮事項、望ましい事業の規模・形態及び環境保全措置のあり方等があげられます。市町村が促進区域の設定と併せて、こうした環境配慮の考え方を示している場合は、県としても環境影響評価の手続においてその考え方が適切に反映されるよう所要の取組を講じることとしています。このため、事業者においても、地域の環境配慮の考え方に関して、市町村その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえ、その趣旨を事業計画に適切に反映させることが必要です。

第3章 配慮書作成のポイント

3-1. 基本的事項

(1)複数案

9. 複数案が設定されている場合は、重大な環境影響の予測結果を踏まえ、風車の位置や配置計画、工事計画を見直して影響を回避又は低減できるよう、複数案ごとに影響の重大性の程度を整理・比較しているか。
10. 複数案が設定されていない場合は、重大な環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行っているか。

【解説】

9.について、計画段階配慮の目的は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることです。このため、計画段階配慮事項の検討に当たっては、位置・規模又は配置・構造に関する適切な複数案を設定することが基本とされています。複数案は、重大な環境影響を回避、低減できる余地が大きい「位置・規模」に関する案の設定を優先する必要があります²⁵。また、事業ありきで複数案を後付けで設定し検討することは望ましくありません²⁶。特に事業の早い段階では、事業の位置や規模に関する複数案の設定が可能です。これを適切に比較検討することにより、重大な環境影響の回避・低減が効果的に行われることが期待できます²⁷。

配慮書の作成に当たっては、事業計画の検討工程における有望地域の抽出状況に応じて、「立地選定に関する基準」との整合性を検討した上で、適切な形態の複数案を設定する必要があります。具体的には、図3-1に示すとおり、事業計画の検討工程で抽出された複数の有望地域を事業実施想定区域の複数案として設定し、表1に示すとおり、計画段階配慮事項について複数案ごとに重大な環境影響の程度の整理・比較を行います。環境影響の比較方法については、①評価レベル（A,B,C等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理²⁸することにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。

図3-1 複数案の基本

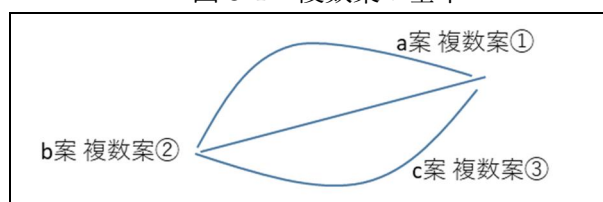


表3-1 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

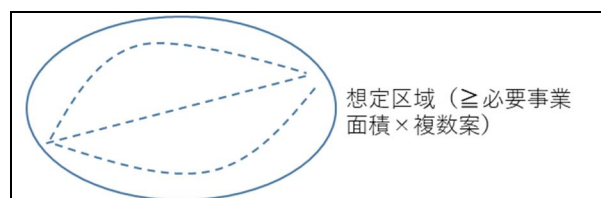
環境要素	重要な対象	特性等	a 案	b 案
大気質	集落、学校、病院	大気汚染物質の影響を受けやすい	× 輸送道路からの離隔距離が小さい（2m）	○ 輸送道路からの離隔距離が大きい（100m）
騒音・超低周波音	集落、学校、病院	静穏性が高い	× 離隔距離が小さい（1km）	○ 離隔距離が大きい（2km）
振動	集落、学校、病院	静穏性が高い	× 輸送道路からの離隔距離	○ 輸送道路からの離隔距離

			離が小さい (20m)	離が大きい (100m)
水質	河川	漁業権設定	○離隔距離が大きい (500 m)	×離隔距離が小さい (200 m)
地下水	井戸、湧水等	水源利用	○離隔距離が大きい (1 km)	×離隔距離が小さい (300 m)
地質・地形	重要な地形	－	○重要な地形がない	○重要な地形がない
地盤	軟弱地盤	－	○地盤沈下が生じやすい地盤の改変がない (0m)	×地盤沈下が生じやすい地盤の経変が多い (200 m)
土壌	重要な土壌	－	○重要な土壌がない	○重要な土壌がない
動物・植物	種 A	重要性の程度高	×影響が大きい	○影響が小さい
	保全区分 A	－	×改変される	○改変されない
生態系	まとまりの場合 B	重要性の程度高	×改変面積が大きい	○改変面積が小さい
景観	景観資源	○○山	×眺望景観を改変する	○眺望景観を改変しない
触れ合いの活動の場	触れ合いの活動の場	○○キャンプ場	×離隔距離が小さい (500 m)	○離隔距離が大きい (2 km)

(出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変）

位置・規模に関する複数案の設定が困難な場合には、図 3.2 に示すとおり、計画段階配慮を行う段階では事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して対象事業実施区域を絞り込んでいくような検討の進め方を、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」と捉えることができます。こうした「区域を広めに設定する」のタイプの複数案は、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされています。具体的には、必要な事業面積よりも広い面積を示しておき、その範囲の中で実際の対象事業実施区域を絞り込んでいく方法があります²⁹。この場合は、重大な環境影響が懸念される地域を特定し、当該地域を対象事業実施区域から除く旨明示する³⁰などの方法により、重大な環境影響を回避します。なお、このタイプの複数案を採用する場合は、風車の規模と当該地域の卓越風向に基づき設定される風車の設置候補地点を踏まえ、必要な事業面積を算定した上で、当該事業実施想定区域全体で複数案に相当する事業面積が確保されていることを示すことが必要です。

図 3-2 区域を広めに設定する複数案



配慮書手続では、重大な影響が予測された場合、図 4 のとおり、風車の位置や配置計画（機種、基数、配列）、工事計画等を見直して影響を回避することが求められます。事業計画の見直しでは影響を十分に回避できない場合には、事業規模の縮小まで視野に入れた検討が必要になることも

あります。実際、自然度の高い植生が分布していたため準備書までに面積が大きく縮小した事業や、希少猛禽類が営巣していたため方法書段階に進めなかった事業があります。こうした重大な影響の回避は、本来、配慮書段階で検討・記載すべき事項です。回避の措置が必要となる可能性がある項目は、改変により不可逆的な影響を受けるもの等であり、自然度の高い植生や希少猛禽類のほか、騒音や景観等が該当する場合があります³¹。特に、猛禽類等の行動圏が広い種については、その大きさを考慮して配慮書段階の事業実施想定区域を設定する必要があります。複数案のいずれにおいても希少猛禽類への重大な影響が懸念される場合は、複数案の中から方法書以降の対象事業実施区域を絞り込むことができず、配慮書手続の目的が果たされないばかりか、事業計画の取り止めを含む抜本的な見直しを余儀なくされ、事業進捗にとっても大きな問題となります。このため、配慮書の作成に当たっては、「立地選定に関する基準」との整合性を検討し、当初からこれら回避の措置が必要となる区域を考慮して事業実施想定区域を設定する必要があります。

図 3-3 複数案の整理・比較

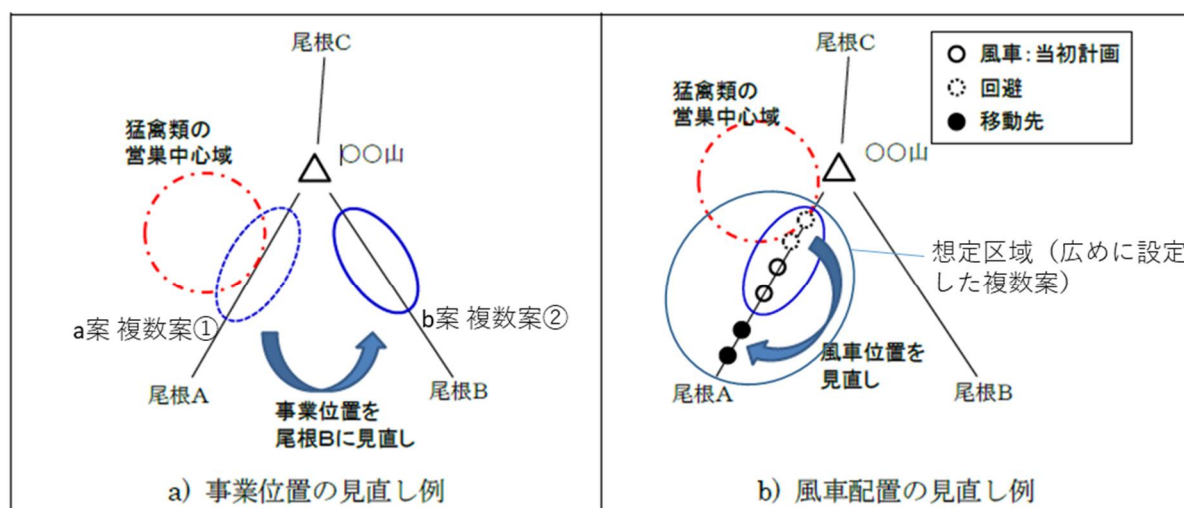


図 1-11 事業計画による重大な環境影響の回避(イメージ図)

(出典：環境影響評価迅速化手法のガイド (NEDO) の P10 掲載の図 1-11 を一部改変)

10.について、複数案による環境影響の整理・比較を行わない場合には、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行う必要があります³²。この場合に、「できる限り」を除いた「実行可能な範囲内で回避又は低減されているか」という視点で評価してしまうと、実行可能な最小限の環境保全措置でもよいことになり、適切ではありません。また、評価において、回避又は低減の具体的、実質的な内容を示さないまま、重大な影響の回避又は低減とすることは、「回避又は低減することにより回避又は低減できる」という同語反復に等しく、客観的、科学的な根拠に基づく評価とはいえません。

計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっては、9.のように複数案ごとに影響の重大性を整理・比較するか、10.のように実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行うことが必要です。

(2) 重大な環境影響

11. 重大な影響を受けるおそれのある環境要素（重大な環境影響）を事業特性及び地域特性を勘案して適切に設定しているか。
12. 重大な環境影響として選定しない項目について、計画段階配慮での取扱いの必要性を吟味した上で、重大な環境影響として取り扱わない理由を記載しているか。
13. 工事による重大な環境影響が懸念される場合、計画段階配慮事項を適切に選定しているか。

【解説】

11.について、重大な影響を受けるおそれのある環境要素（重大な環境影響）は、事業特性及び地域特性を勘案して設定します。

事業特性では、当該事業が同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいおそれがある場合が該当します。例えば、当該事業において用いられる技術、工法等の実施事例が少なく、かつ、その環境影響に関する知見が十分でないものであって、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合です³³。最近の風力発電事業で主流となっている風車は、単機出力 4,200 kW 以上の大規模なものが多く、これらは国内で施工実績がないため、環境影響に関する知見が十分でないと考えられます。このため、計画段階配慮事項の選定に当たっては、環境要因の区分ごとに当該環境要因によって重大な影響を受けるおそれがある環境要素がないか、慎重に検討する必要があります。

もう一方の地域特性では、①「立地選定に関する基準」の基準 2 で定めるイエローゾーンに該当する区域が存在する場合や、②環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合が該当します。このうち、①については、第 1 章に記載のとおりであり、②については、具体的には表 3-2 のとおりです。

表 3-2 環境影響を受けやすい地域又は対象

環境要素	環境影響を受けやすい地域又は対象
大気質	・住宅専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等
騒音・超低周波音	・住宅専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等
振動	・住宅専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等
水質	・水道原水取水地点 ・地下水利用が行われている地域 等
地下水	・地下水利用が行われている地域等
地質・地形	・重要な地形・地質 ・重要な土壌 等
地盤	—
土壌	・重要な土壌等
動物・植物	・個体数が少ない、分布域が限られる、利用する生息・生育環境が限られる、移動能力が小さい種等 ・環境の変化に対し、個体数や繁殖率等が変動しやすい種等 ・自然林、湿原等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境等に依存する種等 ・地域により注目されている種、集団繁殖地 等

生態系	・自然林、湿原、湧水等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 ・里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
景観	・景観資源、眺望点 ・里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原）及び河畔林等のうち、地域で減少・劣化しつつあるもの
人と自然との触れ合いの活動の場	・野外レクリエーション地、里地、里山、都市農園等 ・里地里山（ため池、草原等）及び河畔林等のうち、地域で利用されているもの

12.について、想定される環境影響が、事業者の実績により方法書段階以降で回避・低減が可能と考えられる場合があります。例えば、資材の搬出入による騒音について、遮音壁等の対策により影響が相当程度低減されることが予想される場合などです。また、影響が可逆的あるいは短期間に留まる場合も想定されます。例えば、騒音が一時的に増大するが、道路整備が完了するまでの短期間である場合などです。これらの場合には、重大な環境影響として取り扱わず、計画段階配慮では対象としないことができます³⁴。想定される環境影響のそれぞれについて、計画段階配慮での取扱いの必要性を吟味し、重大な環境影響として選定しない項目については、その理由を記載することが必要です³⁵。

13.について、計画段階配慮の目的は、事業の実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることにあります。事業の実施による環境影響は、一般的に工事完了後の土地又は工作物の存在及び供用時に発生しますが、それだけではありません。工事中においても、周辺環境に対し重大な環境影響が想定される場合は、必要に応じ、計画段階配慮事項として選定します。「重大な環境影響が想定される場合」とは、「工事による影響が著しく大きい場合」、「工事期間による影響が著しく長く継続する場合」、「工事が一時的であっても影響が長く続き回復に長期間を要する場合」等が想定されます³⁶。風力発電事業では、工事による重大な環境影響として、一般的に表 3-3 のような項目が選定されます。これらの項目について、①に照らし「重大な環境影響が想定される場合」は、計画段階配慮事項として選定することが必要です。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、事業計画の熟度が高く、事業の諸元がある程度固まっている場合が想定されることから、可能な限り EIA に準じた方法で、工事による環境影響の調査、予測及び評価を行い、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討する必要があります³⁷。

重大な環境影響を回避するためには、事業計画の早期の段階で環境への配慮を検討することが有益です。このため、計画段階配慮事項の選定に当たっては、地域特性を踏まえ、重大な環境影響が想定される環境要素については、より安全側の考え方に沿って、積極的に選定することが求められます。

表 3-3 工事における環境配慮事項

環境要素	選定理由
騒音	・工事用資材の運搬ルート周辺に家屋が存在し、騒音による影響が懸念 ・対象事業実施区域周辺に民家等が存在し、建設機械の稼働による影響が懸念 ・搬入路の近傍に鶏舎等の畜産施設が存在し、工事による騒音や振動の影響が懸念

水質	・対象事業実施区域近傍に沢や河川が存在し、工事による水の濁りが発生するおそれ ・造成等の施工時に雨水排水が想定され、濁水による影響が懸念 ・水道原水取水地点が近傍に存在し、工事による水質への影響が想定
地盤（安定性）	・急傾斜地崩壊危険区域等が近傍に存在し、工事による地盤への影響が想定
動物・植物	・造成工事の施工により、改変区域及びその周辺に生息する動物に影響が生じる可能性 ・土地の造成等による樹木の伐採や土地改変がある。
生態系	・造成等の施工により、改変区域及びその周辺の生態系に影響が生じる可能性 ・対象事業実施区域において重要な自然環境のまとまりの場として二次林等が存在
人と自然との 触れ合いの活 動の場	・工事用資材の運搬ルートが人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートに該当 ・計画している輸送経路周辺に、人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、工事用資材等の搬出入車両による影響が想定

(3)調査、予測、評価の方法

14. 複数案における重大な環境影響を比較検討できる評価指標に応じ、適切な評価、予測、調査手法を選定し、その選定理由を記載しているか。
15. 専門家等へのヒアリングを行い、聴取した意見を踏まえた環境影響の予測及び評価を実施し、その結果を記載しているか。
16. 予測手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項のそれぞれについて、その内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて記載しているか。
17. 文献調査や専門家等へのヒアリング結果を踏まえ、重大な環境影響の有無や程度、環境保全目標との整合について比較整理をしているか。

【解説】

計画段階配慮では、事業による重大な環境影響を把握して回避・低減を行うこと、また影響の回避・低減の効果を適切に把握する必要があります。そのための調査、予測及び評価の手法としては、簡易的な手法から詳細な手法まで様々な手法が想定されます。

14.について、調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定した手法が適切であることを示す必要があります。具体的には、事業計画の熟度、利用可能な情報と適用可能な手法、現在の科学的知見の水準等に応じて、どのように手法を選定したか、その選定理由や過程を示します³⁸。計画段階配慮では、最初に、複数案における重大な環境影響を比較検討できる適切な評価指標を設定することが必要です。次に、当該指標に適用可能な調査手法、予測手法、評価手法を検討します。配慮書作成に当たっては、環境要素ごとの技術手法に係る最新の知見を踏まえ、設定した評価指標と適切に対応する調査手法、予測手法、評価手法を整理し、その考え方とともに記載することが必要です³⁹。

表 3-4 評価指標と調査・予測・評価手法のプロセス

＜水質の評価指標一覧＞			＜計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法（水質）＞		
評価指標	評価の視点	予測	①評価指標	②考え方	
①水域類型指定	類型指定の状況	定量	被影響対象までの 離隔距離	汚濁物質の発生に係る活動量や原単位はないが、事業計画地周辺の被影響対象の分布状況が把握できるため	
②汚濁物質の現況濃度	現況濃度が低いこと	定量			
③環境基準達成状況	環境基準が達成されていること	定性			
④一定範囲内の被影響対象の数、量又は範囲	被影響対象の数、量又は範囲が少ないこと	定量			
⑤被影響対象までの離隔距離	被影響対象までの離隔距離が大きいこと	定量	③調査手法	④予測手法	⑤評価手法
⑥水質汚濁等を発生させる活動量	汚濁物質等の発生に係る活動量が少ないこと	定量	被影響対象の位置を既存資料により把握する。	汚濁負荷の排出場所から被影響対象までの離隔距離を予測する。	事業計画地から被影響対象までの離隔距離の大小を比較する
⑦汚濁物質等の発生量	汚濁物質等の発生量が少ないこと	定量			

（出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変）

15.について、調査は、原則として国、自治体等有する既存の資料等により情報収集し、その結果を整理し、解析することが基本です。既存資料からの情報収集では、予測及び評価に必要な情報を得ることが困難な場合や、既存資料の整理された時期や用いられた調査手法の妥当性等への留意が必要な場合があります。この場合は、専門家等へのヒアリングにより、収集した情報の質・量に関する妥当性の確認や、情報の補完を行うことが求められます。また、専門家等へのヒアリングにおいては、環境への影響の重大性の把握や、複数案の環境影響の比較のための予測手法や指標の把握を念頭におく必要もあります。特に、重要な環境要素によっては、影響の重大性についても意見を確認しておくことが必要です⁴⁰。これらを踏まえ、ヒアリングで聴取した意見を環境影響の予測及び評価に適切に反映させることが必要です。

意見聴取結果とそれを踏まえた評価結果の記載は、外部の意見を聴取しその結果を計画に反映させるという環境影響評価の趣旨に照らし、根幹的な事項です。特に、希少野生動植物種の生息・生育状況については、既存資料から十分な情報が得られないことがあります。このため、専門家等へのヒアリングを確実に実施し、聴取した意見の内容及び意見を踏まえた環境影響の予測及び評価結果を記載する必要があります。配慮書には、専門家等から聴取した意見の内容を正確に記載することが必要です。配慮書に記載する予定の意見の内容及書きぶりについては、あらかじめ当該専門家に丁寧に確認します。配慮書には、その了解を確実に得てから記載することが必要です。

また、専門家等からの意見聴取においては、できるだけ複数の専門家等へヒアリングを行うよう努め、意見や情報に偏りが生じないように配慮する必要もあります。

16.について、予測手法は、位置等に関する複数案及び計画段階配慮事項ごとに、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、選定します。その際、選定事項の特性や上述した事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度や、当該環境影響が回避・低減される効果の程度を適切に把握できる⁴¹手法を選定することが必要です⁴²。このため、配慮書では、予測手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項のそれぞれについて、その内容及び妥

当性を予測の結果との関係と併せて明らかにすることが必要です⁴³。

17.について、評価は、位置等に関する複数案ごとの選定事項について、環境影響の重大性の程度や、当該環境影響が回避・低減される効果の程度を整理し、これらを比較することにより行います⁴⁴。この場合において、国又は関係自治体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査・予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討することが必要です⁴⁵。本県の環境保全に係る基準又は目標としては、表 3-5 のようなものがあげられます。

表 3-5 環境保全に係る基準又は目標

環境要素	環境保全に係る基準又は目標
騒音、土地の安定性、希少猛禽類、生態系、景観・触れ合いの活動の場	陸上風力発電所の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準
動物、植物	岩手県自然環境保全条例に基づく岩手県自然環境保全指針における保全区分
猛禽類	いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画におけるイヌワシの保全目標

評価は、環境要素ごとに複数案における重大な環境影響を比較整理し、予測結果をまとめて示すことを基本とします⁴⁶。配慮書では、複数案での重大な環境影響の比較整理に基づき、各案の環境影響についての特徴を総括的に整理します。例えば、「事業実施想定区域の A 案は住宅等に対する騒音の影響が小さいが、動植物への影響が大きい」「事業実施想定区域の B 案は動植物への影響は小さいが、住宅等に対する騒音の影響が大きい」等の記述が考えられます。この際、環境要素間に重大な環境影響のトレードオフの関係が生じる場合があることに留意が必要です⁴⁷。

風車の配置が決まっていないなど事業計画の熟度が低いことは、複数案としての重大な環境影響の比較整理を行わない理由になりません。事業計画の熟度が低い場合でも、想定される風車の配置案を示し、区域の各エリアについて、環境要素毎に重大な環境影響の比較整理を行う必要があります。

区域を広めに設定するタイプの複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される地域等を特定し、当該地域等を対象事業実施区域から除く旨明示するなどの方法により、重大な環境影響を回避します。

3-2. 事業実施想定区域の設定

(1)事業計画

18. 地域の環境保全、産業振興、コミュニティの活性化への貢献などの観点から、当該事業の実施について経営計画にどのように位置づけているかを分かりやすく整理しているか。
19. 事業計画（事業の位置及び規模（総出力）、配置計画、工事計画等）を適切に策定しているか。

【解説】

18.について、2030 年度の温室効果ガス削減目標の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、地域の脱炭素化はもとより、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなります。一方で、再生可能エネルギーの導入に関しては、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じています。このため、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用のあり方、その他の公益への配慮等が必要となっています⁴⁸。

再生可能エネルギー事業を円滑かつ確実に実施するため、地域資源である再生可能エネルギーを活用することについて自治体や地域住民に理解を求める必要があります。また、環境法令を遵守することはもとより、防災、環境保全、景観保全等の地域特性を踏まえた事業計画とすることも必要です。その上で、事業計画について自治体や地域住民の理解を得るため、事業者が積極的なコミュニケーションを図ることが求められます。

コミュニケーションに当たっては、事業者が当該事業を経営計画にどのように位置づけているかを示す必要があります。地域の環境保全、産業振興、コミュニティの活性化への貢献などの観点から、事業をどのように構想しているかを示すことは、事業者の事業に対する基本姿勢を対外的に明らかにするものです。事業の構想、主要な課題への対応方針、地域共生の方法などについて、事業者の考えを積極的に開示しながら、一連の環境影響評価手続を進めていくことで、地域住民の理解を一層高めることにつながります。

19.について、配慮書の作成に当たり、まず必要になるのは計画段階配慮事項の検討の前提となる事業計画を適切に策定することです。事業計画は、事業の位置及び規模（総出力）、配置計画（機種、基数、配列）、工事計画等からなります。方法書段階の対象事業実施区域は、施設の設置や搬入路等の工事により改変される区域、仮設備や施工ヤードの区域等の全ての工事区域を包含するよう定める必要があります。しかし、配慮書段階で施工ヤードや発電機の搬入路等の範囲を含めていなかった等の理由により、方法書段階で対象事業実施区域が拡大している事例がみられます。本来、配慮書手続は事業の計画段階で「重大な環境影響」を回避するステップであり、配慮書の「事業実施想定区域」の中から方法書以降の「対象事業実施区域」に絞り込まれていくのが原則です。このため、配慮書の作成に当たっては、当初からこれら工事計画等に係る区域を事業実施想定区域に含めておく必要があります⁴⁹。

(2)事業計画の全体スケジュール

20. 事業性調査段階から運転開始までの事業スケジュールが整理されているか。
21. 前倒環境調査を実施している場合は、前倒し調査の時期、内容が整理されているか。

【解説】

20.について、一般的な事業工程では、事業性調査（立地地点調査、風況調査等）の開始から運転開始まで、8～9年程度の期間を要するとされています。そのうち、環境影響評価の所要期間は3～4年程度と見込まれ、運転開始までの全工程中で主要な部分を占めます⁵⁰。このため、環境影響評価手続の円滑な実施は、事業化へのリスク低減の観点からも重要です。配慮書は、環境影響評価手続に先立って行われる事業性調査の検討結果を踏まえて作成されることから、その進捗状況を示すことは、配慮書が十分な調査検討を経て作成されたものであることを説明する上で有効です。

21.について、前倒環境調査は、配慮書又は方法書手続に先行して、又は同時並行で現況調査や予測・評価等の作業を進めるものです。前倒環境調査を実施する場合は、配慮書における複数案の設定や調査手法等の選定、重大な環境影響の比較・整理に適切に反映させることが必要です。このため、スケジュールの検討に当たっては、図3-4の例のとおり、一連の事業計画の検討のもとで、環境影響評価手続や前倒環境調査を含めた全体工程を明確にすることが必要です。

図3-4 スケジュール作成の例

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
環境影響評価手続									
事業計画	立地調査								
	風況調査								
	電力連系協議								
	事業計画認定								
	基本設計・実施設計								
	許認可手続								
	建設工事・試運転								
前倒環境調査									

(3)風況

22. 文献調査や実地調査による風況データを踏まえた有望地域の抽出状況について整理されているか。
23. 月別平均風速や年間風向出現率等の風況データの収集状況が記載されているか。
24. 風況と風車の性能から推定した年間発電量、二酸化炭素削減量その他の事業の社会的効果や、売電金額、総事業費その他の事業の経済的効果を算定しているか。

【解説】

風力発電事業は、一般に、風況調査の実施後に具体的な計画が立案されます。風況調査が実施

されればおのずと事業実施想定区域が限定されます。このため、風況調査後に配慮書手続を行う場合は、既に事業性の観点から候補エリアがある程度限定されている状況で検討が進められることとなります。配慮書手続により事業実施候補エリアを絞った後で風況調査を実施する場合は、絞り込んだ候補地における風況が想定外に悪い場合があるといった事業リスクを抱えることとなります。一方、風況調査自体が高額で長期間に及ぶこともあるため、事前に多くの地点で調査を実施することが困難である場合もあります。

いずれの場合においても、自治体への事前相談の段階では、風況データの収集や風況調査の結果を踏まえ、風力発電の社会的、経済的効果を示すことに留意する必要があります。

なお、風況調査の段階であっても、風況観測塔の設置などによるイヌワシの生息への影響が懸念されることから、「立地選定に関する基準」に定めるイヌワシのイエローゾーンでの事業を計画する場合は、風況観測を行う前に、県に相談することが望まれます。

22.及び 23.について、月別の平均風速や年間の風向出現率等のデータを収集して、風況が良好な地域を有望地域として抽出した結果を示します。

24.について、想定される風車の性能と年平均風速から、利用可能率を考慮した年間発電量と設備利用率、想定年間発電量をもとにした一般家庭の電力消費量に換算した発電量、年間二酸化炭素削減量その他の事業の社会的効果や、年間売電金額、事業費その他の事業の経済的効果を算出し、分かりやすく示すことに留意する必要があります。

こうした一連の検討経過を示すことで、当該地域を事業実施想定区域として設定した経過が明確となります。

(4)自然条件

25. 事業実施想定区域の詳細な標高や傾斜などの地形条件を把握できる図面は整備されているか。
26. 着雪・着氷に関する統計量など地域特性に応じた気象条件は整理されているか。
27. 風車の設置する土地の地形や傾斜、林地の分布状況などの土地の安定性の状況を把握できる図面は整備されているか。

【解説】

25.について、風況は地形条件によって大きく変化することから、事業性調査の段階では対象地域の標高や地形条件の調査が行われます。また、標高や地形は、生育する植物種を決定する重要な要素であり、標高や地形に応じて植生が異なります。このため、標高や傾斜などの地形条件を分かりやすく示すことが必要です。

26.について、風力発電の事業計画を左右する気象現象は、一般的に、落雷、台風、風の乱流があげられます。これらに加え、本県のような積雪地帯では、着雪・着氷などによる影響も指摘されています。立地地点の気象条件は、対象地域の選定に当たって初期段階でスクリーニングすべき重要な要素です。

27.について、風車の重量は 2,000 kW 級で 230 トン程度あるとされ、風車を設置する土地は強固な地盤であることが必要です⁵¹。切土、盛土等による土地の改変行為等は地盤の持つ機能を変化させ、これに関連する環境要素にも影響を与えます。したがって、地盤に係る環境影響評価に

際しては、地すべり・斜面崩壊といった土地の安定性の変化が及ぼす影響を広く考慮する必要があります⁵²。土地の安定性に係る重大な環境影響の調査、予測及び評価は、発電事業において一般的に想定される計画段階配慮事項です⁵³。特に、急傾斜地や地すべり地形など地盤が弱い場所その他地形、地質等から崩壊しやすい場所が事業実施想定区域やその周辺に含まれている場合は、重要な環境影響として選定する必要があります。このため、事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内の地域における地形や傾斜、林地の分布状況などの土地の安定性の状況を分かりやすく示すことが必要です⁵⁴。

事業性調査の段階で把握した自然条件を整理し、必要に応じて配慮書にも記載することで、当該地域を事業実施想定区域として設定した自然条件が明確になります。

(5)社会条件

28. 事業実施想定区域内の用地（風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む）の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか。
29. 環境保全等の観点から設置規制のあるエリアや配慮すべきエリアについて、環境影響を考慮する重要な対象として把握し、その重要性の程度や特性を考慮し、複数案ごとに重大な環境影響の程度を整理、比較しているか。
30. 系統連系の検討状況（連系可能な既設の送・配電線、変電所等との距離や系統連系の状況、事前相談等の状況等）について整理しているか。
31. 輸送道路の検討状況（輸送道路の想定ルート、近隣住宅等の状況、支障箇所の有無及びその位置・状況等）について整理し、複数案ごとに車両通行や線形確保のための道路の造成工事による重大な影響の程度を比較しているか。

【解説】

28.について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における事業計画の認定基準の1つには、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」があります。発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるためには、発電設備を設置する場所の所有権等の権利を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められることが必要です。事業者に土地を譲渡又は賃貸する地権者は、事業の実施による土地改変により、現に受けている利益を直接害され、又は害されるおそれがあります。また、発電設備を設置する土地の周辺に環境影響が生じる場合は、それぞれの土地の地権者同士の関係がより複雑になることも考えられます。環境影響評価におけるコミュニケーションは、環境情報の交流にあり、土地の使用に係る地権者と事業者の合意形成そのものを目的とするものではありません。しかし、土地の使用に当たっては、大規模な風力発電事業では地上権や賃借権が設定されることが多く、地権者は事業終了後も当該土地を所有し続けます。環境影響評価の結果は、事業の実施による土地の改変で発生する環境影響を直接被る地権者にとって重要な情報です。このため、環境影響評価に当たっては、土地の所有者の自然環境との関わりを考慮し、地域の状況や課題等を十分に把握しながら適切なコミュニケーションを図ることが必要です。

29.について、環境保全等の観点から設置規制のあるエリアや配慮すべきエリアは、重大な影

響を受けるおそれのある環境要素（重大な環境影響）を設定するに当たって、勘案すべき地域特性です。重大な環境影響は、「立地選定に関する基準」を参考に把握できます。当該基準における基準1では、環境保全上の支障を防止する観点から法令により指定されている区域であって、一般的な開発行為が制限されている区域をレッドゾーンと定め、環境の保全上の支障を防止するため、対象事業実施区域に含まれないこととしています。また、基準2では、環境保全上の支障を防止する観点から法令等により指定されている区域であって、レッドゾーン以外の区域をイエローゾーンと定め、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることとしています。

重大な環境影響の程度を整理、比較するに当たっては、「立地選定に関する基準」との整合性を検討し、当初から回避の措置が必要となる区域を考慮して事業実施想定区域を設定した上で、同区域がイエローゾーンと重複する場合は、その重要性の程度や特性を考慮する必要があります。具定例として、動植物・生態系に係る各区域を表3-6に再掲します。

表 3-6 生態系におけるゾーニング（再掲）

ゾーニング	区域
レッドゾーン	・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の特別地区（自然環境保全法） ・自然環境保全地域の特別地区（自然環境保全条例） ・生息地等保護区の管理地区（種の保存法、希少動植物保護条例） ・国指定・県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
イエローゾーン	・自然環境保全地域の普通地区（自然環境保全法） ・自然環境保全地域の普通地区（自然環境保全条例） ・生息地等保護区の監視地区（種の保存法、希少動植物保護条例） ・国指定・県指定鳥獣保護区の特別保護地区以外（鳥獣保護管理法） ・カモンカ保護区（昭和54年三庁合意） ・河川区域（河川法）、海岸保全区域（海岸法） ・農用地区域内の農地、甲種農地（農振法、農地法）、第1種農地（農地法） ・植生自然度の高い地域（9以上）（環境省）、特定植物群落（環境省） ・自然再生の対象となる区域（国土交通省） ・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）、重要湿地（環境省）、自然共生サイト（環境省） ・緑の回廊（林野庁・岩手県） ・生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）
その他のゾーン	・上記以外の区域

イエローゾーンと重複する場合の配慮書の作成に当たっては、これらのエリアの重要性の程度、特性などを考慮し、事業計画の特性や熟度に応じて、重大な影響の有無や複数案による差を丁寧に示すことが必要です。複数案による差を示す際に、例えば影響を受ける場の面積等を指標とすることが考えられます。しかし、案によっては影響を受ける面積が少なくても重要性の程度が著しく高い重要なエリアが含まれる場合が想定されます⁵⁵。評価に当たっては、複数案ごとに、環境影響の重大性の程度を整理し、これらを比較することが必要です⁵⁶。

イエローゾーンのうち、法令ではなく、通知等により指定されている代表的なエリアの指定の目的及び対象は以下のとおりです。

エリア	目的及び対象
生物多様性保全上重要な里地里山	多様で優れた二次的自然環境を有する野生動植物の保護・保全を目的に、環境省により選定されている。開発規制はないが、環境保全上配慮すべきエリアである。 本県では、種山ヶ原、安家地区など10箇所が選定されている。
緑の回廊	緑の回廊は、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体

	群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心として、国が国有林を、県が民有林を、ネットワーク状に指定している。 関係者・関係機関の協力のもと、回廊の連続性を確保することで自然環境の保全や維持を図っている。 本県の民有林部分の奥羽山脈緑の回廊は 2.3 千ヘクタールであり、北上高地緑の回廊は国有林のみの設定となっている。
生物多様性保全の鍵になる地域（KBA）	レッドリスト掲載絶滅危惧種の生息・生育地の保護・保全を目的に、国際自然保護連合により選定されている。開発規制はないが、環境保全上配慮すべきエリアである。本県では、八幡平、早池峰山など 10 箇所が選定されている。

その他のゾーンについては、環境保全上の支障を防止する観点から法令等により指定されている区域ではないため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある可能性は小さいと考えられますが、環境影響評価においては、立地による影響を確認し、環境の保全への適正な配慮を確保することが必要な区域です。このため、こうした区域における計画段階配慮事項の調査に当たっては、国、自治体等有する既存の資料等により、調査地域の自然状況及び社会条件に関する情報を収集、整理、解析することが必要です。

自然環境の現状を把握・評価した既存の資料としては、例えば、岩手県自然環境保全指針があり、同指針に定める保全区分の情報を、その他の文献調査や専門家等からのヒアリング結果などと重ね合わせることで、重大な環境影響の程度を整理、比較することが可能となります。

【参考】 本ガイドラインにおける岩手県自然環境保全指針の考え方について

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年条例第 22 号）第 5 条第 2 項では、事業者の責務として、「県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする」と定めています。また、岩手県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 62 号）第 11 条第 1 項に基づき県が定める自然環境保全基本方針では、自然環境保全に関する重要事項を定めており、自然環境保全に関する調査研究の基礎調査として、地形、地質、植生及び野生動植物の生息地等自然状況に関する調査を行い、これを基礎に植生図その他の分布図として、岩手県自然環境保全指針（以下「保全指針」という。）を作成しています。保全指針は、本県の自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、自然環境保全施策を進める際の指針として、自然環境の保全について一般的な方向性を示したものです。このため、事業者は、本指針が定める自然環境の保全についての一般的な方向性に沿って、事業計画を策定することが期待されます。

保全指針では、自然環境を 2 つの視点からとらえており、そのうち、「優れた自然」では、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物種の繁殖地や生息・生育地、貴重な地形・地質・自然景観などを対象として、それらを一定の基準により評価し、1 km 四方のメッシュごとに A～E の 5 段階の保全区分に応じて保全の目標と方向を示しています。

このうち、保全区分 A は、保全の方向として、「植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける」と定めています。この趣旨は、自然環境の保全の観点から、改変の「回避」を優先して検討し、これが困難な場合に、必要に応じ「低減」、「代償措置」の検討を行うという環境保全措置の優先度に応じた対応について、特に高度な保護・保全が求められる保全区分

Aにおける考え方を示しているものです。

また、保全区分A及びBは、保全の方向として、「事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する」と定めています。この趣旨は、当該地域が重要な植生や動植物種等の生息・生育地と重なる場合において、調査等によりその現況を把握し、環境保全措置の優先度に応じた適切な措置をすることで、保全に万全を期することを求めているものです。

このため、当該地域が希少猛禽類など広い行動圏を有する動物種の生息地と重なる場合は、当該地域のいずれにおいても重大な環境影響が懸念されるため、改変を避けるべきエリアであると考えられます。保全方向に「調査等により現況を把握し」とあることをもって、回避の検討を優先して行わないことの理由とすることは適切ではありません。

計画段階配慮事項の調査に当たっては、調査地域の自然状況及び社会条件に関する情報を、原則として国、自治体等有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することによって行うものとされています⁵⁷。保全指針は、本県の自然環境の現状を総合的に把握・評価し、保全の方向を示したものであり、調査に当たって収集・整理・解析すべき「自治体有する既存の資料」として重要な資料の一つです。

また、保全指針の保全区分に関する情報は、重要な種等の分布状況の推定に当たって有効に活用することが重要です。

具体的には、当該地域の環境情報を国、自治体等有する既存資料から収集するとともに、調査範囲内に分布する可能性のある重要な種等によっては、市民団体による報告等その他の地域の情報が有効な場合があることに留意し、必要に応じてこれらの情報も参照します⁵⁸。また、既存資料のみでは重要な種等への影響を予測する上で必要な情報が十分でない場合は、地域の状況に精通している学識経験者、公的な研究所・試験場の職員、環境分野のNGO・NPOなどの専門家等からヒアリングし、重要な種等の分布等に関する情報を収集します⁵⁹。さらに、重要な種等の重要性の程度が高く、かつ事業の影響がある程度想定される場合には、地形情報や植生と重要な種等の生態情報から推定する方法や、過去の現地調査データを用いる方法など、解析的な手法の活用を検討することも重要です⁶⁰。これらの文献調査、専門家等ヒアリング、解析的な手法による推定結果と、保全区分の情報を重ね合わせることで、重要な種等の分布状況の推定が可能である場合があります。

30.について、風力発電施設を系統連系する場合、電力系統までの距離が長いと建設コストが増加します。風況のよい山岳地帯等で送・配電線の容量が少ない場合やすでに他の風力発電施設が系統連系されている場合は、接続が困難な場合があります⁶¹。系統連系の状況は風力発電事業の事業性に直接影響する要素であり、事業実施想定区域の設定根拠を説明するインフラ条件の1つとして整理することが必要です。

また、発電した電気を電力系統に連系する場合、構内変電所から系統へ送電するための送電線を設置する工事等により、建設機械の稼働、工事関係車両の運行量の増加、工事期間中の沿道地域での渋滞の発生等に伴う大気環境への影響の増大や温室効果ガスの排出量の増加をはじめとする環境影響が新たに生じる可能性が高くなります。

このため、建設予定地点と系統連系可能な既設の送・配電線、変電所等との距離等の状況について、電気工作物その他の設備に係る配慮書事業特性に関する情報として整理する必要があります。

31.について、輸送道路では、風力発電施設建設時の機材の搬入やナセル・ブレードをタワー上に組み上げるクレーン車の通行が行われます。このため、60m程度の長さのブレードを輸送するための十分なカーブの曲率と5～6mの幅を有した輸送道路が必要です。場合によっては新たに道路の拡幅又は仮設道路を設ける必要もあります。信号機や標識が通行の障害になる場合の移設・再設置、輸送道路の傾斜度、橋梁等の耐荷重と必要に応じた補強、トンネル等の高さとの幅の制限の対応も必要です。輸送道路の整備が与える環境影響には、資材運搬等の車両の運行による騒音や振動、輸送道路の拡幅や新設時の森林伐採等による動植物への影響が考えられます。輸送道路の検討は、対象事業実施区域を絞り込む上で重要な要素です。このため、輸送道路の検討状況（輸送道路の想定ルート、支障箇所の有無及びその位置・状況等）について整理し、複数案ごとに車両通行や線形確保のための道路の造成工事による重大な影響の程度を比較することが必要です。

(6)導入規模の想定

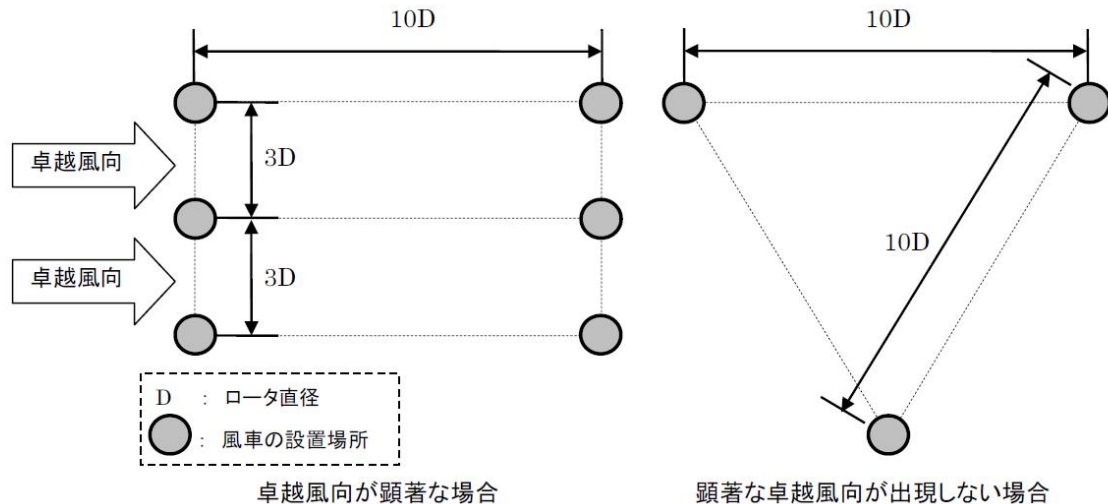
32. 事業性調査段階の導入規模（総出力）、風車の規模・基数、風車設置候補地点を示した図面は整備されているか。
33. コウモリへの影響を回避するため、カットイン風速の調整やフェザリングの実施が遠隔操作で可能な機種選定の検討状況や今後の方針が整理されているか。

【解説】

上記(3)～(5)による風況、自然条件、社会条件のスクリーニングの結果、風車の設置候補地点が定まります。これに輸送道路等を加えたエリアが事業実施想定区域として設定されます。

32.について、風車の配置は当該地域の卓越風向を考慮して設定されます。風車の風下の領域（ウェーク領域）は風況の乱れが生じるため、この領域に風車を設置した場合、エネルギー取得量は大きく減少します。また、ウェーク領域は風向と直角方向に風車のロータ直径の3倍（3D）、風下方向に約10倍（10D）程度であることが確かめられています。このため、風車の具体的な配置例としては、図6のとおり、卓越方向が顕著に出現する地域では10D×3D、顕著な卓越方向が出現しない地域では10D×10Dの風車間隔が目安となります⁶²。これらを踏まえ、複数案ごとに風車の設置候補地点を整理する必要があります。

図 3-5 風車の配置方法



(出典：風力発電導入ガイドブック（NEDO）、上の図は P103 掲載の図 4.2.1-12 を引用)

33.について、風力発電機がコウモリに与える影響を回避・低減するため、最近では、風車のカットイン風速の調整やフェザリングを遠隔で操作できる機種が開発されています。また、今後の技術開発により、こうした機種の導入が更に進むものと予想されます。事業の実施に伴う動物への影響を回避するため、事業の初期段階から環境保全に配慮した機種選定を検討することが必要です。事業計画の熟度に合わせて具体化していくことで、より適切な環境保全措置の実施も可能となります。このため、配慮書段階から機種選定の検討状況や今後の方針を整理することが必要です。

(7)累積的な影響

34. 事業実施想定区域及びその周辺に、他の風力発電所との累積的な影響により環境が著しく悪化するおそれが高い地域が含まれる場合は、重大な環境影響を受けるおそれがある環境要素を適切に選定しているか。
35. 周辺に既設又は計画中の風力発電所がある場合は、諸元、位置関係図、供用開始時期等の情報は整理されているか。
36. 累積的な影響を明らかにするため、他の事業者との情報交換（情報の提供及び収集）を積極的に実施しているか。

【解説】

34.について、事業実施想定区域及びその周辺にある他の風力発電所は、重大な影響を受けるおそれのある環境要素（重大な環境影響）を設定するに当たって、勘案すべき地域特性です。重大な環境影響は、「立地選定に関する基準」を参考に把握できます。当該基準では、「環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められる必要がある区域」をイエローゾーンとして定めています。例えば、事業実施想定区域がイエローゾーンと重複し、その周辺で計画中の風力発電事業による鳥類や景観への影響が懸念される地

域において、新たに風力発電事業を計画する場合には、その環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあります。このため、事業実施想定区域及びその周辺に、他の風力発電所との累積的な影響により環境が著しく悪化するおそれが高い地域が含まれる場合は、累積的な影響が懸念される環境要素を適切に選定する必要があります。

35.について、他の計画中の風力発電事業との累積的な影響を把握するためには、当該事業の風車の諸元、位置及び配置、供用開始時期等の情報が必要です。これらの情報は、重大な環境影響を設定するに当たって把握すべき地域特性に関する情報です。当該事業が方法書段階以降の手続を行っていれば、関連する環境影響評価図書等の公開情報を収集することで把握が可能です。当該事業が配慮書段階である場合であっても、風車の位置及び配置を含め、ある程度の把握は可能です。環境影響評価図書の縦覧期間が終了し、終了後の公開が行われていない図書については、県が保有する行政文書として、情報公開制度に基づき開示することが可能です。

36.について、他の風力発電事業との累積的な影響を把握するために必要な地域特性に関する情報が公開情報で十分に得られない場合は、重大な環境影響を把握する上で必要な調査手法の選定として、他の事業者へのヒアリングを行い、収集した情報の質・量に関する妥当性の確認や、情報の補完を行うことが求められます。累積的な影響が懸念される事業に対する知事意見では、環境影響に関する情報の入手や提供を積極的に行うよう求めています。県では今後も、地域環境の保全を図るため、事業者間で、累積的な影響を把握する上で必要な情報の提供及び収集が円滑に行われるよう所要の措置を講じます。事業者においても、風力発電事業による地域全体の環境負荷の低減を図る観点から、情報の提供及び収集に自ら積極的に努めることが求められます。

3-3. 計画段階配慮事項等

(1) 騒音及び超低周波音

- | |
|--|
| <p>37. 5万分の1以上の縮尺、事業実施想定区域から500m単位で被影響対象の有無を示した図面を記載し、その距離ごとの数を記載しているか。</p> <p>38. 住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設（人と自然との触れ合いの活動の場を含む）と事業実施想定区域からの距離を施設ごとに比較し記載しているか。</p> <p>39. 事業実施想定区域及びその周囲1～2kmの範囲内に、住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設がある場合は、「距離減衰」及び「騒音レベル合成」の予測式を用いた風車騒音の予測を行っているか。</p> <p>40. 騒音に係る環境基準の類型指定がない地域について、静穏性の高さなどの地域特性を十分に考慮した評価を行っているか。</p> <p>41. 騒音・超低周波音の健康影響に関する疫学調査の状況を踏まえた地域との適切なコミュニケーションの実施や施設の稼働計画の検討を行っているか。</p> <p>42. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。</p> <p>43. 計画段階配慮事項の検討を踏まえ、風力発電施設と住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設との距離が十分に離れている計画となっているか。</p> |
|--|

【解説】

37.及び 38.について、騒音は、各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題で、その発生源は多種多様です。また、超低周波音については、人の健康への影響も含めて調査研究が進められています。

本県の陸上風力発電施設は、山間部の静穏な環境において建設されることが大半です。こうした環境にある住宅、学校、医療機関、福祉施設は、静穏性について特に配慮を要します。このため、これらの被影響対象の分布状況を確実に把握した上で、事業実施想定区域からの離隔距離を予測し、影響の有無や回避及び低減の内容を具体的に整理する必要があります。

また、人と自然との触れ合いの活動の場において、利用者が静穏性を必要とする活動を行うことも想定されます。これらは、文献の情報に限りがあることから、現地での情報収集も有効です。事業計画の初期段階から関係自治体や地域住民の意見を聴き、積極的にコミュニケーションを図ることで、地域住民の事業に対する理解促進にも寄与します。

加えて、騒音の発生に伴い、動物や生態系への影響が懸念される場合としては、騒音により動物が嫌忌行動等をとる場合等が考えられます。このような場合は、騒音と動物、生態系の相互関係により、調査の範囲や手法を設定する必要があります⁶³。騒音や風車の影が動物に与える影響については、まだ十分な科学的知見が得られていませんが、地域からの懸念の声に丁寧に対応する観点から、調査範囲や調査手法の選定において適切に考慮することが必要です。

39.について、「立地選定に関する基準」では、住居等から1kmから2kmの区域はイエローゾーンとしています。騒音は、地域住民等の関心が高い項目です。また、風車騒音の影響が大きいと予測された場合、実行可能な環境保全措置等の方法が限られます。このため、事業化判断後の早

い段階から、事業計画（総出力、機種・配置計画等）の検討において環境影響の予測を行い、地域の生活環境に配慮した適切な計画としておくことが重要です。予測の手法としては、想定される風車の機種及び基数・配列等の情報をもとに、「距離減衰」及び「騒音レベル合成」の予測式を用いて、風車騒音を簡易に予測する手法が考えられます。また、より精度を上げるために「空気吸収」や「回折減衰」を考慮した予測手法を選択することも考えられます。配慮書段階では、通常、現地調査を実施していないため、残留騒音と風車騒音を合成した値を予測することはできませんが、残留騒音の値を数パターン想定し、それぞれ風車騒音と合成してシミュレーションすることにより、どのような風車の機種及び基数・配列の時に影響が大きくなるのか、また影響の大きさがどの程度なのかを把握しておくことは可能です。配慮書段階において事業計画の検討経緯を示し、事業計画の検討において環境配慮をしていることを根拠データで説明するためにも、こうした騒音の予測を行うことには大きな意義があります。なお、配置する風車の出力に幅があって絞り込めない場合は、配慮書では、具体的な複数案を提示する必要があります⁶⁴。

40.について、騒音に係る環境基準の類型指定がない地域における影響評価は慎重に検討する必要があります。風力発電施設が設置される地域は特に静穏性の高い地域であることが多いため、その影響評価に当たっては、最も厳しい基準であるAA類型を参考基準とするなど地域の実情に応じた対応が必要です。

41.について、騒音による睡眠障害などの健康影響については、まだ十分な科学的知見が得られていません。一方で、国内の疫学調査では、住居との離隔距離が1,500m以内の場合、2,000m以上の離隔のある住居に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍と有意な増大が認められるという報告もあります⁶⁵。このため、これらの被影響対象の数・範囲や離隔距離に照らし、安全側の考え方から、施設の稼働調整を含む環境保全措置の検討を行い、地域との適切なコミュニケーションを図ることが必要です。

また、過去の環境影響評価手続では、対象事業実施区域及びその周辺において鶏舎・牛舎・豚舎等の畜産施設が密集する地域が存在する場合に、騒音や超低周波音などによる畜産物への影響について、地域から懸念の声が挙がる事例が見られました。畜産物への影響についても、まだ十分な科学的知見が得られていないところですが、最新の科学的知見の情報収集に努めるとともに、地域とのコミュニケーションは安全側の考え方に沿って丁寧に進めることが求められます。

42.について、評価は、表3-7に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか⁶⁶、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います⁶⁷。具体的には、①評価レベル（A,B,C等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理⁶⁸した上で、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避・低減等の配慮）の検討を行い、方法書において対象事業実施区域を絞り込むことが必要です。区域を広めに設定するタイプの複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される地域を特定し、当該地域を対象事業実施区域から除く旨明示する⁶⁹などの方法により、重大な影響を回避します。

43.について、「立地選定に関する基準」では、住居等から1km以内の区域で、導入予定機種のスペックが決まっている場合に適合可能となる、シミュレーション結果で35 dBを下回っている

区域や、実地調査により残留騒音を測定し風車の騒音の寄与を予測することで住居等における騒音レベルが残留騒音+5 dBを超えない区域は、イエローゾーンとしています。しかしながら、41.で述べたとおり、騒音による睡眠障害などの健康影響については、まだ十分な科学的知見が得られていません。国内の疫学調査では、住居との離隔距離が1,500m以内の場合、2,000m以上の離隔のある住居に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍と有意な増大が認められるという報告もあります⁷⁰。このことから、上記の「1 km以内の区域」は、1 km以上の離隔距離があれば環境影響が生じないことを示しているものではないという理解が必要です。配慮書手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能としているものです。このため、より安全側の考え方から、環境影響の一層の回避・低減に繋げることが期待されています。このことを踏まえ、42.による計画段階配慮事項の検討の結果、「立地選定に関する基準」で定めるイエローゾーンに該当する区域にある住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設と風力発電施設の距離が十分に離れている計画となっているかどうかは、騒音に係る計画段階配慮事項の検討結果の妥当性を説明する上で重要なポイントです。

表 3-7 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象	a 案	b 案
被 影 響 対 象の数・距 離	被影響対象の数が 少なく、離隔距離が 大きいこと	住居	0.5 km：0 戸 1.0 km：50 戸 1.5 km：100 戸 2.0 km：200 戸	0.5 km：0 戸 1.0 km：0 戸 1.5 km：50 戸（最短 1.2 km） 2.0 km：100 戸
		配 慮 が 必 要 な施設	0.5 km：0 戸 1.0 km：0 戸 1.5 km：2 戸（最短 1.2 km） 2.0 km：2 戸	0.5 km：0 戸 1.0 km：0 戸 1.5 km：0 戸 2.0 km：3 戸（最短 1.8 km）
各案の特徴			被影響対象の数が多く、離 隔距離も小さいため、影響 の回避を検討すべき案	被影響対象の数が少なく、 離隔距離も大きいが、なお 残る可能性がある影響につ いて、施設規模・構造の見直 しや稼働時間の調整による 低減を検討すべき案

出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変）

【参考】 環境保全措置について

計画段階の配慮事項は、方法書以降の環境保全措置の検討に活用されます。環境保全措置は、事業者が実行可能な範囲内で対象事業の実施による影響をできる限り回避・低減することを目的として検討するものです。環境影響評価は、適切な環境配慮を事業計画に反映させることを目的としていることから、環境保全措置の検討は、環境影響評価の過程で最も重要です。

環境保全措置は、環境影響を回避する措置から、回避できない影響を代償する措置まで含む幅広い概念です。事業者は、事業計画の進捗に応じて、環境保全措置の内容、効果及び妥当性等を踏まえて、できる限り具体的に検討し、整理する必要があります。その際、計画段階にお

ける複数案の検討による重大な環境影響の回避・低減等の効果も併せて明示し、一連の事業計画の検討を通じての環境影響の回避・低減の効果を示すことが必要です。

方法書以降の環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先し、これらの検討を踏まえ、これ以上の回避・低減が困難である場合に、必要に応じ代償措置の検討を行うこととされています⁷¹。計画段階配慮の目的は重大な環境影響の回避・低減であり、代償措置の検討は方法書以降に行われます。このため、配慮書では、環境影響の「回避」を優先して検討し、回避が困難である場合に、「低減」を検討するという環境保全措置の優先度に応じた対応が必要です。

ここでいう「回避」は、行為の全部又は一部を実施しないことによって影響を発生させないことや、重大な影響が予測される環境要素から環境要因を遠ざけることによって影響を発生させないことが含まれます。具体的には、対象事業実施区域の変更が該当します。また、「低減」は、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化する環境保全措置が含まれ、具体的には、工事工程の変更、施設構造の変更、緑化等が該当します⁷²。このため、配慮書段階における環境保全措置の検討に当たっては、「回避」の検討によって影響を発生させないことを優先し、なお残る影響について、上記のような「低減」による最小化が可能である場合は、「低減」を検討することが必要です。

(2)水質

- | |
|--|
| <p>44. 普通河川、沢筋、水道水源、取水施設、水源かん養保安林等の位置を記載しているか。</p> <p>45. 事業実施想定区域から流下方向へ一定範囲に含まれる被影響対象（取水施設、漁場等）の数、事業実施想定区域からの離隔距離を記載しているか。</p> <p>46. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。</p> <p>47. 計画段階配慮事項の検討を踏まえ、水道水源、取水施設への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。</p> |
|--|

【解説】

44.について、水質に関する影響要因は、人為的な排水のほか、水域に構造物を設置することによる流況の変化が挙げられます。水質は、「動物」「植物」「生態系」「人と自然とのふれあい活動の場」等、他の環境要素とも密接に関わる基盤的な項目です。事業実施想定区域が流域内の水循環においてどのような地域として位置付けられるのかを確認することが必要です。このため、河川や水道水源、取水施設、水源かん養保安林等との位置関係を明らかにする必要があります。

45.について、陸上風力発電事業では、その事業特性から水の濁りによる影響が懸念されます。このため、事業実施想定区域から流下方向にある被影響対象の数や離隔距離の整理が必要です。

46.について、評価は、表 3-8 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか⁷³、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います⁷⁴。具体的には、①評価レベル（A,B,C 等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けず

に、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理⁷⁵した上で、被影響対象を対象事業実施区域から除くか、当該対象の改変を最小限とすることにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。区域を広めに設定した複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される対象を特定し、当該対象を対象事業実施区域から除く旨明示する⁷⁶などの方法により、重大な環境影響を回避します。

47.について、水道水源、取水施設について、46.による計画段階配慮事項の検討の結果、環境影響を回避又は極力低減する計画としているかは、水環境の計画段階配慮事項の検討結果の妥当性を説明する上で重要なポイントです。施設の配置計画や工事計画を踏まえ、事業による水質への影響を早期に把握し、重大な環境影響が及ばない場所を適切に選定することが必要です。

表 3-8 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象	a 案	b 案
被 影 響 対 象 までの 離隔距離	被影響対象までの 離隔距離が大きい こと	水源	A 水源:事業実施想定区域から 流下方向に 1.0 km B 水源:事業実施想定区域から 流下方向に 1.1 km	D 水源:事業実施想定区域 から 4.0 km
		浄水場	C 浄水場:事業実施想定区域 から流下方向に 1.2 km (A 水 源及び B 水源から取水)	E 浄水場:事業実施想定区域 から 4.1 km (D 水源から取 水)
各案の特徴			被影響対象までの離隔距離 が小さく、流下方向にあり、 影響の回避を検討すべき案	被影響対象までの離隔距離 が大きい、なお残る可能 性がある影響について、施 設規模・構造の見直しによ る低減を検討すべき案

(出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変)

(3)地形及び地質、地盤（土地の安定性）

48. 重要な地形及び地質、土地の安定性を確保すべき対象・場（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、山地災害危険地区、地すべり地形等）の位置を記載しているか。
49. 造成に伴い地盤の安定性を变化させる法面の面積、土量、勾配を整理しているか。
50. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。
51. 計画段階配慮事項の検討を踏まえ、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、新たな「土砂災害が発生する恐れのある箇所」への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。

【解説】

48.について、重要な地形・地質や土地の安定性を確保すべき対象・場の分布は、文献調査に加え、地域の地形及び地質、地盤の状況に詳しい専門家等の意見もあわせて、地域特性を十分考慮して把握する必要があります。

49.について、切土、盛土等による土地改変行為等は、地盤の持つ機能を変化させ、関連する環

境要素にも影響を与えます。位置・規模が概ね定まっている場合は、林地・傾斜地等の場所・面積・距離などのほか、造成に伴う法面の面積、土工量、勾配などの情報を整理する必要があります。

50.について、評価は、表 3-9 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか⁷⁷、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います⁷⁸。具体的には、①評価レベル（A,B,C 等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理⁷⁹した上で、被影響対象を対象事業実施区域から除くか、当該対象の改変を最小限とすることにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。区域を広めに設定した複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される対象を特定し、当該対象を対象事業実施区域から除く旨明示する⁸⁰などの方法により、重大な環境影響を回避します。位置・規模が概ね定まっている場合は、環境保全措置として、土質工学的な観点から想定される対策工法や、林地及び傾斜地の改変面積の縮小化の可否についても整理する必要があります⁸¹。

51.について、近年、気候変動の影響による突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害の影響が懸念されます。地盤に係る環境影響評価に際しては、地盤沈下のほか、開発行為による土地の安定性の変化についても広く考慮する必要があります。「立地選定に関する基準」で定めるイエローゾーンに該当する土砂災害(特別)警戒区域等について、50.による計画段階配慮事項の検討の結果、重大な環境影響を回避又は極力低減する計画としているかは、土地の安定性に係る計画段階配慮事項の検討結果の妥当性を説明する上で重要なポイントです。

地盤変状は一旦発生するとほとんど回復することが不可能であるため、計画段階における環境影響の回避・低減が特に重要となります。

表 3-9 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象	a 案	b 案
地盤変状が生じやすい地盤の改変の有無・程度	地盤変状が生じやすい地盤の改変が少ないこと	軟弱地盤 A	200m（風車設置候補地点の一部に存在する）	100m（風車設置候補地点の一部に存在する）
		林地及び傾斜地	100m（風車設置候補地点の一部に存在する）	0m（風車設置候補地点には存在しない）
各案の特徴			地盤変状が生じやすい地盤の改変が大きく、林地及び傾斜地の改変もあるため、影響の回避を検討すべき案	地盤変状が生じやすい地盤改変が少ないが、なお残る可能性がある影響について、施設規模・構造の見直しによる低減を検討すべき案

（出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変）

(4)風車の影

- | |
|---|
| <p>52. 5万分の1以上の縮尺、事業実施想定区域から500m単位で被影響対象の有無を示した図面を記載し、その距離ごとの数を記載しているか。</p> <p>53. 学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設（人と自然との触れ合いの活動の場を含む）と事業実施想定区域からの距離を施設ごとに比較し記載しているか。</p> <p>54. 風車の影に関する疫学調査の状況を踏まえた地域との適切なコミュニケーションの実施や施設の稼働計画の検討を行っているか。</p> <p>55. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。</p> <p>56. 計画段階配慮事項の検討を踏まえ、風力発電施設と住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設との距離が十分に離れている計画となっているか。</p> |
|---|

【解説】

52.及び 53.について、風車の影は、風車の稼働により晴天時にブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象です。住宅等がその範囲に入っている場合、この影の明暗により住民が不快感を覚えることが懸念されます。このため、環境保全上配慮を要する施設（学校、医療機関、福祉施設等）や住宅など、被影響対象の分布状況を確実に把握する必要があります。その上で、事業実施想定区域からの離隔距離を予測し、影響の有無・回避及び低減の内容を具体的に整理します。

54.について、配慮書段階における住民意見では、騒音に加えて風車の影による健康被害の不安が多く、調査手法に関しても多数の意見が出される傾向があります。このため、これらの被影響対象の数・範囲や離隔距離に照らし、安全側の考え方から、施設の配置の見直しを含む環境保全措置を検討し、地域との適切なコミュニケーションを図ることが必要です。

55.について、評価は、表 3-10 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか⁸²、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います⁸³。具体的には、①評価レベル（A,B,C 等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理⁸⁴した上で、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避・低減等の配慮）の検討を行い、方法書において対象事業実施区域を絞り込むことが必要です。区域を広めに設定するタイプの複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される地域を特定し、当該地域を対象事業実施区域から除く旨明示する⁸⁵などの方法により、重大な影響を回避します。

56.について、風車の影により影響を受ける範囲は、一般的に「ローター径の 10 倍の範囲内」とされていますが、それ以上の距離であっても風車の影が生じるとの報告もあります⁸⁶。ローター径の 10 倍以上の距離があれば環境影響が生じないことを示しているものではないという理解が必要です。配慮書手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能としているものです。このため、より安全側の考え方から、環境影響の一層の回避・低減に繋げることが期

待されています。このことを踏まえ、55.による計画段階配慮事項の検討の結果、風力発電施設と住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設との距離が十分に離れている計画としているかどうかは、風車の影に係る計画段階配慮事項の検討結果の妥当性を説明する上で重要なポイントです。

表 3-10 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象	a 案	b 案
被 影 響 対 象の数・距 離	被影響対象の数が 少なく、離隔距離が 大きいこと（ロータ ー径の 10 倍：1500 m）	住居	0.5 km：5 戸（最短 400m） 1.0 km：50 戸 1.5 km：100 戸 2.0 km：200 戸	0.5 km：0 戸 1.0 km：0 戸 1.5 km：0 戸 2.0 km：100 戸（最短 1.5 km）
		配 慮 が 必 要 な施設	0.5 km：0 戸 1.0 km：0 戸 1.5 km：2 戸（最短 1.2 km） 2.0 km：2 戸	0.5 km：0 戸 1.0 km：0 戸 1.5 km：0 戸 2.0 km：3 戸（最短 1.8 km）
各案の特徴			被影響対象の数が多く、離 隔距離も小さいため、影響 の回避を検討すべき案	被影響対象の数が少なく、 離隔距離も大きいですが、なお 残る可能性がある影響につ いて、施設規模・構造の見直 しや稼働時間の調整による 低減を検討すべき案

（出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変）

(5)動物・植物

57. 重要な種の選定に当たって設定したキーワードを記載しているか。
58. 植生に関する図表について、植物群落のクラス名、大分類名、凡例の色やNo、植生自然度の対応が分かりやすく示されているか。
59. 広域的な視点で調査範囲を設定し、既存情報や専門家ヒアリングで得られた情報を用いて解析的な手法により個々の重要な種に対する重大な影響を記載しているか。
60. 動物、植物に対する重大な影響の有無や事業実施想定区域の絞り込み過程における影響の差を丁寧に記載しているか。
61. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。
62. 計画段階配慮事項の検討を踏まえ、巨樹、巨木林に該当する重要な群落への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。
63. 計画段階配慮事項の検討を踏まえ、生物多様性の保全の鍵になる地域（KBA）、生物多様性保全上重要な里地里山、緑の回廊等への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。

【解説】

57.について、本県は全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、希少な野生動植物が身近に

存在しています。これらの希少野生動植物の生息・生育環境の保全が図られるよう最大限の配慮が求められます。また、本県は多様な自然環境に多くの野生生物が生息・生育しており、特定の地域にのみ生息・生育する固有の種も見られます。このため、重要な種の選定に当たって設定したキーワードを記載し、種の選定方法の妥当性を把握できるようにすることが必要です。動物・植物の重要な対象については、環境保全の観点から法令等により指定された種等だけではなく、地域により注目されている種等もあります。例えば、その地域で近年減少が著しい種や、地域の食や産業・歴史・文化等との関連性が高く、地域のシンボルとなっているような種等も重要な対象です⁸⁷。地域と共生した風力発電事業とするためには、レッドリスト掲載種のような重要性の程度が高い種でなくても、地域のシンボルとなっている種等があれば、それらを漏れなく把握し、重大な影響の有無を評価することが必要です。

58.について、文献情報から把握した植物群落の分布状況は、植生に対する人為的影響の度合いに関する情報（植生自然度）とあわせて確認することができるよう分かりやすく情報を整理して記載する必要があります。

59.について、配慮書手続の段階では、回避・低減が困難となるような重大な影響について、あらかじめ配慮することが必要です。重大な影響を受ける可能性のある重要な種等については、限られた調査範囲ではその地域特性を十分捉えられないことがあります。このため、広域的な視点で調査範囲を設定することが必要です。また、種によって移動や分散の能力が異なるため、種ごとに調査範囲を検討することが望まれます。

既存資料からの限られたデータを用いた解析的な手法により、重要な種等の分布状況を推定することが可能です。推定結果には不確実性があり、専門家等による解釈が必要となるなどの課題もあるものの、ある程度の精度が確保できれば複数案の比較による重大な影響の回避・低減に用いることが期待できます。このため、既存資料や専門家等へのヒアリングで重要な種等の分布について十分に必要な情報が得られない場合で、かつ重要な種等の重要性の程度が高く、さらに事業の影響がある程度想定されるような場合には、地形情報や植生と重要な種等の生態情報から分布状況を推定するなどの解析的な手法を活用し、個々の重要な種に対する影響を記載する必要があります⁸⁸。

60.について、評価に当たっては、重要な種等の重要性の程度、生活史等の生態特性、重要な生息・生育環境の分布や連続性への影響の程度などを考慮し、事業計画の特性や熟度に応じて、重大な影響の有無や複数案による差を丁寧に示す必要があります。重要な種等の重要性については、環境省のレッドリストやいわてレッドデータブック等により把握することが基本です。具体的には、種の存続の困難度に着目して、例えば、特に絶滅のおそれが高い種のほか、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により緊急の対策を要すると判断される種を把握することが考えられます。また、対策効果の大きさに着目して、例えば、生態学的に重要性が高く、その保全によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種を把握することも考えられます⁸⁹。本県では、自然環境保全施策を進める際の指針として「岩手県自然環境保全指針」を策定し、A～Eの5段階の保全区分を設定しています。特に、保全区分Aは「植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける」ことを保全方向として定めています。これらの情報は、重要な種に対する重大な影響の評価において積極的に活用することが重要です。

61.について、評価は、表 3-11 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか⁹⁰、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います⁹¹。具体的には、①評価レベル (A,B,C 等) を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理⁹²した上で、被影響対象を対象事業実施区域から除くか、当該対象の改変を最小限とすることにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。区域を広めに設定した複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される対象を特定し、当該対象を対象事業実施区域から除く旨明示する⁹³などの方法により、重大な環境影響を回避します。

62.及び 63.について、巨樹、巨木林、植生自然度が高い（数字が大きい）重要な群落、生物多様性の保全の鍵になる地域（K B A）、生物多様性保全上重要な里地里山、緑の回廊など「立地選定に関する基準」で定めるイエローゾーンに該当する環境保全上配慮すべきエリアについて、61.による計画段階配慮事項の検討の結果、重大な環境影響を回避又は極力低減する計画となっているかは、動物・植物の計画段階配慮事項の検討結果の妥当性を説明する上で重要なポイントです。

表 3-11 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象 (生態特性)	a 案	b 案
影響を与える種の有無・程度	影響を与える種数が少なく、重要性の程度が高い種に与える影響も少ないこと	種 A（重要性の程度高）	×影響が大きい	○影響が小さい
		種 B（分布データ少）	○影響が小さい	○影響が小さい
		種 C（広く分布）	○影響が小さい	△影響がある
		種 D（水域の種）	－影響は想定されない	－影響は想定されない
各案の特徴			影響を与える種数は少ないが、重要性の程度が高い種 A に影響を与えるため、影響の回避を検討すべき案	重要性の程度の高い種 A に対する影響は小さいが、広く分布する種に影響を与えるおそれがあるため、施設規模・構造の見直しや稼働時間の調整による低減を検討すべき案

（出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変）

(6)生態系

64. 生態系ネットワークを考慮した広域的な視点で調査範囲を設定し、既存情報や専門家ヒアリングで得られた情報を用いて解析的な手法により重要な自然環境のまとまりの場に対する影響を記載しているか。
65. 水域生態系を含む生食連鎖や腐食連鎖等を通じたカスケード効果について食物連鎖図及び説明を記載しているか。

66. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。

【解説】

64.について、重大な影響を受ける可能性のある重要な自然環境のまとまりの場については、限られた調査範囲ではその地域特性を十分捉えられないことがあります。周辺環境との相対的な関係から抽出される重要な自然環境のまとまりの場がある場合もあります。その地域のみで親しまれている林、小さな水辺等の地域を特徴づける重要な自然環境についても見落としのないよう留意することが必要です。このため、調査範囲の設定に当たっては、生態系ネットワークのように広域的な視点からではないと地域特性を十分捉えることの出来ない場合を想定することが重要です。重要な自然環境のまとまりの場の分布状況やそのつながりを考慮するなど、広域的な視点で調査範囲を設定する必要があります。

解析的な手法による重要な自然環境のまとまりの場の抽出の際には、専門家等の意見を踏まえるほか、周辺環境との相対的な関係やつながりに留意し、抽出するための基準を明確にすることが重要です。例えば、伝統的な生活文化の継承の点から重視される生態系、地域の環境保全目標に記載のある生態系、湧水など特異的な環境に依存する生物が多いことが想定される生態系などが考えられます⁹⁴。既存資料からの限られたデータを用いた解析的な手法により、重要な自然環境のまとまりの場を推定することが可能です。推定結果には不確実性があり、専門家等による解釈が必要となるなどの課題もあるものの、ある程度の精度が確保できれば複数案の比較による重大な影響の回避・低減に用いることが期待できると考えられます。

このため、既存資料や専門家等へのヒアリングで重要な自然環境のまとまりの場について十分な情報が得られない場合には、解析的な手法等を用いて作成されている重要な自然環境のまとまりの場等の広域的な分布図等の既存資料を用いつつ⁹⁵、地形や植生から推定する方法や重要な種等の生態情報や分布情報を用いる方法などの様々な手法を活用し⁹⁶、重要な自然環境のまとまりの場に対する影響を記載する必要があります。

65.について、生態系が受ける影響には、直接的な影響だけではなく、間接的な影響もあります。捕食や競合、生息・生育環境の提供等の関係性を通じて、広い範囲のさまざまな生物が連鎖的に影響を受けることがあります。こうした食物連鎖等を通じたカスケード効果にも留意が必要です。

66.について、評価は、表 3-12 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか⁹⁷、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います⁹⁸。具体的には、①評価レベル (A,B,C 等) を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理⁹⁹した上で、被影響対象を対象事業実施区域から除くか、当該対象の改変を最小限とすることにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。区域を広めに設定した複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される対象を特定し、当該対象を対象事業実施区域から除く旨明示する¹⁰⁰などの方法により、重大な環境影響を回避します。

地域特性を整理し、その場の重要性を広域的、相対的な観点から捉えることで、重要な自然環境のまとまりの場を定量的あるいは定性的に把握する必要があります。また、大きな構造物によ

り生態系ネットワークの分断、断片化等が生じる場合もあることから、事業特性と影響要因にも留意し、重大な影響の有無を判断することが必要です。

表 3-12 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象 (特性)	a 案	b 案
影響を与える自然環境のまとまりの場の有無・程度	影響を与える自然環境のまとまりの場が少ないこと	自然公園普通地域	×事業実施想定区域内に存在する	○事業実施想定区域内に存在しない
		まとまりの場 A（重要性の程度高）	×改変面積が大きい	○改変面積が小さい
		まとまりの場 B（地域で注目）	○改変面積が小さい	△影響がある
		まとまりの場 C（複数の主要な経路がある）	○影響が小さい	○影響が小さい
各案の特徴			事業実施想定区域内に自然公園があり、重要性の高い場 A に影響を与えるため、影響の回避を検討すべき案	重要性の程度の高い場 A に対する影響は少ないが、地域で注目されている場に影響を与えるおそれがあるため、施設規模・構造の見直しや稼働時間の調整による低減を検討すべき案

(出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド(環境省)掲載表を一部改変)

(7)猛禽類

67. 専門家のヒアリングを行い、その結果を記載しているか。
68. 行動圏が広い種の特性を踏まえ、その大きさを考慮して調査範囲を設定し、既存資料や専門家ヒアリングから得られた情報を用いて解析的な手法により生息状況を推定しているか。
69. イヌワシに対する重大な影響の有無や事業実施想定区域の絞り込み過程における影響の差を丁寧に記載しているか。
70. 事業実施想定区域から 10 km圏内の他事業との累積的影響が整理されているか。
71. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項(重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等)の検討結果を記載しているか。

【解説】

イヌワシをはじめとする猛禽類は、食物連鎖の頂点にある生態系の保全上重要な種であり、本県の自然環境の象徴でもあります。一方で、開発行為により最も大きな影響を受けることから、その保全は最も配慮を要する地域特性の 1 つです。

本県は、全国トップクラスのイヌワシ生息地です。いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画では、東北地方の目標（55 ペア）の約 5 割に相当する 29 ペアの維持を目標としています。その保全目標の達成は、本県の環境保全のみならず、種の保存及び国民全体の文化的資産の保全に不可欠です。

67.について、イヌワシの生息状況は、既存資料から予測、評価に必要な情報を得ることが困難です。専門家のヒアリングは、重大な環境影響を把握する上で必要不可欠な調査手法です。配慮書には、専門家から聴取した影響の重大性についての意見を踏まえ、環境影響の予測及び評価の結果を記載する必要があります。また、専門家のヒアリングについては、できるだけ複数の専門家等から行うように努め、意見や情報に偏りが生じないように配慮することが必要です。

予測及び評価結果の記載に当たっては、希少種の保護のため、営巣場所や営巣中心域等が特定されないよう表現方法に配慮することが必要です。しかしながら、希少種であることをもって、配慮書への記載や審査会での説明を十分に行わないことは、適切ではありません。非公開情報に必要な措置を取った上で、地域の重要な環境情報として丁寧に記載・説明する配慮がなされていない場合、環境影響評価図書としての役割を果たしていないことになります。

68.について、広い行動圏を有する種の特徴を踏まえ、事業実施想定区域及びその周辺の外側にその大きさを考慮した調査範囲を設定することが必要です。

既存資料からの限られたデータを用いた解析的な手法により、イヌワシの分布状況を推定することが可能です。推定結果には不確実性があり、専門家等による解釈が必要となるなどの課題もあるものの、ある程度の精度が確保できれば複数案の比較による重大な影響の回避・低減に用いることが期待できます。このため、既存資料や専門家等へのヒアリングでイヌワシの分布について十分に必要な情報が得られない場合で、かつ事業の影響がある程度想定されるような場合には、解析的な手法等を用いて作成されている重要な種等の広域的な分布図等の既存資料を用いつつ、地形情報や植生とイヌワシの生態情報から分布状況を推定するなどの解析的な手法を活用し、イヌワシに対する影響を記載する必要があります¹⁰¹。岩手県自然環境保全指針に基づく保全区分の情報は、重要な種等の生態情報をもとに作成されており、希少猛禽類の生息状況を推定する際に参考となる重要な情報です。

69.について、イヌワシの種としての重要性、生態特性及び重要な生息環境の分布状況並びにイヌワシの保全を重視する本県の地域特性を踏まえ、重大な影響の有無や、影響の重大性の程度の整理・比較の結果、複数案からの絞り込みの過程における影響の差を丁寧に示すことが必要です。

70.について、イヌワシの行動圏は極めて広く、最近の研究では、非営巣期には営巣場所から 30 km のエリアにおいても採食行動が確認されています。また、立地適地をめぐって事業計画が集中することによる累積的な影響が懸念される事例が増加しています。このため、事業実施想定区域から 10 km 圏内にある他事業との累積的な影響についても整理することが必要です。鳥類に係る累積的な影響を把握するためには、他事業の風車の諸元、位置及び配置等の情報に加え、生息状況等に関する調査結果等の情報が必要ですが、イヌワシをはじめとした希少猛禽類の情報は非公開情報であることが多いため、他事業者の環境影響評価図書等の公開情報では十分な情報が得られません。このため、希少猛禽類に対する累積的な影響の整理においては、公開情報をもとに他事業の対象事業実施区域を地図で示すだけでなく、他事業者との協議の場を設け、風車の諸元

や調査結果等について情報交換を行い、累積的影響を評価する体制を構築するなど、累積的な影響を把握するための具体的な対応状況を示すことが必要です。

71.について、評価は、表 3-13 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか¹⁰²、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います¹⁰³。具体的には、①評価レベル（A,B,C 等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理¹⁰⁴した上で、被影響対象を対象事業実施区域から除くか、当該対象の改変を最小限とすることにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。区域を広めに設定した複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される対象を特定し、当該対象を対象事業実施区域から除く旨明示する¹⁰⁵などの方法により、重大な環境影響を回避します。

表 3-13 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象 (生態特性)	a 案	b 案
影響を与える種の有無・程度	影響を与える種数が少なく、当該種の生息環境に与える影響も少ないこと	猛禽類 A（重要性の程度高）	△事業実施想定区域がイエローゾーンの中にある	○事業実施想定区域がイエローゾーンの外にある
		餌場環境（牧草地等）	×専門家ヒアリングで事業実施想定区域内に重要な飛翔ルートがあるとの情報があり、影響が大きい	○専門家ヒアリングで事業実施想定区域内での飛翔は少ないとの情報があり、影響が小さい
		・	・	・
		・	・	・
各案の特徴			重要性の程度が高い猛禽類 A に影響を与え、生息環境への影響も大きいため、影響の回避を検討すべき案	重要性の程度の高い猛禽類 A や生息環境への影響は小さい。一時的に飛翔する可能性があるため、施設規模・構造の見直しや稼働時間の調整による低減を検討すべき案

（出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変）

(8)景観

72. 景観資源、眺望点、住居の分布状況を踏まえ、眺望点や住居のまとまりごとに眺望範囲、眺望方向、眺望対象、眺望構成要素等を整理した図表を記載しているか。
73. 主要な眺望点や住居等からの眺望景観の予測において、変化の有無、影響の程度などについて客観的に記載しているか。
74. 地域における重要な眺望景観がある場合、風車の仮配置位置で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュによる眺望景観の予測が整理されているか。
75. 眺望景観について他事業との累積的影響が整理されているか。
76. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の

回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等)の検討結果を記載しているか。

【解説】

72.について、本県は、いたるところに、豊かな自然、個性豊かな歴史や文化が映し出す素晴らしい景観があります。これらは先人たちが長い年月をかけて自然や歴史的風土との調和を図りながら大切に創りあげてきたものです。いわば現在及び将来の県民の共通資産であり、一度失われてしまうと回復するのが非常に困難です。環境影響評価の対象となる風力発電事業は、その規模が大きいため、景観に及ぼす影響も広範囲にわたることに留意が必要です。このため、主要な眺望点及び景観資源の分布、眺望景観の状況を丁寧に調査することが求められます。

73.について、眺望点や住居からの眺望景観の予測に当たっては、事業実施想定区域と眺望点及び景観資源の分布位置により、遮蔽・阻害の程度を客観的に記載することが必要です。

74.について、地域における重要な眺望景観がある場合には、景観の変化予測を具体的に示すことが求められます。フォトモンタージュ手法は、風車の規模や位置を一定の条件で設定すれば、比較的容易に作成することができます。特に、複数案が設定されていない単一案の場合は、EIA段階と同程度の予測が可能であり¹⁰⁶、当該予測結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討する必要があります。こうした場合に、配慮書段階であることはフォトモンタージュ手法による予測を行わないことの理由になりません。風車の設置候補地点は、風況、自然条件、社会条件のスクリーニングの結果、定まります。地域の環境保全の見地からの懸念に適切に対応する観点から、この設置候補地点で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュにより、眺望景観の変化を定量的に予測することが必要です。

75.について、眺望景観については、風車の基数が増えることによって、視覚的な圧迫感への影響も懸念されるため、他事業との累積的影響の観点からの整理も必要です。

76.について、評価は、表 3-14 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか¹⁰⁷、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います¹⁰⁸。具体的には、①評価レベル（A,B,C 等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理¹⁰⁹した上で、被影響対象を対象事業実施区域から除くか、当該対象の改変を最小限とすることにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。区域を広めに設定した複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される対象を特定し、当該対象を対象事業実施区域から除く旨明示する¹¹⁰などの方法により、重大な環境影響を回避します。

表 3-14 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象 (特性)	a 案	b 案
影響を与える景観資源、眺望点の有無・程度	影響を与える眺望資源、眺望点が少ないこと	景観資源（○ ○山）	×一部改変する	○改変がない
		眺望点（10 箇所）	× 3 箇所を改変	○改変がない
		眺望景観（景	×複数の眺望点からの眺望	△ 1 つの眺望点で眺望景観

		観 資 源 と の 距離)	景観を改変する可能性	を改変する
		.	.	.
各案の特徴			景観資源を一部改変し、かつそれによる複数の眺望点に影響を与えるため、影響の回避を検討すべき案	景観資源や眺望点は改変しない。1つの眺望景観への影響があるため、施設規模・構造の見直しによる低減を検討すべき案

(出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変)

(9)人と自然との触れ合いの活動の場

77. 人々の利用状況、地域住民の生活状況等を踏まえ、歴史・文化的な観点も考慮し、人と自然との豊かな触れ合いの重要な対象を整理した図表を記載しているか。
78. 人と自然との触れ合いの活動の場と事業実施想定区域からの距離を活動の場ごとに比較し記載しているか。
79. 予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。

【解説】

77.について、人と自然との触れ合いの活動の場の選定に当たっては、一般に、法令等で指定されている場や人々の利用を前提に設けられた場所・施設から抽出します。しかしながら、地域によっては、利用を前提に設けられた場所・施設等でない里地里山や草原等も対象とすることが必要です。信仰の対象となっている山や海、滝等のほか、自然環境と一体となった社寺・史跡など歴史・文化的な観点も考慮することが必要です。調査に当たっては、文献の情報には限りがあることから、現地での情報収集も有効です。事業計画の初期段階から関係自治体や地域住民の意見を聴き、積極的にコミュニケーションを図ることで、地域住民の事業に対する理解も高まります。

78.について、人と自然との触れ合いの活動の場の環境影響は、触れ合いの活動の場そのものの変化やアクセス性の変化を対象とすることが一般的です。しかしながら、触れ合いの活動の場において、利用者が静穏性を必要とする活動を行うことも想定されます。こうした場においては、風車の騒音等により必要な静穏性が失われると、触れ合いの活動の場の雰囲気や快適性など利用面の特性が変化することによる影響が懸念されます。このため、予測に当たっては、地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、直接的な改変の有無にとどまらず、風車の稼働による騒音が与える影響を把握することが必要です。騒音項目と同様に、事業実施想定区域からの離隔距離を予測し、影響の有無・回避及び低減の内容を具体的に整理する必要があります。

79.について、評価は、表 3-15 に示すとおり、複数案ごとに環境保全措置の内容を踏まえた環境影響の重大性の程度の予測内容のほか¹¹¹、不確実性の内容や程度等複数の観点に立った各案の特徴を整理し、比較することにより行います¹¹²。具体的には、①評価レベル（A,B,C 等）を設けて、各環境影響について複数案同士で、その差異を比較整理するか、又は、②評価レベル等は設

けずに、定性的・定量的な結果を一覧表形式で整理¹¹³した上で、被影響対象を対象事業実施区域から除くか、当該対象の改変を最小限とすることにより、重大な環境影響を回避又は極力低減します。区域を広めに設定した複数案の場合は、重大な環境影響が懸念される対象を特定し、当該対象を対象事業実施区域から除く旨明示する¹¹⁴などの方法により、重大な環境影響を回避します。

表 3-15 予測結果に基づく複数案の整理・比較の例

評価指標	評価の視点	被影響対象 (特性)	a 案	b 案
影響を与える触れ合いの活動の有無・程度	影響を与える触れ合いの活動の場が少なく、離隔距離が大きいこと	触れ合いの活動の場（10箇所）	×2箇所を改変 ×事業実施想定区域から0.5 kmに存在	○改変がない ○事業実施想定区域から3.0 kmに存在
		アクセス性（10ルート）	△2ルートを改変	△1ルートを改変
		・	・	・
		・	・	・
各案の特徴			触れ合いの活動の場の一部を改変し、離隔距離も小さいため、影響の回避を検討すべき案	触れ合いの活動の場の改変がなく、離隔距離も大きい が、ルートの一部を改変するため、施設規模・構造の見直しや稼働時間の調整による低減を検討すべき案

(出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド（環境省）掲載表を一部改変)

(10) その他配慮書の記載に当たっての留意事項

80. 配慮書の図表や文章等について、地域住民等が理解しやすいように、記載上の工夫や配慮を行っているか。

【解説】

配慮書は、地域住民が事業計画の概要を理解する上で基本となる図書です。地図や図表等の使用に当たっては、タイトルの見やすさ、適正な縮尺や色、表示範囲の設定、前掲した図表を引用する場合の記載方法等について配慮が必要です。また、文章等の記載に当たっては、書式（フォント、文字の大きさ等）の統一性の確保や、専門用語の補足説明、文章表現の分かりやすさ等の工夫などの配慮も重要です。

地域住民との適正なコミュニケーションを図る観点から、配慮書における図表や文章等の記載に当たって一般的に留意すべき事項についてもチェックリストに掲載しています。これらの留意事項を踏まえつつ、事業者の創意工夫により、地域住民等が理解しやすい配慮書の作成に努める必要があります。

第4章 方法書、準備書及び評価書作成のポイント

4-1. 基本的な考え方

(1)地域特性を踏まえて必要な環境影響評価項目や調査・予測・評価手法を整理

陸上風力発電所の環境影響評価手続を通じて、これまで多くの審査実績が蓄積しています。このため、過去の審査会や知事意見の指摘内容を整理し、既存のガイドラインとの整合を図りながら、環境影響評価の実施に当たって本県の地域特性を踏まえて配慮すべき事項としてとりまとめました。

その際、現行制度における参考項目・参考手法の枠内に限定せず、参考項目以外の環境要素や環境要因、参考手法以外の評価手法等についても、地域特性を踏まえ取り上げています。参考項目は絶対視されるべきものではなく、そもそも環境影響が想定される項目は参考項目以外についても選定するものであり、参考手法についても同様であることに留意が必要です。

(2)評価の目的を踏まえた環境影響評価項目や調査・予測・評価手法の選定

環境影響評価における調査・予測・評価を効果的かつ合理的に行うためには、環境影響評価の各プロセスにおいて行われる作業の目的を常に明確にしておく必要があります。調査及び予測は評価を行うために行うものであることから、調査・予測・評価の手法の検討では、実際の環境影響評価における作業の流れとは逆に、評価手法の検討→予測手法の検討→調査手法の検討の順に検討を進める必要があります。調査・予測・評価の関係について十分な検討が行われないと、不必要な調査が行われることとなったり、調査不足により追加的な調査が必要となったりするおそれがあります。

また、項目及び手法の選定は、個別事業の事業特性や地域特性を踏まえて検討することが重要です。

(3)環境影響評価の項目及び手法のチェックリストによる迅速かつ効率的な環境影響評価の実施

個別の環境影響評価図書や環境影響評価終了後の環境保全措置等の報告書の審査結果、国内外における科学的知見の充実を踏まえて、随時、本チェックリストを改定することとします。また、事業者から提案された新たな評価手法等については、その妥当性を確認し、有効な手法については本チェックリストに取り込み、横展開を図っていきます。

事業者は、図書の作成に当たって、その内容が本県の審査会や知事意見において従来一般的によくなされている指摘内容に対応しているかを、チェックリストを用いて確認することにより、環境影響評価手続の迅速化・効率化を図ることができます。

環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリスト

<地域の環境特性を踏まえて必要な評価手法等を選定>

- 過去の審査会や知事意見の指摘内容のうち、アセス評価に当たって地域特性を踏まえて配慮すべき事項をとりまとめ。現行の参考項目・参考手法の枠内に限定せず、環境影響が想定される項目を選定し、その評価手法を提示（延べ64項目）

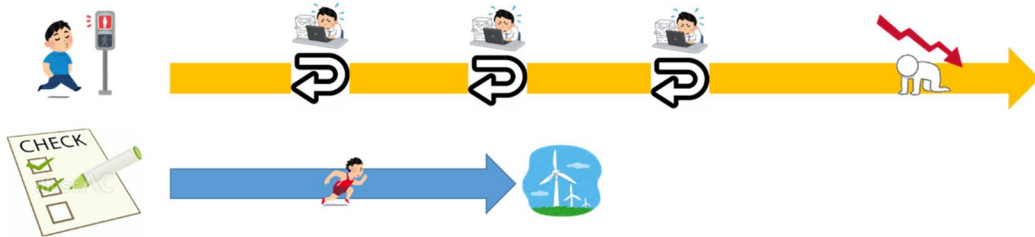
<評価の目的を踏まえた項目及び手法を選定>

- 環境影響評価の各プロセスで行われる作業の目的を踏まえ、評価手法→予測手法→調査手法の検討の順に選定

<制度の見直しや知見の充実を踏まえた、迅速かつ効率的な環境影響評価を実施>

- 個別のアセス審査結果や国内外における科学的知見の充実を踏まえて、随時、本指針を改定。事業者から提案された有効な評価手法は本チェックリストに取り込み、他事業に積極的に横展開

➡ 本県独自のチェックリストとして、図書の作成に当たり、その内容が従来一般的によくなされている指摘内容に対応しているかを、事業者が自ら確認し、アセス手続の迅速化・円滑化を図る。



4-2. 環境影響評価項目及び手法

(1) 騒音

騒音については、①建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹林、廃材の搬出に用いる自動車の運行、②建築物、工作物等の設置工事、③施設の稼働により、騒音による環境影響が生じることが想定されます。

評価に当たっては、環境保全措置の対象となる騒音に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に把握することが必要です。

その際、予測結果が環境基準に適合しているかの観点のみに留まらず、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に向けて、事業による影響の回避・低減が図られているかを把握することが重要です。

周囲に既設又は計画中的風力発電事業がある場合は、累積的な影響を考慮することも必要です。上記を踏まえた評価・予測・調査手法の留意事項は以下のとおりです。

【評価手法】

1. 環境基準との整合性により影響の評価を行う場合は、当該地域の環境状況等を踏まえ、比較するに適切な環境基準であるかなど環境基準の準用及びその際の地域類型の当てはめの妥当性を説明しているか。
2. 騒音に係る環境基準の類型があてはめられていない地域において環境基準を準用する場合は、現状で満たしている環境基準値の中で、最も厳しい基準値の地域類型をあてはめているか。
3. 騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを評価しているか。
4. 騒音規制法第17条第1項による自動車騒音の限度（要請限度）を評価の基準とすることは

同項の規定の趣旨から不適切であることに留意しているか。

5. 「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」(WHO 欧州事務局、2018 年)に基づき、騒音による平均的な暴露量を踏まえた評価を行っているか。
6. 風力発電機の稼働により睡眠障害のリスク上昇が認められた報告(「風力発電による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」(日本音響学会誌 74 巻 5 号、2018 年))があることを踏まえた騒音の評価を行っているか。
7. 周囲の風力発電事業(既設及び計画中)との累積的な影響を評価しているか。

【予測手法】

8. 上り勾配などの地形条件を踏まえ、通行車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測しているか。
9. 工事による騒音レベルの予測は環境基準における昼間の時間帯(6 時~22 時)のみではなく、工事時間帯(昼休憩時間を除く)に限定した予測も行っているか。
10. 騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを予測しているか。
11. 建設機械の稼働による騒音について、5 %時間率騒音レベルの予測も行っているか。
12. 周囲の風力発電事業(既設及び計画中)との累積的な影響を予測しているか。

【調査手法】

13. ブレード等の輸送に際し積み替えが計画されている場合は、積替地点の 100m 以内に民家等があれば、建設機械の稼働による影響評価を行うよう調査地点を選定しているか。

(2)水の濁り

水の濁りについては、①建築物、工作物等の設置工事、②樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地により、水の濁りが生じることが想定されます。

予測に当たっては、沈砂池等からの排水が到達する小川、沢、湿地、湧水における影響、沈砂池の機能低下時等のリスクを考慮した影響程度を把握することが重要です。

その上で、評価に当たっては、環境保全措置の対象となる濁水に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価することとなります。

上記を踏まえた評価・予測・調査手法の留意事項は以下のとおりです。

【予測手法】

14. 工事に伴い発生する濁水や、沈砂池からの流出水が周辺水域(小川や沢、湿地、湧水等を含む)に到達(流入)しない場合であっても、それぞれの流量(降雨強度、流出面積、流出係数などの設定根拠及び条件を明示)と SS 濃度の設定値(根拠を含む)及び予測値を示した上で、到達の有無を予測しているか。
15. 濁水や沈砂池からの流出水が河川等の調査地点に到達するまでに周辺水域に到達(流入)する可能性がある場合は、その流出水と河川(安全側として平水時)の各流量及び各 SS 濃度から、完全混合式により合流後の SS 濃度を予測し、工事前の平水時と降雨時での SS 濃度

と比較して影響を予測・評価しているか。

16. 水の濁りの予測条件である濁水の浮遊物質量の設定値及び流出係数の値を記載しているか。

【調査手法】

17. 水道用水その他の取水地点や漁場等の位置を調査しているか。
18. 調査地点について、支流や利水状況を考慮し、事業による影響が特に大きくなるおそれのある地点、水道用水その他の取水地点や漁場等主に水域利用の観点から重要な地点、道路工事に係る水の濁りの影響が生じるおそれのある地点についても選定しているか。
19. 沈砂池排水口から河川に向けた流線（流下経路）を把握し、小川や沢、湿地、湧水が存在しないか調査しているか。
20. 濁水や流出水が河川に到達する可能性を把握するため、改変区域図に河川、小川、沢、湿地、湧水の位置を示しているか。

(3)土地の安定性

土地の安定性については、地形改変等を実施し建設された風力発電所により、地盤における土地の安定性への影響が生じることが想定されます。

風力発電の参考項目には土地の安定性に係る項目はありませんが、地すべりや斜面崩壊は、一旦発生すると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があるため、計画段階における環境影響の回避・低減が特に重要であることに留意し、土砂災害特別警戒区域などイエローゾーンに区分される区域が存在する場合には、環境影響評価項目として選定することを検討する必要があります。

予測に当たっては、地すべり・斜面崩壊といった開発行為による土地の安定性の変化を考慮することが重要です。

その上で、評価に当たっては、環境保全措置の対象となる土地の安定性に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価することとなります。

上記を踏まえた評価・予測・調査手法の留意事項は以下のとおりです。

【予測手法】

21. 表層土壌や地質の改変の程度の状況を踏まえ、工事中における土地の安定性について、斜面安定解析等の土質工学的手法により予測しているか。安定解析の方法及び種類は地すべりの特性等に合わせて選定しているか。
- ＜参考＞被圧（有圧）地下水対応の二次元安定解析式
- ・非円弧地すべり：簡易 Janbu（ヤンプ）式、SHIN-Janbu（シン-ヤンプ）法等
 - ・円弧すべり：簡易 Bishop（ビショップ）式、Fellenius（フェレニウス）式（簡便法）等
22. 予測地域及び地点は、地形改変等の程度及びその分布を勘案し、調査地域において、造成又は樹木の伐採による、工事中の一時的な地形崩壊、土砂流出等の影響が及ぶおそれのある範囲を設定しているか。

23. 予測時期及び期間は、工事中において、掘削・盛土・切土の深度等の影響要因が最大となる時点を設定しているか。

【調査手法】

24. 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺において、地盤に影響を及ぼす要素である地形分布、地質構造、帯水層の分布、地盤の土質工学的特性等を考慮して設定しているか。

25. 調査地点は、周辺の地形・地質の状況を勘案して、調査地域の地盤の状況を適切に把握できる地点又は側線、事業による影響が特に大きいと予想される地点（土地の安定性が変化する可能性のある地盤の分布地域、急傾斜地等）など、土地の状況を把握するに当たって、適切かつ効果的な地点を設定しているか。

26. 調査時期は、地形調査については、季節の制約を受けないが落葉期等の地形を見通しやすい時期、地質調査については、雨量の多い時期や凍結時を避けた時期を設定しているか。

(4)重要な動物種及び注目すべき生息地

重要な動物種及び注目すべき生息地については、①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所、③風力発電所の運転により、学術上又は希少性の観点から重要な種及び生息地並びに地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地への影響が生じることが想定されます。

調査に当たっては、重要な動物種等や重要な環境類型区分、注目種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定することが必要です。

また、予測に当たっては、個体や個体群の消失など直接的な影響だけでなく、日照、湿度、騒音・振動の発生、水質、人の活動の拡大などの変化が生息環境に影響を及ぼし、動物種等の生理的狀態や行動が徐々に変化するとといった間接的な影響にも留意することが重要です。

その上で、評価に当たっては、環境保全措置の対象となる動物種等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価することとなります。

周囲に既設又は計画中の風力発電事業がある場合は、累積的な影響を考慮することも必要です。上記を踏まえた評価・予測・調査手法の留意事項は以下のとおりです。

(共通)

【調査手法】

27. 発電機の大型化に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、動物の現地調査において、搬入路周辺の小河川に生息する動物の生息環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定しているか。

28. 動物の調査方法（トラップ設置箇所の選定基準、予定している調査努力量等）を具体的に記載しているか。

(鳥類)

【評価手法】

29. 周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を評価する。

【予測手法】

30. 周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を予測する。

【調査手法】

31. 定点調査法による調査を実施する場合は、代表的植生又はその林縁に 100m おきに数か所の定点を設置し、10 分間立ち止まって半径 50m 内のすべての出現種を飛行高度、飛行コースとともに記録し、定点ごとに時刻を変えて数回行っているか。

32. 任意観察や定点観察を補完するため夜間～早朝の自動録音調査を実施しているか。

33. 希少猛禽類の調査地点からの可視範囲図を示しているか。

34. 事業実施区域周辺にイヌワシの生息が確認されている場合は、周辺 30km 圏の牧草地の分布図を示しているか。

35. イヌワシの調査においては、繁殖成功した 1 シーズンを含む 2 シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたり、2 年以上実施しているか。

36. 希少猛禽類に関する地域特性を把握するため、地域の自然環境に詳しい研究者等にヒアリングを実施し、その結果を記載しているか。

（コウモリ）

【調査手法】

37. 音声記録型のバットディテクターによる長期モニタリング（地上高、ブレード高さ）を実施しているか。

38. カットイン風速の変更やフェザリング等の環境保全措置を検討する際に有益な情報として、コウモリが確認されたときの風速・風向、天気、月齢を合わせて記録しているか。

39. 天候や月齢に左右されるコウモリの活動を踏まえ、1 季につき 3 晩程度、冬季以外の 3 季に調査を実施しているか。

40. 高高度での飛翔実態を把握するため、LED ライトの照射による高空飛翔調査を実施しているか。

（魚類・底生生物）

【調査手法】

41. 対象となる生物の生態や地域特性を考慮して、生息状況の季節変動を把握できるよう生息種等の確認が得られる活動時期を調査期間に設定しているか。

42. 生体の捕獲、目視、鳴き声、糞や体毛などの痕跡等による調査では把握が困難な水中を生息・生育環境とする種を効率的に把握するため、環境 DNA の分析等の最新の手法を用いているか。

（昆虫）

【調査手法】

43. 6 月初旬から 7 月初旬の短期間に出現する昆虫の生息状況を把握するため、陸生昆虫の一般採集調査は春、夏、秋に加え、初夏にも実施しているか。

44. ヒメボタルの発光及び飛翔は天候状況に左右されるため、ヒメボタルの夜間調査を実施する場合は、調査期間中に少なくとも 3 回程度実施し、調査時の気温、湿度、風速などの気

象状況も記録しているか。

(5)重要な植物種及び植物群落

重要な植物種及び植物群落については、①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落への影響が生じることが想定されます。

調査に当たっては、重要な植物種等や重要な植物群落種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定することが必要です。

また、予測に当たっては、個体や個体群、群落の消失など直接的な影響だけでなく、日照、湿度、水質、人の活動の拡大などの変化が生育環境に影響を及ぼし、植物種等の生育状況が徐々に変化するといった間接的な影響にも留意することが重要です。

その上で、評価に当たっては、環境保全措置の対象となる植物種等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価することとなります。

上記を踏まえた評価・予測・調査手法の留意事項は以下のとおりです。

【調査手法】

45. 発電機の大型化に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、植物相の現地調査において、搬入路周辺の小河川に生育する植物の生育環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定しているか。
46. 文献調査に基づく植物種のリストには、文献から抽出する際に使用した地名等のキーワードを明記しているか。
47. 植物相の調査ルートは、森林内の林床、河床、池沼・湿地、崖地などの特殊な環境を網羅するよう設定しているか。
48. 植物相の調査は植物の生育・成長が顕著な時期を中心に、種により出現時期や同定に適した開花期、結実期等が異なることを考慮して、十分な回数行っているか。
49. 植生自然度9以上、または岩手県自然環境保全指針で保全区分 A とされている場所を改変する計画の場合は、植物社会学的植生調査の他に、該当する改変区域の林相が明らかになるような森林生態学的データ（高木層の種組成と胸高直径階分布）を把握しているか。

(6)地域を特徴づける生態系

地域を特徴づける生態系については、①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、地域を特徴づける生態系への影響が生じることが想定されます。

調査に当たっては、重要な動植物種等や重要な環境類型区分、注目種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定することが必要です。

また、予測に当たっては、事業が基盤的な環境に及ぼす影響を予測し、影響が及ぶ可能性のある動植物種・群落等やその相互の関係の変化を概括的に幅広く把握することが重要です。

その上で、評価に当たっては、環境保全措置の対象となる生態系に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価することとなります。

周囲に既設又は計画中の風力発電事業がある場合は、累積的な影響を考慮することも必要です。上記を踏まえた評価・予測・調査手法の留意事項は以下のとおりです。

【調査手法】

50. 基盤的な環境と動植物種の間を踏まえ、気象、地形、土壌、地質、水文環境、湧水・伏流水の状況、河川等における水深・水温・水質・底質環境・流速等を調査しているか。

51. 水域生態系を含む生食連鎖や腐食連鎖等を通じたカスケード効果について食物連鎖図で整理しているか。

(鳥類)

【評価手法】

52. 周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を評価しているか。

【予測手法】

53. 周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を予測しているか。

54. イヌワシの生息環境調査では、風力発電機から 500m の範囲を猛禽類が回避して利用しなくなる範囲として予測しているか。

(7) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観については、①建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹林、廃材の搬出に用いる自動車の運行、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、眺望資源、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所、当該場所から景観資源を眺望する景観への影響が生じることが想定されます。

評価に当たっては、環境保全措置の対象となる主要な眺望景観等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価することが重要です。

周囲に既設又は計画中の風力発電事業がある場合は、累積的な影響を考慮することも必要です。上記を踏まえた評価・予測・調査手法の留意事項は以下のとおりです。

【評価手法】

55. 周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を評価しているか。

【予測手法】

56. フォトモンタージュは紙面では風車が小さく見えるため、スクリーン投影により大きさを考慮しているか。

57. 巨大かつ垂直な人工物に視野が誘導されることを考慮し、自治体や専門家の意見を踏まえ、垂直見込角だけでなく、眺望特性に応じた広めの水平画角（120°程度）の視野角で予測

しているか。

58. 価値認識の対象及び指標に着目して感覚的な変化を可能な限り客観的かつ定量的に予測しているか。

59. 周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を予測しているか。

【調査手法】

60. 眺望景観への影響は広域にわたることを踏まえ景観資源を調査しているか。

61. 各景観資源の視野可能域及び視野可能域内の眺望点の分布状況を把握しているか。

62. 眺望点からの眺めを把握し、眺望方向に事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる可能性があるか、単体としての工作物ではなく群としての工作物がどの程度存在するかを把握しているか。

63. 眺望景観の利用及び眺めの状態を把握し、眺望景観の価値認識の対象及び指標を選定しているか。

64. 予測・評価の対象とした眺望景観について、選定した指標を用いて、眺望景観ごとに必要なアンケート等の調査を行っているか。

第5章 環境影響評価の環境保全措置等の報告等に関する留意事項

5-1. 概要

項目	留意事項
趣旨	・陸上風力発電所の環境影響評価書における環境保全措置等の報告等に関する留意事項を示したもの
定義	・対象事業とは、 立地選定に関する基準 1 又は 2 を満たさない事業 をいう
環境影響評価審査書の作成	・知事は、 評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成する
事後調査の目的	・予測及び評価の検証によりアセスの実効性を確保し、評価技術の向上を図る
事後調査の項目、手法	・予測の不確実性が大きい項目、効果の知見が不十分な保全措置を講ずる場合等に実施する ・事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討を行う
事後調査計画書の作成・送付	・事業者は、 評価書に変更がない場合を除き、事後調査計画書を作成し、知事等に提出する ・知事は、市町村長及び審査会の意見を聴いて、 事後調査計画書について意見を述べる
事後調査の実施	・事業者は、知事意見を勘案し、事後調査を行う
工事着手等の届出	・事業者は、工事着手又は工事完了のとき、知事等に報告する
報告書の送付	・事業者は、 工事完了後に環境保全措置等の報告書を作成し、知事等に送付する ・知事は、市町村長及び審査会の意見を聴いて、 必要なときは保全措置を求める
工事中・供用後報告書の作成・送付	・事業者は、工事中又は供用後に環境保全措置等の報告書を作成し、知事等に送付する ・知事は、市町村長及び審査会の意見を聴いて、必要なときは保全措置を求める
報告・資料提出	・知事は、必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる

5-2. 留意事項

(1)趣旨

・陸上風力発電所の稼働後に行われる環境保全措置等の報告等について、環境への負荷の少ない事業活動を促進する観点から、留意すべき事項を示したものである。

【解説】

- ・岩手県環境基本条例第5条では、事業者は、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めることとされています。
- ・陸上風力発電所の稼働後において、環境への負荷を低減するためには、環境影響評価において検討した環境保全措置や事後調査を適切に実施することが必要です。
- ・一方で、環境保全措置等の報告書の作成・公表等の詳細については事業者に委ねられていることから、国や他県の既存のガイドラインを参考にしつつ、本県の地域特性を踏まえた何らかの実務上の参考となる考え方を示すことが有益と考えられます。
- ・このため、本章では、環境影響評価法（第5章及び第6章において「法」という。）又は岩手県環境影響評価条例（第5章及び第6章において「条例」という。）に基づく環境影響評価の対象事業となる陸上風力発電所を対象に、環境への負荷の少ない事業活動を促進する観点から、環境保全措置等の報告等に関する留意事項を示しました。
- ・また、「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」（令和5年3月、同検討会）において、事後調査結果を踏まえた適正な環境配慮を図るため、環境保全措置等の報告書の送付や報告書への意見提出に係る提言がなされました。
- ・このことを踏まえ、本章では、条例で規定されている環境保全措置等の報告に関する手続に準じ、法対象事業における報告書の送付や報告書への意見提出に係る手順を示すとともに、報

告書手続の前提となる評価書に対する県による環境影響評価審査書の作成、評価書に記載された事後調査計画の内容に変更が生じた場合の手順等についても併せて示すものです。

環境保全措置等の報告等に関する留意事項

<報告書の送付>

> 事業者は、**環境保全措置等の報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に送付**する。知事は、市町村長の意見を勘案し、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、**書面により当該措置を講ずるよう求める**。
※「1.立地選定に関する基準」の**基準 1 及び基準 2 を満たさない事業**に限る。

<環境影響評価審査書の作成>

> 知事は、事業者から**評価書の送付を受けたときは**、当該評価書について**環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成**する。

<事後調査計画書の作成・提出>

> 事業者は、**評価書の事後調査計画に変更がある場合は、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成し、知事及び関係市町村長に送付**する。知事は、市町村長の意見を勘案して**事後調査計画書に対する意見を述べる**。

効果のあった**環境保全措置が公式に評価**され、効果が得られていない場合も**県の助言を得て対応**することで、**地域の懸念を払しょく**できる。

	評価書段階				工事	工事完了後	施設供用後
事業者	評価書	事後調査計画書			保全措置・事後調査	報告書公表	事後調査結果公表
県	送付	送付	送付	送付	送付	送付	送付
市町村	意見	意見	意見	意見	意見	意見	意見
県	審査書			意見		措置の求め	措置の求め
市町村							

(2)定義

- ・本章で使用する用語は、以下に定めるところによる。

(1) 対象事業 法第 2 条第 4 項又は条例第 2 条第 4 項に定める対象事業のうち次の要件を満たしている事業をいう。

ア 陸上風力発電所に係る事業

イ 陸上風力発電事業の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準の基準 1 又は基準 2 を満たさない事業。

(2) 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。

(3) 事後調査 対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事業者が行う調査をいう。

【解説】

・「立地選定に関する基準」の基準 1 又は基準 2 を満たさない事業は、環境の保全への支障を生じるおそれがあることから、地域の環境保全の適正な配慮を確保する観点から、事業着手後の環境保全措置等の報告によって、事業による影響の程度を県民、関係地方公共団体に情報提供

するとともに、重大な影響が懸念される場合には、県民等の意見を勘案して、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずることにより、環境の保全上の支障を防止することが必要です。

・これにより、効果のあった環境保全措置は公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくすることが期待できます。

(3)環境影響評価審査書の作成

- ・知事は、対象事業に係る法第 26 条第 2 項又は条例第 22 条第 3 項に規定する評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成するものとする。
- ・この場合において、知事は、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。
- ・知事は、環境影響評価審査書を作成したときは、当該審査書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

【解説】

(評価書と環境保全の見地からの意見)

・事業者は、準備書についての知事意見及び一般の意見を受けて、準備書の記載事項に検討を加え、評価書を作成し、経済産業大臣に届出を行います。経済産業大臣による評価書の変更命令がない場合は評価書が確定し、事業者は評価書を知事及び市町村長に送付するとともに、公告・縦覧を行うこととなります。

・環境影響評価制度においては、準備書の公告・縦覧から評価書の作成に至る手続は、法の核となる手続とされています。すなわち、法は、事業者が地方公共団体や一般の意見を聴取しつつ、自らの事業の環境影響についての調査、予測及び評価並びに環境保全対策の検討を行い、事業に係る環境の保全について適正な配慮を確保することを目的とするものであり、事業者自らが環境影響評価を行った結果を準備書という形でとりまとめ、外部手続を経てこれを適宜修正して評価書を作り上げる手続は、法において中心的な位置づけとなるものです。評価書は、環境影響評価の結果を集約した書面であり、法が基礎とする事業者によるセルフコントロールの成果物、環境保全のための計画書としての意義を有します¹¹⁵。

・しかしながら、知事は、準備書についての環境保全の見地からの意見を述べることはできませんが、評価書についての意見は述べるできない仕組みとなっています。

・この点、発電所事業以外の事業の場合は、準備書については、都道府県知事が環境保全の見地からの意見を述べ、評価書については、環境大臣が環境の保全の見地からの意見を述べ、免許等を行う者はその意見を勘案して環境の保全の見地からの意見を述べることとなっています。

(発電所事業と環境保全の見地からの意見)

・一方で、発電所事業の場合は、準備書については、環境保全の見地からの意見は、都道府県知事及び環境大臣から経済産業大臣あてに述べられますが、経済産業大臣から事業者に行われる勧告は、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するために必要があると認めるときになされるものとなっています。また、評価書については、環境大臣による環境の保全の見地からの意見が述べられる仕組みはなく、経済産業大臣が環境の保全についての適正な

配慮がなされることを確保するために特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは評価書を変更すべきと命ずることができることとなっています。いずれの場合においても、経済産業大臣による勧告は、環境の保全についての適正な配慮の確保を目的としていますが、これは、環境の保全上の支障を生ずるおそれがないかどうかという水準においてなされるものと解されています¹¹⁶。

・環境の保全の見地からの意見は、環境の保全上の支障の防止のレベルにとどまらず、より高い環境の保全のレベルを目指して、事業者の自主的努力を促進する観点を含めて述べられる意見です¹¹⁷。地域における風力発電事業の環境影響への懸念が高まっていることや、風力発電事業による環境影響の予測の不確実性が高く、環境保全措置の効果に係る知見も未だ不十分な現状を踏まえれば、より高い環境の保全のレベルを確保する観点から、発電所事業に係る評価書についての環境保全の見地からの意見を述べる機会を確保することが必要です。

・このため、県が評価書の内容について環境の保全の見地から審査し、その結果を事業者及び関係市町村長に送付するものです。

・事業者は、環境保全の見地からの意見を、事業の実施を通じて目指すべき、より高い環境の保全の目標として捉え、適切な環境保全措置や事後調査を検討・実施することで、地域の合意形成をより確かなものにし、地域と共生する風力発電事業であることを示すことができます。

・なお、審査結果を記載した書面については、評価書は環境影響評価の最終成果物であることを踏まえ、次の手続段階の環境影響評価図書に反映することを検討する必要がある「意見」ではなく、評価書についての県の環境保全の見地からの見解を示した「環境影響評価審査書」としています。

(4)事後調査の目的

・事後調査は、環境影響の予測及び評価の検証を行うことにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性を確保するとともに、環境影響評価の手法や環境保全措置の技術の向上を図ることを目的とする。

【解説】

・予測等の結果には多かれ少なかれ不確実性が伴うものであり、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討することとされています¹¹⁸。

・すなわち、予測の精度が高くない場合においてその予測が妥当であったかどうかを確認することにより予測の不確実性を補うとともに、講じようとする環境保全措置の効果の見通しが十分に得られない場合において計画通り保全措置が実施され、期待された効果が得られたかどうかを確認することにより、環境保全措置の追加や見直しの必要性を検討するものです¹¹⁹。

・事後調査を適切に実施することにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性が確保されるとともに、今後の環境影響評価手法や環境保全措置の技術の向上のほか、これらに係るコストの低減にも資するものとなります。

(5)事後調査の項目

・事業者は、次のいずれかに該当する場合において、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

【解説】

(1)の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」とは、以下のような例が想定されます。

- ・未だ予測の手法が確立されておらず、新しい予測手法を採用した場合や類似事例等による場合
- ・過去の環境アセスメントの実績等から採用した定量的な予測手法によったが最新の研究報告等から予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合¹²⁰（風車騒音による健康影響のリスク等）
- ・定量的な予測手法による予測の結果、重大な影響が生じるおそれがあると考えられたものの、予測の不確実性を理由に影響を回避する保全措置を講じなかった場合（猛禽類の風車への衝突リスク等）

(2)の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、以下のような例が想定されます。

- ・過去に風力発電所が立地された例がない又は少ない、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある区域で事業を実施する場合（レッドゾーン内での土地改変等）
- ・過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合¹²¹（ブレードの彩色や風車ヤードの草地化防止等の猛禽類の衝突防止策等）
- ・立地条件等により効果が異なるため、個別的に効果を検証する必要がある場合（植物の移植等）

(3)の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、以下のような例が想定されます。

- ・環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにする場合¹²²（猛禽類に係る環境保全措置等）

(4)の「代償措置を講ずる場合であって、効果の不確実性及び知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合」とは、以下のような例が想定されます。

- ・効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代償措置の効果を把握する必要がある場合¹²³（イヌワシの餌場の創出等）

なお、評価書の公告後に、対象事業実施区域及びその周辺において環境の状況の変化が生じた場合は、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、事後調査の項目を変更又は追加する必要があります。

(6)事後調査の手法

・事後調査は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

【解説】

（事後調査の手法）

・事後調査は、実際の事業の実施に伴う環境への影響を把握するとともに、把握された影響について、環境影響評価で実施した調査結果や予測結果と比較することを前提としており、事後調査を行うこととした環境影響評価の項目の特性や、地域特性等に応じて、適切な手法を検討する必要があります。事後調査の手法は、現況調査と比較可能な結果が得られるものとし、事後調査の項目ごとにできるだけ具体的に記載することが必要です¹²⁴。

・基本的には現況調査と同じ手法としますが、大気汚染物質や騒音等の測定に当たっては、公定法が定められている場合が多いので、基本的にそれに準じるものとします¹²⁵。

・生物等の事後調査については、よりの確に影響を把握するとともに、その保全について配慮する必要があることから、必要に応じ専門家の意見を踏まえ、調査範囲や頻度を増減する等の適切な配慮が必要です¹²⁶。

・評価書の公告後に、対象事業実施区域及びその周辺において環境の状況の変化が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、事後調査の手法を変更又は追加した場合には、その内容と併せて、変更の経緯や理由を整理することが適当です¹²⁷。

・事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境影響が小さい手法を選定する必要があります。

・事後調査の手法に関しては、客観的かつ科学的根拠に基づく検討が必要であるため、必要に応じて専門家の助言を受ける必要があります¹²⁸。

・国、地方公共団体等の環境調査結果等の事業者以外が実施している調査結果(大気汚染常時監視測定結果、道路交通センサス、公共用水域水質測定結果、地下水位観測データ等)の利用が可能なものについては、有効に活用することが考えられます¹²⁹。

・なお、環境影響評価の実施後に、事後調査とは別に、事業者により自主的に環境監視調査を実施し、地域住民に対して公表しているケースもあります¹³⁰。

（事後調査の地域・地点）

・事後調査の地点は、現況調査・予測を行った地点とすることを基本としますが、評価書において計画した事後調査の地域以外にも、事後調査が必要とされる地域が明らかになった場合は、その地域も調査地域とし、必要に応じて調査地点を追加することが必要です。

（事後調査の時期・期間）

・事後調査の実施時期については、環境影響評価において設定した予測対象時期に事後調査を実施することが基本となります。供用後の事業活動が定常状態となる時期を想定して予測・評価を実施した場合には、予測条件が成立した段階で事後調査を実施します。効果が不確実な環境保全措置を講じた場合に行う事後調査においては、環境保全措置の効果を適切に把握できる時期に事後調査を実施する必要があります。

・生物に関する影響については、季節による出現形態の差異や出現量の変動が生じるため、対象とする生物種の生活史や種間関係等の生態的な特性も踏まえた上で適切な時期を設定します。改変区域における陸生生物の影響については、環境条件（緑化等）が安定した状況において調査を行う必要があり、供用後一定期間を経て実施することも考慮する必要があります。

・事後調査の実施期間については、環境影響評価の結果との比較検討ができるような期間を設定することが望まれます。

・いわゆる公害関係項目については、影響の形態として物理現象が大半ですが、環境の状況を把握する観点から、現況調査と同様1年間程度は行う必要があります¹³¹。

・生物に関する影響については、工事中の影響と供用後の影響、地域による生物分布の差等複雑な関係があることから、必要に応じ専門家の意見を踏まえ調査期間を設定する必要があります¹³²。自然環境のように安定的な状態に達するのにある程度の時間を要する場合、あるいは事業特性により供用後徐々に環境影響が増していくことが想定される場合等については、必要に応じ、ある程度長期間の定期的な事後調査を実施する必要があります。特に、イヌワシについては、事後調査を1年実施しただけでは出現数の増減程度しか把握できないため、繁殖への影響を評価するため、事業着手から運用開始後4～5年実施することが望ましいとされています¹³³。

・環境配慮施設(学校、病院、住居)や環境の変化に敏感な動植物の生息地が近接している場合には、調査結果が速やかに検証されるよう、調査を行いつつ工事を実施するなど、調査期間内の調査頻度を高くする必要があります。

・なお、予測時期に至る期間が長い場合においては、経過を把握するために、事業の進捗内容を考慮して、予測時期に至る期間の途中であっても適切な時期に事後調査を実施する必要があります。

（7）事後調査計画書の作成等

・事業者は、対象事業に着手しようとするときは、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成するものとする。ただし、評価書に記載された法第14条第1項第7号のハ又

は条例第 14 条第 1 項第 7 号ウに掲げる事項に変更ない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要がないと認めるときは、この限りではない。

・事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付するものとする。

【解説】

・ここでは、事業者において、事業計画の変更及び周囲の環境の変化を踏まえ、必要に応じて評価書における事後調査計画を見直し、事後調査計画書を作成することを示しています。事後調査計画書には、次に掲げる事項を記載します。

- ① 事後調査を行うこととした理由
- ② 事後調査の項目及び手法
- ③ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- ④ 事後調査の結果の公表の方法
- ⑤ 関係地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
- ⑥ 対象事業に係る施設等を譲渡した場合当該譲渡後における事後調査の実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

・上記の内容は、評価書に記載する事後調査の項目及び手法選定に当たり明らかにするよう努めるべき事項とされているものと同様のものとしています¹³⁴。

・事後調査計画書を作成したときは、評価書を送付した知事及び関係市町村長に送付します。

・ただし、評価書の公告の日から長期間を経ずに事業が着手される場合であって、事業計画の変更や周囲の環境の変化等により、評価書に記載した事後調査計画の変更の必要がないと認められる場合については、事後調査計画の作成を要しないものとしています。

(8)事後調査計画書についての知事の意見

・知事は、事後調査計画書の送付を受けたときは、送付を受けた日から 30 日以内に、事業者に対し、必要に応じて、事後調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

・知事は、環境の保全の見地からの意見を述べたときは、当該意見に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

【解説】

・知事の環境保全の見地からの意見は、行政手続条例（平成 8 年条例第 3 号）上は行政指導として位置付けられます。行政手続条例第 30 条は、行政指導について、「当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと」、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであること」に留意すべき旨を定めています。

・前者については、岩手県環境基本条例（平成 10 年条例第 22 号）第 15 条において、「県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努める」と規定されており、意見を述べるための根拠となる規定があることから、知事の「任務又は所掌事務の範囲」に含まれます。

・後者については、事業者は知事の意見を「勘案」して事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行うこととなる（第 9 条）が、その意見に従うかどうかは事業者の任意によることとなります。

(9)事後調査の実施

・事業者は、事後調査計画書についての知事の意見を勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行うものとする。

【解説】

・事後調査の過程で新たに希少な動植物種等が確認され、追加的な事後調査を行う必要が生じた場合や、新たな希少な動植物種等が法令等に位置付けられ、その確認が必要となった場合等においては、追加的な事後調査を行うことが必要です。

・また、事後調査の過程で、より適切な手法が明らかになった場合には、それを採用することが必要です。

・評価書において事業計画として記載した内容と実際に実施した内容は、例えば工事工程等において相違が生じる場合が想定されます。このため、事業計画の変更に伴い、新たな環境影響が生じることが想定される場合については、変更により生じる環境影響の程度を把握し、必要に応じて事後調査の内容を見直すなどにより、環境影響を可能な限り回避・低減します。その際、見直しを行う事後調査の内容等について、必要に応じて事前に許認可等権者や環境保全課に報告し、協議しながら進める必要があります¹³⁵。

・事後調査の結果、予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、必要に応じて環境保全措置の追加・再検討を実施することとなります。事後調査は、予測の不確実性等を補う観点から位置づけられているものであり、事後調査結果に応じて追加的な環境保全措置を検討することは、事後調査の中で最も重要な事項です¹³⁶。

・追加的な環境保全措置を検討する可能性がある場合には、その実施が可能となるような事後調査の実施計画としておくことが必要です¹³⁷。

・事後調査の終了の判断に際しては、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であることから、その検討の必要に応じ専門家の意見を聞きます。例えば、一定の対策が取られていて、かつ事後調査の結果が事前の予測の範囲内に収まってきたという段階であれば、事後調査は終了することができると考えられます¹³⁸。

(10)工事着手及び工事完了の報告

・事業者（条例に定めるものを除く。）は、対象事業に係る工事に着手したとき、又は工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に書面により報告するものとする。

【解説】

・評価書又は事後調査計画書に記載された事後調査計画に基づく事後調査は、工事中の影響や供用後の影響を調査するものであり、工事の着手及び完了の時期は事後調査を実施する時期と密接に関わります。このため、工事に着手したとき、及び工事が完了したときに、評価書又は事業計画書を送付した知事及び関係市町村長に報告することが望まれます。

(11)環境保全措置等の報告書の送付

・事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付するものとする。

【解説】

（報告書の送付）

・法では、事業者は、免許等を行う者等へ報告書を送付し公表することとなっており、免許等を行う者は、環境大臣に報告書を送付し、環境大臣の意見を勘案して環境保全の見地からの意見を述べるができます。他方、発電所の場合の報告書手続は、事業者による報告書の公表のみで、国への送付は義務付けられていません。

・これは電気事業法において、経済産業大臣による工事計画の認可等の条件に、確定した環境影響評価書に記載されたとおりに工事を行うことが罰則とともに義務付けられており、工事計画届出において施設の設置場所や構造等を確認することにより、評価書に記載された環境保全措置の実施を担保することが可能との考えに基づくものとされています¹³⁹。

・一方で、風力発電においては、バードストライク等の予測の不確実性が高い環境影響が懸念されるため、工事計画届出における施設の設置場所や構造等の確認のみによっては評価書に記載の環境保全措置が担保できません¹⁴⁰。また、予測の不確実性を補完するためには、事後調査によって影響を適切に把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずることにより、適切な環境配慮を確保することが必要ですが、そもそも報告書の提出がない中では、これらの適切な対応を担保することは困難です。

・このため、国では、風力発電については、発電事業以外の法対象事業と同様に、事後的な環境保全措置の実効性を担保するため、事業者が国に報告書を送付した上で、経済産業大臣及び環境大臣が意見を述べるができる仕組みとする必要があるとしています。地方公共団体に関する取扱い是不明です¹⁴¹。

・風力発電は立地による影響が大きいことから、バードストライク等予測の不確実性が高い環境影響評価項目については、事後調査の結果、重大な環境影響を及ぼす事象が確認された場合に、審査会はもとより、自治体や地域の環境に精通した専門家の意見を踏まえ、適切に追加的な環境保全措置が講じられる仕組みとすることが有益です。

・また、県においても、送付を受けた環境保全措置や事後調査の結果を集約し、風力発電事業に係る工事及び稼働中の環境影響、不確実性の高い環境影響評価項目についての環境保全措置の効果、事後調査の手法等に関する知見の充実を図るとともに、その結果を踏まえ、立地選定

に関する基準や環境影響評価の項目及び手法に関するチェックリストにフィードバックし、必要に応じて当該基準及びチェックリストの見直しを行います。

- ・事業者は、効果のあった環境保全措置は公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくすることができると考えられます。

- ・また、不確実性の高い環境影響評価項目についての環境保全措置の効果や事後調査の手法に関する知見の充実を図ることは、今後の環境影響評価の円滑な審査にも資するものと考えられます。

（報告書の作成時期）

- ・法第 38 条の 2 では、事業の実施（工事）において講じた環境保全措置や事後調査について報告書を作成することとしており、基本的事項では、工事が完了した段階で 1 回作成・公表することを基本としています¹⁴²。例えば、以下のような場合など、事業特性や状況に応じて法に基づく報告書又はこれに相当する文書や補足のための文書を複数回にわたり作成・公表することが適当な場合もあります¹⁴³。

- ① 環境保全措置の効果が確認されるまで長期間を要することが想定される場合

- ② 対象事業の工事が長期に及ぶ場合

- ③ 一連の工事において工期が分割して行われ、段階的に供用が開始される場合

- ・事業特性や地域特性、環境保全措置の内容、事後調査の項目等に応じて、環境保全措置の効果が確認できるまでの期間や事後調査に必要な期間が異なるため、これらを踏まえた適切な時期を検討することが必要です¹⁴⁴。

- ・なお、環境保全措置の効果等が比較的短期間で確認できると想定される場合には、その措置が効果を発揮していることを確認した後に報告書を作成することが望めます¹⁴⁵。

- ・一方、特に動植物等に関する環境保全措置については、措置後すぐに効果が現れるかどうかは明確でないものがあります。環境保全措置の効果等の確認に長期的な調査等が必要な場合には、それらを確認した上で報告書を作成しようとする報告書の作成時期が遅れ、事業実施における適切な環境の保全の配慮の実施についての透明性や住民等との信頼性の確保が困難になることが想定されることから、こうした場合には、工事完了後の一定期間を経た段階で 1 回作成することが必要です。また、その後、継続して行う環境保全措置や事後調査の結果等については、継続的な効果等の把握とその検証のため、その結果等を時系列に沿って比較可能となるよう整理を行い、報告書とは別に、適切な時期に公表することが適当です¹⁴⁶。当該公表の際は、(14)による工事中又は供用後報告書を作成することとなります。

- ・工事完了後、一定期間を経た段階としては、例えば、工事完了後、評価書に記載した現況の把握のための調査を実施した期間と同等の期間を経た段階とすることが考えられます¹⁴⁷。

- ・工期が段階的に分割しており、工事が終了した部分から順次供用が開始される場合には、環境影響が最大となる時期を考慮して、工事中であっても段階的な供用が開始された時点で、報告書の作成・公表や環境保全措置等の結果等の公表を行うことが必要です。なお、段階的な供用が開始されたそれぞれの時点で報告書の作成又は環境保全措置等の結果等の公表を行う場合には、環境の状況の変化を時系列的に把握するため、それ以前に公表した内容も含めて整理す

ることが望めます。これらの公表の際は、(14)による工事中又は供用後報告書を作成することとなります¹⁴⁸。

・報告書については、評価書において事後調査の計画と併せて具体的な作成時期を含む作成に係る計画を示した上で、当該計画に基づき作成することが望めます¹⁴⁹。

(報告書の記載事項)

報告書の記載事項とその留意事項は以下のとおりです。

① 対象事業に関する基礎的な情報¹⁵⁰

・評価書及び事後調査計画書に記載した事業計画の内容について、工事の完了により確定した内容を具体的に記載します。

・事業計画の変更が生じた場合には、事業計画の変更に関する情報は適正な環境保全を確保する基礎となるため、変更の内容、経緯及び理由等について丁寧に記載することが重要です。

・具体的には、評価書において事業計画として記載した内容と実際に実施した内容は、例えば工事工程等において相違が生じる場合が想定されるため、これらの相違の内容を明らかにしつつ、相違が生じた理由及び経緯等について丁寧に記載します。

② 事後調査の項目、手法及び結果¹⁵¹

・「項目」については、評価書及び事後調査計画書に記載した事後調査の計画の内容を踏まえ、実際に実施した事後調査の項目を記載します。

・「手法」については、事後調査の項目ごとに、調査した情報の種類、調査地域・地点、調査期間・頻度、調査手法等を具体的に記載します。

・「結果」については、環境影響評価の結果と比較できるように整理します。

・事後調査の過程で新たに希少な動植物種等が確認され、追加的な事後調査を行う必要が生じた場合や、新たな希少な動植物種等が法令等に位置付けられ、その確認が必要となった場合等においては、追加的な事後調査の内容及び結果、その検討経緯や理由を記載します。

・事後調査の過程で、より適切な手法を採用した場合は、新たに採用した手法の内容を併せて、その検討経緯や理由も記載します。

・事後調査計画書の提出後に、対象事業実施区域及びその周辺において環境の状況の変化が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、事後調査の項目を変更又は追加した場合には、その内容と併せて、変更の経緯や理由を記載します。

・事後調査の結果を整理する際は、環境影響評価の予測の際にその前提となる環境の状況として設定した条件なども合わせて整理し、予測結果と事後調査結果が比較できるようにすることが重要です。

③ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度¹⁵²

・報告書に記載する環境保全措置は、回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でない以下の措置です。

ア 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置

イ 希少な動植物の保護のために必要な措置

ウ 回復することが困難であって保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって効果が確実でないもの。

・評価書の公告後に、対象事業実施区域及びその周辺において環境の状況の変化が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、報告書に記載する必要のある環境保全措置を変更又は追加した場合には、その内容と併せて、変更の経緯、理由等を記載します。

・環境保全措置の実施内容については、実施した場所、時期、方法を具体的に記載することが必要であり、また、必要に応じて写真等を掲載するなど分かりやすく整理することが望まれます。

・環境保全措置の効果は、事後調査の結果と環境影響評価の予測結果を比較し、事前の予測の範囲に収まっているかを確認することなどにより把握できると考えられます。また、評価書において環境保全措置を講じた場合の目標を定めている場合は、その目標との比較により効果を把握できると考えられます。

・環境保全措置の効果が予測結果や環境保全上の目標等と異なる場合には、その要因を考察し、特に対象事業の実施による環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、必要に応じて追加の環境保全措置等を実施するとともに、その検討経緯や内容等を記載し、事後調査に基づく追加的な環境保全措置等の結果を別途公表することが重要です。

・他方、予測結果と比較して、環境影響が小さかった場合には、その要因を分析し、積極的な環境保全措置の効果であると認められる場合には、その旨を記載することも可能です。

④ 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等

・事後調査の項目及び手法の設定、並びに事後調査の終了の判断、事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施に際しては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により、客観的・科学的な根拠に基づき、検討します。

・環境保全措置や事後調査の結果等についての妥当性の確認等が必要な場合は、必要に応じて専門家等の助言を受けて妥当性の確認や情報の補完を行います。

・環境保全措置の内容、事後調査の項目、事業実施区域及びその周辺の地域特性等に応じて、環境保全活動を行う民間団体や地域における環境の状況に詳しい者等にヒアリングを行うことも考えられます。

・専門家の助言を受けた場合は、その助言の内容及び専門家の専門分野を記載します。

・環境影響評価の手続における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（公的研究機関、大学等）についても記載するように努めます。その際、専門家の了解が得られている場合を除き、属性から個人が特定されないことがないよう配慮します。

⑤ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨¹⁵³

・「報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合」としては、以下のような場合が考えられます。

ア 評価書に記載された事後調査の計画において、事後調査の期間が供用後まで設定されている場合

イ 準備書への知事意見等において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められている場合

ウ 報告書に記載された事後調査の結果から、引き続き調査や環境保全措置を行う必要が認められた場合

エ 報告書の作成時点で効果が確認できていない環境保全措置がある場合

・また、以下のような場合には、報告書の公表時点では、報告書の作成以降に行う事後調査や環境保全措置の内容が把握できないため、報告書に事後調査等の計画を記載することができません。このような場合には事後調査等の計画が確定した段階で、必要に応じて、その内容、経緯、理由を記載した文書を、報告書または報告書とは別の補足的な文書として作成し、公表するとともに、(14)による工事中又は供用後報告書を作成します。

ア 報告書への知事による環境の保全のための措置の求め等において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められた場合

イ 報告書の作成以降に環境保全措置や事後調査の追加・変更を行う必要が生じた場合

・報告書作成以降に環境保全措置や事後調査を行う場合においては、必要に応じ専門家等の助言を受けることが必要です。

・結果の公表に関しては、公表の時期や頻度、方法等をできる限り記載するものとします。

(12)環境保全措置等の報告書についての意見の聴取

・知事は、環境保全措置等の報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して報告書について意見を求めるとともに、報告書について岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

【解説】

・報告書の送付を受けたときは、知事は、報告書についての市町村長の意見及び審査会の意見を聴取します。市町村長及び審査会の意見聴取の結果は、(13)による知事による措置の求めに反映されることとなります。

(13)環境の保全のための措置の求め

・知事は、環境保全措置等の報告書についての意見を勘案するとともに、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。

・知事は、環境の保全のための措置を講ずるよう求めたときは、当該措置に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

【解説】

・知事の措置の求めに当たっては、市町村長及び審査会の意見を勘案すべきことを定めているものです。

(14)工事中又は供用後報告書の作成及び送付

・事業者（条例に定めるものを除く。）は、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第35条第3項の規定により事後調査や環境保全措置の結果等を公表するに当たっては、次の事項を記載した報告書（「以下「工事中又は供用後報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。

- (1) 対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) (2)の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- (6) 工事中又は供用後報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

【解説】

（「工事中」及び「供用後」報告の重要性）

・法及び基本的事項では、工事中に講じた環境保全措置や事後調査について工事が完了した段階で1回報告書を作成することを基本としています。しかし、報告書の作成とは別に、必要に応じて、工事中や供用後に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが想定されるため、その旨規定されています¹⁵⁴。

・法及び基本的事項では、必要に応じての結果等の公表については、報告書の作成等に関する特段の定めがありませんが、特に希少猛禽類への環境影響等については工事中や発電所の供用後に発現する可能性が高く、これらの影響についての事後調査は、工事中から供用後にかけて長期間実施することが必要であることから、本項において、工事完了段階の報告書の作成に準じて、必要に応じての工事中又は供用後の環境保全措置や事後調査の結果等の公表についても、報告書の作成に係る具体的な手順を示したものです。

・事業者は、効果のあった環境保全措置は公式に評価され、効果が得られていない場合も県の助言を得て対応することで、地域の懸念を払しょくすることができると考えられます。また、不確実性の高い環境影響評価項目についての環境保全措置の効果や事後調査の手法に関する知見の充実を図ることは、今後の環境アセスの円滑な審査にも資するものと考えられます。

（「工事中」及び「供用後」報告が必要な場合）¹⁵⁵

・「工事中」に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが必要となる場合としては、例え

ば、以下のような場合が考えられます。

- ① 工事が長期にわたるなどの理由により、評価書が公告された後、工事完了後の報告書の公表まで長期間にわたり環境保全措置や事後調査の結果等の公表が行われない場合
- ② 工期が段階的に分割されており、工事が終了した部分から順次供用が開始される場合
- ③ 工事中に、法令等で指定されている希少な動植物種等が確認され、新たに環境保全措置等が必要となった場合

・「供用後」に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが必要となる場合としては、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ① イヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）で事業を実施する場合
- ② 評価書に記載した事後調査の計画において、供用後まで事後調査の期間を設定している場合
- ③ 準備書への知事意見等において、供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められている場合
- ④ 報告書に記載された事後調査の結果から、引き続き調査等を行う必要が認められた場合
- ⑤ 報告書の作成時点で効果が確認できていない環境保全措置がある場合
- ⑥ 報告書への知事意見において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められた場合
- ⑦ 報告書の作成以降に環境保全措置や事後調査の追加・変更を行う必要が生じた場合

（報告書の作成時期）¹⁵⁶

・工事中や供用後に環境保全措置や事後調査の結果等を公表する場合の公表時期や内容については、評価書に記載された予測結果と適切に比較可能となるよう留意します。例えば、予測結果と比較可能な環境保全措置の効果等の把握ができた時期や工事中や供用後の影響が最大になる時期等を考慮して行い、これらに関する報告書の作成方法等は、(11)の報告書に準じることが基本となります。

・環境保全措置や事後調査の項目ごとにその効果や結果を把握できる時期が異なる場合は、評価書に記載された予測結果と適切な比較が可能となるよう留意した上で、把握できた効果等について、それぞれ適切な時期に個別に公表することが必要である。

・事後調査や環境保全措置の結果等の公表を複数回行う場合には、環境の状況の変化を時系列的に把握するため、それ以前に公表した内容も含めて整理することが望まれます。この点は、工事中又は供用後報告書の作成に当たっても同様に留意する必要があります。

(15)工事中又は供用後報告書についての意見の聴取

- ・知事は、工事中又は供用後報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して当該報告書について意見を求めるとともに、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

【解説】

- ・(12)による報告書についての意見の聴取と同趣旨です。

(16)環境の保全のための措置の求め

- ・知事は、工事中又は供用後報告書についての意見を勘案するとともに、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。
- ・知事は、環境の保全のための措置を講ずるよう求めたときは、当該措置に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

【解説】

- ・(13)による環境の保全のための措置の求めと同趣旨です。

(17)報告及び資料提出の求め

- ・知事は、本章に記載する事項の実施に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めるものとする。

【解説】

- ・本章に記載する事項の実施に必要な限度とは、(13)及び(16)による措置の求めを行うにあたって必要な限度であり、報告書及び工事中又は供用後報告書の記載事項に関して、環境保全措置や事後調査の実施状況等を的確に把握し、事業者に対する必要な助言を適切に行う観点から、事業者に対し、補足的な情報について報告又は資料の提出を求めることを想定しています。

第6章 環境影響評価図書の継続公開等及び希少動植物の情報の利用に関する留意事項

6-1. 概要

項目	留意事項
趣旨	・環境影響図書の継続公表、縦覧等、閲覧等、情報利用に関する留意事項を示したもの
定義	・継続公表とは、法・条例上の縦覧期間終了後に知事が行うインターネット利用による図書の公表をいう
対象	・配慮書（法のみ）、方法書、準備書、評価書、報告書の全てのアセス図書を対象とする
継続公表及び利用の許諾	・ 県がインターネットでアセス図書を公開することについて、県がアセス図書における希少動植物に関する情報を県が利用することについて、事業者が県に許諾書を提出する
継続公表の方法	・許諾を得られない部分を除き、知事がアセス図書を県のウェブサイトで公表する
電磁的記録の仕様	・改ざん防止等の観点からウェブサイトで公表する電磁的記録の仕様を規定
縦覧等	・県は、 環境保全課執務室及び行政情報センターにおいてアセス図書の縦覧等を行う ・縦覧は、事業者による 法定縦覧期間の1月間を超えて3～7年行う ・アセス図書の 貸し出しも行う
著作権保護	・ウェブサイト上に無断転用を禁止する旨記載するなどの著作権保護の対応を行う
情報の利用	・ 利用の対象とする情報は、希少野生動植物保護条例に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用許諾を得た情報に限る
利用範囲	・県は、希少野生動植物の情報について、 動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する

6-2. 留意事項

(1)趣旨

・法又は条例の規定に基づき県に提出される計画段階環境配慮書等の図書（以下「環境影響評価図書」という。）について、継続公表、縦覧等、閲覧等及び情報利用に関する留意事項を示したものである。

【解説】

- ・県北地域や北上山地などの県内の一部の地域で複数の風力発電事業が計画されていますが、事業の集中による累積的な影響の評価が課題となっています。
- ・一方で、環境影響評価図書の公表は、法定の縦覧期間が1月間に限られ、一部の事業を除いて、継続的な公表が行われておらず、県民をはじめ後発事業者や民間団体が環境影響評価において収集された地域の環境情報を入手・分析することが困難な状況にあります。
- ・このため、環境影響評価図書の法定縦覧期間を超えて、県民等がいつでも関係する図書を閲覧できるよう、県による環境影響評価図書の縦覧の仕組みを整え、県民等の情報の利用機会の確保や地域全体の環境負荷低減に資する環境情報の共有を図るための仕組みを整備するものです。
- ・また、情報の利用については、県が行政文書として保有する環境影響評価図書に記載されている希少動植物に関する情報は、地域の環境価値を明らかにする重要な情報です。県がこれらの情報を活用して、いわてレッドデータブックなど希少種に関する公的情報を充実できるよう、県が行う環境影響評価図書の情報の利用に関するルールを定めるものです。
- ・事業者は、自らの環境保全の取組や希少種に関する公的情報の整備への貢献が可視化されることで、ESG投資を重視する様々なステークホルダーとの連携・協働を呼び込むことが期待されます。

環境影響図書の継続公表等及び希少動植物の情報の利用に関する留意事項

<アセス図書のインターネットによる継続公表>

- 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書を併せて提出する。継続公表は、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行う。

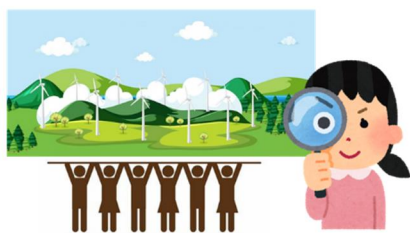
<アセス図書の縦覧に関するルールを整備>

- 県は、環境保全課執務室及び行政情報センターにおいてアセス図書の縦覧及び貸出しを行う。縦覧期間は事業者による法定縦覧期間の1月間を超えて3～7年行う。

<希少野生動植物に関する情報の利用>

- 知事は、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報について、動植物の調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する。

➡ 事業者の環境保全の取組や希少種等の公的情報の整備への貢献が可視化され、ESGを重視する様々なステークホルダーから評価される。



(2)定義

・本章で使用する用語は、以下に定めるところによる。

- (1) 継続公表 事業者による法又は条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間満了後に、知事が行う環境影響評価図書のインターネットの利用による環境影響評価図書の継続的な公表をいう。
- (2) 縦覧等 知事が行う環境影響評価図書の縦覧又は貸出しをいう。
- (3) 閲覧等 県民等が行う閲覧又は借出しをいう。
- (4) 情報利用：知事による環境影響評価図書の情報の利用をいう。

【解説】

・継続公表の「継続」とは、法・条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間の満了後に、引き続き県が行う公表をいいます。法・条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間の定めは、環境影響評価の項目や調査等の手法について、一般の意見を求めるために必要かつ十分な期間として、閣議決定要綱における準備書・評価書の縦覧期間等を勘案して定められています。

・一方で、環境影響評価図書は複数の手続段階にわたって作成され、ある段階の図書の内容は次の段階の図書にも継続するものであることから、事業者の自主的判断として、法令による公表義務期間以降も引き続き公開することは、次の段階の図書を閲覧する県民等の理解を得るために望ましいこととされています。

・本章では、この事業者の自主的判断による環境影響評価図書の継続公表を円滑かつ効果的に実施するため、県が事業者に代わって継続公表を行うために必要な事項を定めたものです。

・本指針でいう縦覧等とは、県が行う環境影響評価図書の縦覧又は貸出しをいい、閲覧等とは県民等の閲覧又は借出しをいいます。

(3)対象

・継続公表、縦覧等の対象とする環境影響評価図書は、別表1の第二欄に示すものであり、事業者により縦覧に供された図書とする。

【解説】

・県による継続公表は、事業者の自主的な判断による継続公表を円滑かつ効果的に実施するため、県が事業者に代わって行うものであることから、その対象となる図書は、事業者が法令に基づき縦覧に供した図書としています。

・継続公表の対象となる図書については、別表1に規定しているとおり、法に基づく図書としては、計画段階環境配慮書、方法書、準備書、評価書及び環境保全措置等の報告に係る報告書です。条例に基づく図書としては、方法書、準備書、評価書及び報告書です。いずれも要約書を作成した場合はこれも含むものとしています。

・縦覧等の対象となる図書についても上記と同様としています。

・縦覧等の対象となる図書の縦覧期間については、別表1の第三、四欄に規定しており、環境影響評価図書が複数の手続段階にわたって作成され、ある段階の図書の内容は次の段階の図書にも継続するという図書の連続性を踏まえ、各図書の次の手続段階の図書が県に提出される日まで縦覧を継続することを原則としています。

・なお、評価書については、環境影響評価の結果を集約した書面であり、環境影響評価制度が基礎とする事業者による事業のセルフコントロールの成果物であるとともに、環境保全のための計画書としての意義を有する重要な図書であることから、一定の期間、縦覧に供することが必要と考えられます。

・具体的な縦覧等の期間については、評価書に記載された希少種等の保全に係る措置、評価書に記載された希少種等の保全に係る措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合の当該環境の状況の把握のための措置（いわゆる事後調査）等の状況を記載するとされている報告書が作成されるまでは、当該報告書の前提となる評価書の縦覧が行われることが重要であることから、評価書が作成された後の工事期間2年間と、猛禽類等において工事が終了したあとの施設の供用開始後に行われることが推奨されている事後調査期間4～5年間を勘案し、7年間としています。

・なお、行政情報センターにおける縦覧等は、規定により原則3年間とされていることから、作成後3年を超えた環境影響評価図書の閲覧と借出しを希望する県民等は、環境保全課の執務室において引き続き閲覧等が可能となります。

別表 1

事業	図書	行政情報センター等における縦覧期間	環境保全課執務室における縦覧期間
法 対 象	計画段階環境配慮書及び要約書（法第 3 条の 3）	法に基づく環境配慮計画書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価方法書の提出日まで	法に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 7 年間
	環境影響評価方法書及び要約書（法第 5 条）	法に基づく環境影響評価方法書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価準備書の提出日まで	
	環境影響評価準備書及び要約書（法第 14 条）	法に基づく環境影響評価準備書の岩手県知事あて提出日の翌日から法環境影響評価書の提出日まで	
	環境影響評価書及び要約書（法第 21 条）	法に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
	報告書（法第 38 条の 2）	法に基づく報告書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
条 例 対 象	環境影響評価方法書及び要約書（条例第 6 条）	条例に基づく環境影響評価方法書の岩手県知事あて提出日の翌日から条例環境影響評価準備書の提出日まで	条例に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 7 年間
	環境影響評価準備書及び要約書（条例第 14 条）	条例に基づく環境影響評価準備書の岩手県知事あて提出日の翌日から条例環境影響評価書の提出日まで	
	環境影響評価書及び要約書（条例第 22 条）	条例に基づく環境影響評価書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
	報告書（条例第 33 条）	条例に基づく報告書の岩手県知事あて提出日の翌日から 3 年間	
※環境保全課執務室における縦覧期間は、必要に応じて環境保全課総括課長によって延長することができる。			

(4)継続公表の許諾等

- ・事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書（様式第1号）を併せて提出する。
- ・事業者は、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物が含まれるときは、当該著作物の著作権者が継続公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえ、許諾書を作成するものとする。

【解説】

- ・環境影響評価図書の縦覧等については、既に事業者により縦覧に供された図書の公表権は消滅していることから、県が縦覧することについて著作権上の制約はありません。
- ・事業者による縦覧図書に掲載されていない希少種等の非公開情報については、未公表の著作物に係る公表権が存在しますが、著作権法上、一度行政に提出された図書は行政文書の扱いになるため、行政が公開すること自体は著作者の許諾なしに可能とされており（著作権法第18条第3項「公表の同意みなし」）、情報公開制度における行政文書の開示請求があれば開示できます。
- ・一方で、インターネット上での公表については、別途、著作権の支分権である「公衆送信権」における著作者の許諾が必要とされていることから、この手順を定めたものです。
- ・環境アセスメント学会の提言（R5.5）では、「アセス図書の情報は国民的情報資産であるゆえに著作権保護よりも公開の義務付けによる国民的利益が大きい」という考え方が示されています。こうした点も踏まえ、本指針では、県民的情報資産でもある環境影響評価図書について、事業者の自主的判断による継続公開を円滑かつ効果的に実施するため、県が、著作権者の権利の保護に配慮しつつ、事業者に代わって公開するルールを定めたものです。
- ・また、環境影響評価図書の継続公表により、図書内に掲載している地図、写真、図形等の原著作権者の公衆送信権を侵害することがないようにするため、事業者は許諾書を提出する前に申請等の手続を行う必要があります。
- ・情報の利用については、行政が各環境影響図書の情報を集約し、例えば、希少種等の公的情報のデータベースの整備を行うことは、著作権法上、編集著作物のうち「データベースの著作物」を作成するという位置づけになり（著作権法第12条の2第2項）、その構成素材・部品として当該情報を利用するため、個々の素材（＝アセス図書記載情報）の著作者（＝事業者）の許諾が必要であることから、その手順を定めたものです。
- ・事業者は、自らの環境保全の取組や希少種に関する公的情報の整備への貢献が可視化されることで、ESG投資を重視する様々なステークホルダーとの連携・協働を呼び込むことが期待されます。

(5)継続公表の方法等

- ・継続公表は、事業者から許諾を得られなかった部分を除き、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
- ・継続公表は、事業者による縦覧期間満了日以降とする。

【解説】

- ・環境影響評価図書の継続公表は、岩手県ホームページの環境影響評価のサイトで行われます。
- ・その際、事業ごとにページの階層を掘り下げないと当該事業の環境影響評価図書が継続公表されているかどうか分からないという状態は県民等による情報の利用機会の確保の観点から適切ではないことから、事業ごとに継続公表がされているかどうかを、一覧性をもって把握できるようなサイト構成とすることが望まれます。
- ・環境影響評価図書を作成するに当たって適切な配慮がなされている図書、例えば、先例踏襲ではなく、事業特性や地域特性を適切に把握し、参考項目に限らず環境影響評価項目や手法を柔軟に選定し、住民の環境への思いを踏まえた適切な環境影響評価を行い、その結果をできる限り分かりやすく表現するなどの配慮がなされている図書については、その内容を本ガイドラインで積極的に紹介するなどして、好事例の裾野を広げていきます。
- ・こうした取組により、事業者による環境保全の取組を可視化することで、ESG 投資を重視する様々なステークホルダーとの連携・協働につながることを期待されます。

(6)電磁的記録の作成仕様等

- ・事業者が県に提出する環境影響評価図書の電磁的記録は、次の仕様とする。
- (1) 磁気ディスク等に保存すること。
- (2) ファイル形式は、PDF 形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いること。
- (3) 各々のファイルは、できる限り章ごとに分割することとし、1つあたりのファイル容量は30MB 以下になるようにすること。

【解説】

- ・インターネットによる継続公表について事業者に行ったヒアリングでは、無断転用や加工等によるトラブルを懸念する声が多い状況です。しかしながら、著作権法では、著作権者により許諾されていない加工、転用等は罰則とともに禁止されており、県民等による私的利用まで、こうした懸念を理由に制約することは、事業者による環境保全の取組を可視化することで様々なステークホルダーとの連携・協働につなげる機会まで失われることとなり、適切ではありません。
- ・このため、環境影響評価図書を県のホームページで継続公表する場合は、改ざんされにくい形式で掲載するなどの対応を行うものです。
- ・また、ページ数の多い環境影響評価図書をホームページ上で閲覧する際には、適宜、章ごとにファイルを分割し、県民等が容易に求める情報を利用できるように配慮することが重要です。その際、ファイルを分割することで、かえって求める情報がどのファイルに掲載されているかが分からなくなならないよう、環境コミュニケーションの推進の観点から、ファイルごとの掲載項目の

概要を付記するなどの事業者の配慮が望まれます。

(7)縦覧の場所等

(縦覧等の場所)

・知事は、環境生活部環境保全課（以下「環境保全課」という。）執務室並びに行政情報センター及び行政情報サブセンター（以下「行政情報センター等」という。）において、環境影響評価図書を縦覧等に供するものとする。

(縦覧等の期間)

・環境影響評価図書の縦覧に供する期間は別表第1に示すとおりとする。

(縦覧等の方法)

・行政情報センター等において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、行政情報センター等運営要領（平成6年7月14日制定）に定めるところによる。

・環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、以下に定めるところによる。

(閲覧等の日時)

・次の各号に掲げる日（以下の「(貸出期間)」において「休日」という。）には、環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等はできない。

(1) 日曜日及び土曜日。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日。

・環境保全課執務室の利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、環境保全課総括課長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(閲覧等をする者の心得)

・環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 環境影響評価図書の取扱いを丁重にすること。

(2) 環境影響評価図書を転貸しないこと。

(3) 環境影響評価図書を閲覧等するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に定めるところに従い、私的使用目的に限ること。

(4) その他環境保全課総括課長の指示に従うことと。

(閲覧等の制限)

・環境保全課総括課長は、閲覧等をする者の心得に違反した者に対して、閲覧等を中止又は禁止することができる。

（環境影響評価図書の紛失等）

・環境保全課執務室において環境影響評価図書を紛失し、又は著しく汚損した者は、速やかに、紛失（汚損）届（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

（閲覧の手続）

・環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（様式第3号）に、住所及び氏名を記載するものとする。

（貸出しの申込）

・環境保全課執務室において環境影響評価図書の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書（様式第4号）を環境保全課総括課長に提出するものとする。

・貸出申込書を提出するときは、運転免許証、健康保険証、国民健康保険証その他の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を確認できる書類を提示するものとする。

（貸出期間）

・環境保全課執務室における環境影響評価図書の貸出期間は、環境影響評価図書貸出日から1週後の日（同日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）までの期間とする。ただし、再度貸出申込書を提出することを妨げない。

（貸出しの決定）

・環境保全課総括課長は、貸出申込書の提出があり、貸出申込状況及び環境影響評価図書の保管部数を勘案して適当と認めたときは、貸出票（様式第5号）を交付し、貸出しを行うものとする。ただし、環境保全課総括課長は、必要と認めるときは、貸出申込書に記載された貸出期間を短縮して貸出しを行うことができる。

（返却の手続）

・環境影響評価図書の貸出しを受けた者は、貸出期間内に、貸出しを受けた環境影響評価図書を環境保全課総括課長に返却し、紛失又は汚損の有無の確認を受けるものとする。

【解説】

・環境影響評価図書の縦覧等及び閲覧等に関する規定であり、行政情報センターと環境保全課執務室における縦覧等の場所、縦覧等の期間、縦覧等の方法、環境保全課執務室内での閲覧等の日時、閲覧等をする者の心得、閲覧等の制限、閲覧等をした図書の紛失等への対応、閲覧等の際の手続、貸出しの申込方法、貸出しの期間、貸出しの決定、返却の手続を定めています。

(8)著作権保護

・知事は、公表及び縦覧等に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないよう、ウェブサイト上に、著作権者により許諾されていない加工、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に基づく著作権者の権利について、必要な保護を図ることとする。

【解説】

・著作権法では、著作権者により許諾されていない加工、転用等は罰則とともに禁止されています。

・このため、著作権者の権利について必要な保護を図ることを定めたものであり、具体的には、ファイル内の文書・写真・図などは著作権の対象となっていること、「私的利用のための複製や引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・販売・貸与・転用、他のホームページへの掲載等は、著作権法違反になることなどを広く周知することが考えられます。

(9)情報利用、利用範囲

・情報利用の対象とする環境影響評価図書の情報は、別表 1 の第二欄の図書に記載された、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 14 年条例第 26 号）第 2 条第 1 項第 1 から 5 号に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報に限るものとする。

・知事は、前記の情報について、動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する。

【解説】

・岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、野生動植物のうち、①種の個体数が少ない、②種の個体数が減少しつつある、③種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつある、④生息・生育環境が悪化しつつある、⑤種の存続に支障を来す事情があるものを希少野生動植物と定めています。これには、種の保存法の指定種や環境省レッドリスト、いわてレッドデータブックに掲載されている種が含まれます。

・環境影響評価図書に記載されている希少野生動植物に関する情報は、地域の環境の価値を明らかにする重要な情報です。県では、事業者から利用許諾を得た当該情報を活用し、いわてレッドデータブックや岩手県自然環境保全指針等の希少種の公的情報データベースの更新など動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に活かしていきます。

・事業者は、当該情報の利用を許諾することで、希少野生動植物に関する公的情報データベースの整備等への貢献をアピールできるとともに、新たな事業を計画する際には、こうした公的情報を得ることにより、環境に配慮した事業計画の策定に取り組むことができます。

付録

1. 立地選定に関する基準（第1章抜粋）

陸上風力発電所の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び
環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準

1 趣旨

陸上風力発電所の設置の工事の事業に係る対象事業実施区域の選定に当たり、計画段階配慮事項についての環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該配慮事項に係る環境要素に関する基準並びに当該事業の環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が回避又は低減されているものであるか否かについて評価を行うための当該選定項目に関する基準を定めるもの。

2 基準

(1) 基準 1

環境の保全上の支障を防止するため対象事業実施区域に次に掲げる区域（レッドゾーン）が含まれないこと。

ア 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第 25 条第 1 項に規定する自然環境保全地域特別地区

イ 岩手県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 62 号）第 15 条第 1 項に規定する自然環境保全地域特別地区

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項に規定する国立公園及び国定公園特別地域並びに同法第 22 条第 1 項に規定する海域公園地区

エ 県立自然公園条例（昭和 33 年条例第 53 号）第 10 条第 1 項に規定する県立自然公園特別地域

オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する国及び県指定鳥獣保護区特別保護地区

カ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地

キ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ケ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する保安林

コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 37 条第 1 項に規定する生息地等保護区管理地区

サ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 14 年条例第 26 号）第 24 条第 1 項に規定する生息地等保護区管理地区

シ 保全対象施設や住居からの距離が 1km 以内の区域（ただし、騒音レベルのシミュレーシ

ョン結果が 35 dB未満の場合及び残留騒音＋ 5 dBを下回る場合を除く。）

ス 岩手県が公表するイヌワシの重要な生息地

(2) 基準 2

次に掲げる区域（イエローゾーン）の環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められること。

ア 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 28 条第 1 項に規定する自然環境保全地域普通地区

イ 岩手県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 62 号）第 17 条第 1 項に規定する自然環境保全地域普通地区

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 33 条第 1 項に規定する国立公園及び国定公園普通地域

エ 県立自然公園条例（昭和 33 年条例第 53 号）第 12 条第 1 項に規定する県立自然公園普通地域

オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する国及び県指定鳥獣保護区（ただし、同法第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区を除く。）

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

キ 林野庁又は岩手県が調査をし、把握している山地災害危険地区

ク 岩手県が公表する新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」

ケ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 39 条第 1 項に規定する生息地等保護区監視地区

コ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 14 年条例第 26 号）第 26 条第 1 項に規定する生息地等保護区監視地区

サ 岩手県が公表するイヌワシの生息地

シ 保全対象施設や住居からの距離が次の区域

(ア) 1 km から 2 kmの範囲の区域

(イ) 1 km 以内の区域（ただし、騒音レベルのシミュレーション結果が 35 dB未満の場合及び残留騒音＋ 5 dBを下回る場合に限る。）

ス 1979 年環境庁（現環境省）、文化庁、林野庁による 3 庁合意に基づくカモシカ保護地域

セ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域

ソ 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域

タ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域

チ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 6 項第 1 号ロに規定する農地（甲種農地及び第一種農地）

- ツ 環境省が実施する自然環境基礎調査において、植生自然度 9 以上に区分された地区
- テ 環境省が実施する自然環境基礎調査において、特定植物群落に選定された地区
- ト 自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 8 条第 3 項第 1 号に規定する自然再生の対象となる区域
- ナ 環境省が選定する生物多様性保全上重要な里地里山
- ニ 環境省が選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ヌ 林野庁及び岩手県が設定する緑の回廊
- ネ NGO コンサベーション・インターナショナルが選定する KBA（生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）
- ノ 環境省が計画し、環境省及び岩手県で整備を進める長距離自然歩道
- ハ 世界遺産における眺望点
- ヒ 世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯
- フ 岩手県教育委員会が周知する埋蔵文化財包蔵地
- ヘ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区
- ホ 文化庁が選定する重要文化的景観
- マ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 142 条に規定する伝統的建造物群保存地区
- ミ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する国指定史跡名勝天然記念物
- ム 岩手県文化財保護条例（昭和 51 年条例第 44 号）第 37 条第 1 項に規定する県指定史跡名勝天然記念物
- メ 岩手県内の各市町村が規定する市町村指定史跡名勝天然記念物
- モ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する重点区域
- ヤ 環境省が認定する自然共生サイト
- ユ 2 (1) ウ又はエからの眺望方向又は 2 (1) ウ又はエの外側から当該区域方向への眺望方向に、対象事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる場合の当該区域

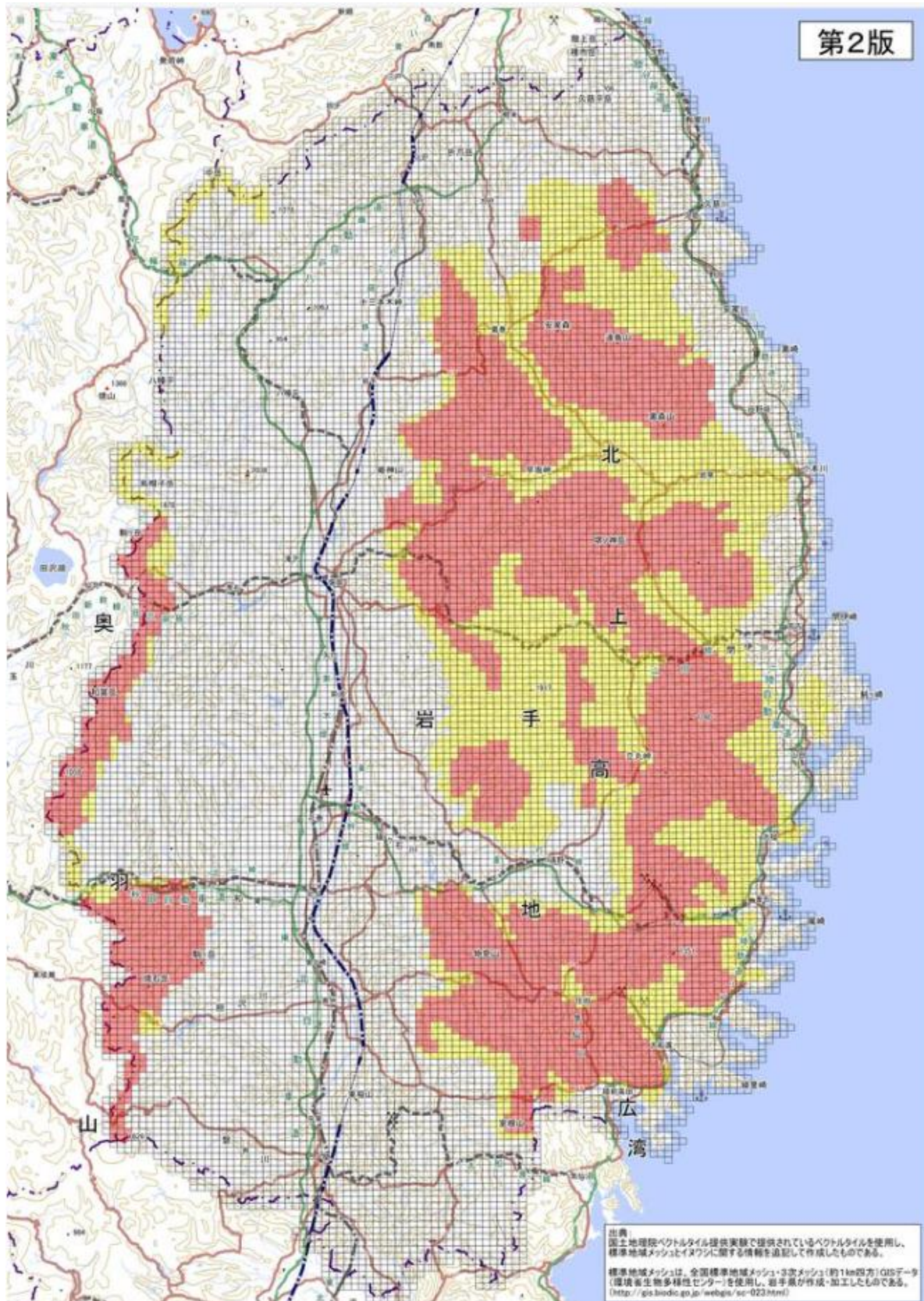
(3) 基準 3

基準 1 及び基準 2 に掲げる区域以外の区域の環境の保全への適正な配慮を確保するものと認められること。

3 備考

当該基準は、社会環境、自然環境等の変化に応じて、適宜見直すこととする。

1-2. イヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）及び生息地（イエローゾーン）



※ 詳細はこちら⇒<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/yasei/1073307.html>
(岩手県環境生活部自然保護課ホームページ)

2-1. 配慮書基本情報シート

対象事業（陸上風力発電）の基本情報（配慮書）

項 目		記載事項	該当頁
事業名			-
事業者名			-
代表責任者（事業者）			-
代表責任者（環境コンサル）			-
事業実施想定区域			-
事業特性		☐ 新規 ☐ リプレイス ☐ 増設	-
		【施設の概要】 ・ 風力発電所の区分：陸上風力発電 ・ 発電所の出力及び設置基数： kW × 基（合計： kW） ・ 発電機の概要：騒音のパワーレベル： デシベル（A 特性）（ m/s 時） ・ 事業実施想定区域面積： ha	-
		【工事内容】 ・ 工事の開始時期（和暦）： 年 月（予定） ・ 運転の開始時期（和暦）： 年 月（予定） ・ 土捨て場： ☐ あり ☐ なし ・ 改変面積： ha ・ 切土量： m ³ ・ 盛土量： m ³ ・ 樹木伐採面積： ha ・ 周辺（10 km）の他事業の状況： ☐ あり ☐ なし	※補足説明資料では「想定」の範囲で御記載ください。
地域特性	大気質	・ 大気測定局の有無： ☐ あり ☐ なし	P.
	騒音・超低周波音、振動	・ 騒音に係る環境基準の類型指定の有無： ☐ あり ☐ なし ・ 騒音規制法及び振動規制法の規制地域の有無： ☐ あり ☐ なし ・ 住居、特に配慮が必要な施設の位置（最近接の距離）及び戸数 最近接の住居等の距離： m 特に配慮が必要な施設と距離： m 事業実施想定区域から 500m 圏内 戸、1,000m 圏内 戸	P.
	水質・底質	・ 事業実施想定区域及びその周辺（1 km）の河川・湖沼の有無： ☐ あり ☐ なし ・ 環境基準点の有無： ☐ あり ☐ なし ・ 利用の状況： ☐ 水道 ☐ 漁業権 ☐ その他利水[] ☐ なし	P.
	地形・地質	・ 事業実施想定区域及びその周辺（1 km）の重要な地形・地質の有無： ☐ あり ☐ なし	P.
	風車の影	・ ローター直径の 10 倍の範囲内の住居の有無： ☐ あり ☐ なし	P.
	動物	・ 事業実施想定区域及びその周辺の動物相の概要 ※「周辺」：1)2)3)は 10 km、その他は 1 km 1) 猛禽類の生息状況（現地調査で確認した種も含む） 2) 猛禽類の営巣の有無： ☐ あり ☐ なし （営巣がある場合、最寄りの風車からの距離： m） 3) 渡り鳥の経路の有無： ☐ あり ☐ なし 4) 確認された重要な種（現地調査で確認した重要種も含む） 5) 主な注目すべき生息地の有無： ☐ あり ☐ なし 6) 岩手県自然環境保全指針の A 及び B の有無 ☐ あり ☐ なし	P.
	植物	・ 事業実施想定区域内における植物の状況 1) 重要な種の有無（事業実施想定区域の周辺（1 km）を含む）： ☐ あり ☐ なし	P.

項 目		記載事項	該当頁
		2) 重要な群落の有無： ☐ あり ☐ なし 3) 巨樹、巨木の有無： ☐ あり ☐ なし 4) 植生自然度 9 及び 10 の有無： ☐ あり ☐ なし 5) 岩手県自然環境保全指針の A 及び B の有無 ☐ あり ☐ なし	
	生態系	・ 注目種を含めた食物連鎖図の有無： ☐ あり ☐ なし	P.
	景観	・ 垂直見込み角 1 度以上の眺望点の有無： ☐ あり ☐ なし	P.
	人と自然との 触れ合い 活動の場	・ 事業実施想定区域内及びその周辺（1 km）における人と自然との触れ合いの活動の場の有無： ☐ あり ☐ なし	P.
	指定地域等	・ 事業実施想定区域内における指定地域等の状況 ・ 保安林の有無： ☐ あり ☐ なし ・ 自然公園指定の有無： ☐ あり ☐ なし ・ その他の指定（「緑の回廊」等）の有無： ☐ あり（ ） ☐ なし	P.
前倒し調査		・ 前倒し調査を実施している場合、前倒し調査の内容（調査項目・時期等） [] ・ 前倒し調査結果の記載の有無： ☐ あり ☐ なし ・ 事業計画に反映した前倒し調査結果の内容等	P.

対象事業（陸上風力発電）の基本情報（配慮書）の記載例

項 目		記載事項
事業名		●●事業
事業者名		〇〇株式会社
事業実施想定区域		岩手県■●郡◇◇町◆◆地区及びその周辺
事業特性		☒ 新規 ☐ リプレイス ☐ 増設 【施設の概要】 ・風力発電所の区分：陸上風力発電 ・発電所の出力及び設置基数：4,000 kW×15 基（合計：60,000kW） ・発電機の概要：騒音のパワーレベル：105.0 デシベル（A 特性）（10m/s 時） ・事業実施想定区域面積：1,500ha 【工事内容】 ・工事の開始時期（和暦）：令和9年9月（予定） ・運転の開始時期（和暦）：令和11年5月（予定） ・土捨て場： ☒ あり ☐ なし ・改変面積：〇〇ha ・切土量：〇〇m ³ ・盛土量：〇〇m ³ ・樹木伐採面積：〇〇ha ・周辺（10 km）の他事業の状況： ☒ あり ☐ なし
地域特性	大気質	・大気測定局の有無： ☒ あり ☐ なし
	騒音・超低周波音、振動	・騒音に関する類型指定の有無： ☐ あり ☒ なし ・騒音規制法及び振動規制法の規制地域の有無： ☐ あり ☒ なし ・住居、特に配慮が必要な施設の位置（最近接の距離）及び戸数 最近接の住居等の距離：1km 特に配慮が必要な施設の概要：〇〇小学校 2km 事業実施想定区域から 500m 圏内 〇戸、1,000m圏内 〇戸
	水質、底質	・事業実施想定区域内及びその周辺（1 km）における河川・湖沼の有無： ☒ あり ☐ なし ・環境基準点の有無： ☐ あり ☒ なし ・利用の状況： ☐ 水道 ☐ 漁業権 ☒ その他利水〔農業用水〕 ☐ なし
	地形・地質	・事業実施想定区域及びその周辺（1 km）の重要な地形・地質の有無： ☐ あり ☒ なし
	風車の影	・ローター直径の 10 倍の範囲内の住居の有無： ☒ あり ☐ なし
	動物	・事業実施想定区域及びその周辺の動物相の概要 ※「周辺」：1)2)3)は 10 km、その他は 1 km 1) 猛禽類の生息状況（現地調査で確認した種も含む） 〔イヌワシ、クマタカ、オジロワシ等〕 2) 猛禽類の営巣の有無： ☐ あり ☒ なし （営巣がある場合、最寄りの風車からの距離： m） 3) 渡り鳥の経路の有無： ☐ あり ☒ なし 4) 確認された重要な種（現地調査で確認した重要種も含む） 〔哺乳類：ヒナコウモリ科、カモシカ〕 〔鳥類 ：オシドリ、サンカノゴイ、オオジシギ、オジロワシ等〕 〔爬虫類：該当なし〕 〔両生類：トウホクサンショウウオ、トノサマガエル 等〕 〔昆虫類：ルリイトトンボ、スジグロチャバネセセリ 等〕 〔魚類 ：ドジョウ、キタノメダカ、トミヨ属淡水型 等〕

項 目		記載事項
		[底生生物：マルタニシ、カラスガイ、マルガタゲンゴロウ 等] 5) 主な注目すべき生息地の有無： ☐あり ☒なし 6) 岩手県自然環境保全指針の A 及び B の有無 ☐あり ☒なし
	植物	・事業実施想定区域内における植物の状況 1) 重要な種の有無（事業実施想定区域の周辺（1 km）を含む）：☒あり ☐なし 2) 重要な群落の有無：☐あり ☒なし 3) 巨樹、巨木の有無：☐あり ☒なし 4) 植生自然度 9 及び 10 の有無：☐あり ☒なし 5) 岩手県自然環境保全指針の A 及び B の有無 ☐あり ☒なし
	生態系	・注目種を含めた食物連鎖図の有無： ☒ あり ☐ なし
	景観	・垂直見込み角 1 度以上の眺望点の有無： ☐ あり ☒ なし
	人と自然との 触れ合い 活動の場	・事業実施想定区域内及びその周辺（1 km）における人と自然との触れ合いの活動の場の有無： ☐ あり ☒ なし
	指定地域等	・事業実施想定区域内における保安林の有無：☐あり ☒なし ・事業実施想定区域内における自然公園指定の有無：☐あり ☒なし ・その他の指定（「緑の回廊」等）の有無：☐あり（ ） ☒なし
前倒し調査		・前倒し調査を実施している場合、前倒し調査の内容（調査項目・時期等） [植生調査（令和〇年〇月）、鳥類（猛禽類）調査（令和〇年〇月、〇月）] ・前倒し調査結果の記載の有無：☒あり ☐なし ・事業計画に反映した前倒し調査結果の内容等 猛禽類の営巣中心域の改変を回避して事業実施想定区域を設定 重要な植物群落の改変を回避して事業実施想定区域を設定

2-2. 配慮書チェックリスト

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁※
1	事前相談	・ 法令上の区域指定の状況や環境保全上配慮すべき状況等の基本情報が整理されているか。		
2		・ 配慮書手続前に、市町村や県に対し、事業の基本情報をもとにした相談をしているか。		
3		・ 関係法令の手続状況（自治体の担当部署への事前相談の状況等）が整理されているか。		
4	地域住民への周知説明	・ 配慮書手続前に、市町村からの助言等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、適切な手法で風力発電施設の設置を計画していることを周知しているか。		
5		・ 配慮書手続前に計画を周知するに当たって、地域住民等から土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか。		
6		・ 配慮書手続中に、市町村からの助言等を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、適切な手法で配慮書の内容を説明し意見を聴取する計画を立てているか。		
7		・ 地域との円滑なコミュニケーションに向けた配慮（縦覧期間後の図書の継続公表、閲覧図書の印刷可など）が行われているか。		
8	考え方の聴取	・ 関係自治体における「促進区域」の検討過程で明確化される環境配慮の考え方（考慮すべき環境配慮事項、望ましい事業の規模・形態、環境保全措置のあり方）について、当該自治体、関係機関及び地域住民の意見を聴取しているか。		
9	複数案	・ 複数案が設定されている場合は、重大な環境影響の予測結果を踏まえ、風車の位置や配置計画、工事計画を見直して影響を回避又は低減できるよう、複数案ごとに影響の重大性の程度を整理・比較しているか。		
10		・ 複数案が設定されていない場合は、重大な環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行っているか。		
11	重大な環境影響	・ 重大な影響を受けるおそれのある環境要素（重大な環境影響）を事業特性及び地域特性を勘案して適切に設定しているか。		
12		・ 重大な環境影響として選定しない項目について、計画段階配慮での取扱いの必要性を吟味した上で、重大な環境影響として取り扱わない理由を記載しているか。		
13		・ 工事による重大な環境影響が懸念される場合、計画段階配慮事項を適切に選定しているか。		
14	調査・予測・評価の手法	・ 複数案における重大な環境影響を比較検討できる評価指標に応じ、適切な評価、予測、調査手法を選定し、その選定理由を記載しているか。		
15		・ 専門家等へのヒアリングを行い、聴取した意見を踏まえた環境影響の予測及び評価を実施し、その結果を記載しているか。		
16		・ 予測手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項のそれぞれについて、その内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて記載しているか。		
17		・ 文献調査や専門家等へのヒアリング結果を踏まえ、重大な環境影響の有無や程度、環境保全目標との整合について比較整理をしているか。		
18	事業計画	・ 地域の環境保全、産業振興、コミュニティの活性化への貢献などの観点から、当該事業の実施について経営計画にどのように位置づけているかを分かりやすく整理しているか。		

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁※
19	事業計画の全体スケジュール	・事業計画（事業の位置及び規模（総出力）、配置計画、工事計画等）を適切に策定しているか。		
20		・事業性調査段階から運転開始までの事業スケジュールが整理されているか。		
21		・前倒環境調査を実施している場合は、前倒し調査の時期、内容が整理されているか。		
22	風況	・文献調査や実地調査による風況データを踏まえた有望地域の抽出状況について整理されているか。		
23		・月別平均風速や年間風向出現率等の風況データの収集状況が整理されているか。		
24		・風況と風車の性能から推定した年間発電量、二酸化炭素削減量その他の事業の社会的効果や、売電金額、総事業費その他の事業の経済的効果を算定しているか。		
25	自然条件	・事業実施想定区域の詳細な標高や傾斜などの地形条件を把握できる図面は整備されているか。		
26		・着雪・着氷に関する統計量など地域特性に応じた気象条件は整理されているか。		
27		・風車の設置する土地の地形や傾斜、林地の分布状況などの土地の安定性の状況を把握できる図面は整備されているか。		
28	社会条件	・事業実施想定区域内の用地（風車立地予定箇所のほか林道等の搬入用道路を含む）の所有者から、土地や周辺環境の状況についての情報や計画に関する懸念事項等を聴き取っているか。		
29		・環境保全等の観点から設置規制のあるエリアや配慮すべきエリアについて、環境影響を考慮する重要な対象として把握し、その重要性の程度や特性を考慮し、複数案ごとに重大な環境影響の程度を整理、比較しているか。		
30		・系統連系の検討状況（連系可能な既設の送・配電線、変電所等との距離や系統連系の状況、事前相談等の状況等）について整理しているか。		
31		・輸送道路の検討状況（輸送道路の想定ルート、近隣住宅等の状況、支障箇所の有無及びその位置・状況等）について整理し、複数案ごとに車両通行や線形確保のための道路の造成工事による重大な影響の程度を比較しているか。		
32	導入規模の想定	・事業性調査段階の導入規模（総出力）、風車の規模・基数、風車設置候補地点を示した図面は整備されているか。		
33		・コウモリへの影響を回避するため、カットイン風速の調整やフェザリングの実施が遠隔操作で可能な機種選定の検討状況や今後の方針が整理されているか。		
34	累積的な影響	・事業実施想定区域及びその周辺に、他の風力発電所との累積的な影響により環境が著しく悪化するおそれが高い地域が含まれる場合は、重大な環境影響を受けるおそれがある環境要素を適切に選定しているか。		
35		・周辺に既設又は計画中の風力発電所がある場合は、諸元、位置関係図、供用開始時期等の情報は整理されているか。		
36		・累積的な影響を明らかにするため、他の事業者との情報交換（情報の提供及び収集）を積極的に実施しているか。		
37	騒音	・5万分の1以上の縮尺、事業実施想定区域から500m単位で被影響対象の有無を示した図面を記載し、その距離ごとの数を記載しているか。		
38		・住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設（人と自然との触れ合いの活動の場を含む）と事業実施想定区域からの距離を施設ごとに比較し記載しているか。		

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁※
39		・事業実施想定区域及びその周囲1～2kmの範囲内に、住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設がある場合は、「距離減衰」及び「騒音レベル合成」の予測式を用いた風車騒音の予測を行っているか。		
40		・騒音に係る環境基準の類型指定がない地域について、静穏性の高さなどの地域特性を十分に考慮した評価を行っているか。		
41		・騒音・超低周波音の健康影響に関する疫学調査の状況を踏まえた地域との適切なコミュニケーションの実施や施設の稼働計画の検討を行っているか。		
42		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
43		・計画段階配慮事項の検討を踏まえ、風力発電施設と住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設との距離が十分に離れている計画となっているか。		
44	水質	・普通河川、沢筋、水道水源、取水施設、水源かん養保安林等の位置を記載しているか。		
45		・事業実施想定区域から流下方向へ一定範囲に含まれる被影響対象（取水施設、漁場等）の数、事業実施想定区域からの離隔距離を記載しているか。		
46		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
47		・計画段階配慮事項の検討を踏まえ、水道水源、取水施設への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。		
48	地形及び地質、地盤（土地の安定性）	・重要な地形及び地質、土地の安定性を確保すべき対象・場（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、山地災害危険地区、地すべり地形等）の位置を記載しているか。		
49		・造成に伴い地盤の安定性を変化させる法面の面積、土量、勾配を整理しているか。		
50		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
51		・計画段階配慮事項の検討を踏まえ、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、新たな「土砂災害が発生する恐れがある箇所」への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。		
52	風車の影	・5万分の1以上の縮尺、事業実施想定区域から500m単位で被影響対象の有無を示した図面を記載し、その距離ごとの数を記載しているか。		
53		・学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設（人と自然との触れ合いの活動の場を含む）と事業実施想定区域からの距離を施設ごとに比較し記載しているか。		
54		・風車の影に関する疫学調査の状況を踏まえた地域との適切なコミュニケーションの実施や施設の稼働計画の検討を行っているか。		
55		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁※
56	動物・植物	・計画段階配慮事項の検討を踏まえ、風力発電施設と住宅、学校、医療機関、福祉施設その他の留意すべき施設との距離が十分に離れている計画となっているか。		
57		・重要な種の選定に当たって設定したキーワードを記載しているか。		
58		・植生に関する図表について、植物群落のクラス名、大分類名、凡例の色やNo.、植生自然度の対応が分かりやすく示されているか。		
59		・広域的な視点で調査範囲を設定し、既存情報や専門家ヒアリングで得られた情報を用いて解析的な手法により個々の重要な種に対する重大な影響を記載しているか。		
60		・動物、植物に対する重大な影響の有無や事業実施想定区域の絞り込み過程における影響の差を丁寧に記載しているか。		
61		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
62		・計画段階配慮事項の検討を踏まえ、巨樹、巨木林に該当する重要な群落への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。		
63	生態系	・計画段階配慮事項の検討を踏まえ、生物多様性の保全の鍵になる地域（KBA）、生物多様性保全上重要な里地里山、緑の回廊等への環境影響を回避又は極力低減する計画となっているか。		
64		・生態系ネットワークを考慮した広域的な視点で調査範囲を設定し、既存情報や専門家ヒアリングで得られた情報を用いて解析的な手法により重要な自然環境のまとまりの場に対する影響を記載しているか。		
65		・水域生態系を含む生食連鎖や腐食連鎖等を通じたカスケード効果について食物連鎖図及び説明を記載しているか。		
66		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
67	猛禽類	・専門家のヒアリングを行い、その結果を記載しているか。		
68		・行動圏が広い種の特性を踏まえ、その大きさを考慮して調査範囲を設定し、既存資料や専門家ヒアリングから得られた情報を用いて解析的な手法により生息状況を推定しているか。		
69		・イヌワシに対する重大な影響の有無や事業実施想定区域の絞り込み過程における影響の差を丁寧に記載しているか。		
70		・事業実施想定区域から 10 km圏内の他事業との累積的影響が整理されているか。		
71		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
72	景観	・景観資源、眺望点、住居の分布状況を踏まえ、眺望点や住居のまとまりごとに眺望範囲、眺望方向、眺望対象、眺望構成要素等を整理した図表を記載しているか。		
73		・主要な眺望点や住居等からの眺望景観の予測において、変化の有無、影響の程度などについて客観的に記載しているか。		
74		・地域における重要な眺望景観がある場合、風車の仮配置位置で最大高さの風車を想定したフォトモンタージュによる眺望景観の予測が整理されているか。		

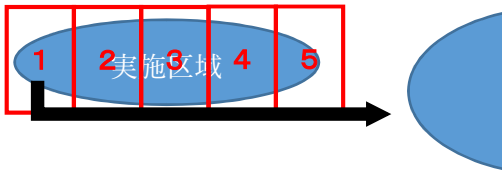
No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁 ※
75		・眺望景観について他事業との累積的影響が整理されているか。		
76		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
77		・人々の利用状況、地域住民の生活状況等を踏まえ、歴史・文化的な観点も考慮し、人と自然との豊かな触れ合いの重要な対象を整理した図表を記載しているか。		
78	人と自然との触れ合いの活動の場	・人と自然との触れ合いの活動の場と事業実施想定区域からの距離を活動の場ごとに比較し記載しているか。		
79		・予測結果を踏まえ、計画段階における複数案の検討に基づく配慮事項（重大な環境影響の回避及び低減の対象となる被影響対象、回避及び低減の具体的内容等）の検討結果を記載しているか。		
80	その他の留意事項	・配慮書の図表や文章等について、地域住民等が理解しやすいように、記載上の工夫や配慮を行っているか。（別添）		

※ 「該当頁」については、配慮書に記載の場合は「配－p●」、補足説明資料（非公開版）に記載の場合は「補足」、記載がない場合は「理由－No.●」（別紙）等と記入すること。

チェックリスト項目に該当する場合、配慮書又は補足説明資料に記載がない理由を記載

No	配慮書又は補足説明資料に記載がない理由

チェックリスト（別添） 図表・文章等の留意事項

No.	分類	チェックリスト項目	点検結果 (○×)	備考
1	全体	・ 図、表等を活用し、地域住民等だれもがわかりやすい内容となるよう配慮がなされているか。		
2		・ 専門的な単語や表現は、専門的な知識がない者でもわかりやすい説明・表記とするよう配慮がなされているか。 (注釈を加える、わかりやすい言葉に置き換える、具体的な例示をする、画像で示す など)		
3		・ 略称の表示は、正式名称も併記するなど、読者に配慮しているか。		
4		・ 表記方法が全体を通じて統一されているか。 (年月日表示、地図の地点表示、番号 (No.、数字のみ、丸囲み数字 など)、飛翔図における高度ごとの矢印の配色)		
5		・ 体裁は整っているか。 (誤字・脱字の有無、文字レイアウト、フォント (字体) など)		
6		・ 文字は読みやすい表示となっているか。 (大きさ (1文字当たり 2mm×2mm (MS 明朝 7pt 程度) 以上を基本とする)・配色・フォント (字体) など)		
7		・ 単位の記載漏れはないか。		
8		・ 騒音や振動の評価量などの記述の場合は、立体表記や斜体表記が正しく用いられているか。		
9		・ 図書全体の通しページ番号も併記されているか。		
10	地図、写真、図、グラフ	・ 地図やグラフには凡例を付しているか。		
11		・ 要素別に見分けやすい配色としているか。		
12		・ 要素別の配色は各図間で統一されているか。(特段の事情がある場合を除く)		
13		・ 凡例に記載された名称に不足・誤りがないか。 【例】 ○○県立自然公園 第○種普通地域		
14		・ 方角、縮尺を付しているか。		
15		・ 適切な縮尺を用いているか。縮尺が小さく内容が判別しにくい場合は、全体図に加え、エリアを複数に分割した大縮尺の図も併用するなど工夫しているか。(この際、各詳細図面の前に全体図に各詳細図面との連動を追記した図 (※) も追加することが望ましい。) 【全体図 (※連動追記あり)】 【大縮尺図 1】 		
16	データ類	・ 位置の把握がしやすいように、市町村名及び地名その他の情報が地図上に表示されているか。		
17		・ 表示の大きさは適切か。写真の解像度は適切か。 (鮮明に表示されているか)		
18		・ 入手可能かつできるだけ最新の文献その他の資料から情報を把握しているか。		
19	非公表情報の取扱	・ 出典、調査時期や閲覧時期の情報を注記しているか。		
20		・ 審査上重要な情報であるが、公表すれば公共の安全や希少野生動植物の生息・生育に重大な影響を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合は、非公表情報が表示されていない縦覧用の図書を別途作成するなど、非公表情報の取扱を適切に行っているか。		

3. 方法書・準備書・評価書チェックリスト

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁※
1	騒音 【評価手法】	・環境基準との整合性により影響の評価を行う場合は、当該地域の環境状況等を踏まえ、比較するに適切な環境基準であるかなど環境基準の準用及びその際の地域類型の当てはめの妥当性を説明しているか。		
2		・騒音に係る環境基準の類型があてはめられていない地域において環境基準を準用する場合は、現状で満たしている環境基準値の中で、最も厳しい基準値の地域類型をあてはめているか。		
3		・騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを評価しているか。		
4		・騒音規制法第17条第1項による自動車騒音の限度（要請限度）を評価の基準とすることは同項の規定の趣旨から不適切であることに留意しているか。		
5		・「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO 欧州事務局、2018 年）に基づき、騒音による平均的な暴露量を踏まえた評価を行っているか。		
6		・風力発電機の稼働により睡眠障害のリスク上昇が認められた報告（「風力発電による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」（日本音響学会誌 74 巻 5 号、2018 年））があることを踏まえた騒音の評価を行っているか。		
7		・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を評価しているか。		
8	騒音 【予測手法】	・上り勾配などの地形条件を踏まえ、通行車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測しているか。		
9		・工事による騒音レベルの予測は環境基準における昼間の時間帯（6 時～22 時）のみではなく、工事時間帯（昼休憩時間を除く）に限定した予測も行っているか。		
10		・騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを予測しているか。		
11		・建設機械の稼働による騒音について、5 % 時間率騒音レベルの予測も行っているか。		
12		・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を予測しているか。		
13	騒音 【調査手法】	・ブレード等の輸送に際し積み替えが計画されている場合は、積替地点の 100m 以内に民家等があれば、建設機械の稼働による影響評価を行うよう調査地点を選定しているか。		
14	水の濁り 【予測手法】	・工事に伴い発生する濁水や、沈砂池からの流出水が周辺水域（小川や沢、湿地、湧水等を含む）に到達（流入）しない場合であっても、それぞれの流量（降雨強度、流出面積、流出係数などの設定根拠及び条件を明示）と SS 濃度の設定値（根拠を含む）及び予測値を示した上で、到達の有無を予測しているか。		
15		・濁水や沈砂池からの流出水が河川等の調査地点に到達するまでに周辺水域に到達（流入）する可能性がある場合は、その流出水と河川（安全側として平水時）の各流量及び各 SS 濃度から、完全混合式により合流後の SS 濃度を予測し、工事前の平水時と降雨時での SS 濃度と比較して影響を予測・評価しているか。		
16		・水の濁りの予測条件である濁水の浮遊物質質量の設定値及び流出係数の値を記載しているか。		

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁※
17	水の濁り 【調査手法】	・水道用水その他の取水地点や漁場等の位置を調査しているか。		
18		・調査地点について、支流や利水状況を考慮し、事業による影響が特に大きくなるおそれのある地点、水道用水その他の取水地点や漁場等主に水域利用の観点から重要な地点、道路工事に係る水の濁りの影響が生じるおそれのある地点についても選定しているか。		
19		・沈砂池排水口から河川に向けた流線（流下経路）を把握し、小川や沢、湿地、湧水が存在しないか調査しているか。		
20		・濁水や流出水が河川に到達する可能性を把握するため、改変区域図に河川、小川、沢、湿地、湧水の位置を示しているか。		
21	土地の安定性 【予測手法】	・表層土壌や地質の改変の程度状況を踏まえ、工事中における土地の安定性について、斜面安定解析等の土質工学的手法により予測しているか。安定解析の方法及び種類は地すべりの特性等に合わせて選定しているか。		
22		・予測地域及び地点は、地形改変等の程度及びその分布を勘案し、調査地域において、造成又は樹木の伐採による、工事中の一時的な地形崩壊、土砂流出等の影響が及ぶおそれのある範囲を設定しているか。		
23		・予測時期及び期間は、工事中において、掘削・盛土・切土の深度等の影響要因が最大となる時点を設定しているか。		
24		・調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺において、地盤に影響を及ぼす要素である地形分布、地質構造、帯水層の分布、地盤の土質工学的特性等を考慮して設定しているか。		
25	土地の安定性 【調査手法】	・調査地点は、周辺の地形・地質の状況を勘案して、調査地域の地盤の状況を適切に把握できる地点又は側線、事業による影響が特に大きいと予想される地点（土地の安定性が変化する可能性のある地盤の分布地域、急傾斜地等）など、土地の状況を把握するに当たって、適切かつ効果的な地点を設定しているか。		
26		・調査時期は、地形調査については、季節の制約を受けないが落葉期等の地形を見通しやすい時期、地質調査については、雨量の多い時期や凍結時を避けた時期を設定しているか。		
27		・発電機の大形化に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、動物の現地調査において、搬入路周辺の小河川に生息する動物の生息環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定しているか。		
28	動物（共通） 【調査手法】	・動物の調査方法（トラップ設置箇所の選定基準、予定している調査努力量等）を具体的に記載しているか。		
29		・周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を評価する。		
30	鳥類 【評価手法】	・周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を予測する。		
31	鳥類 【調査手法】	・定点調査法による調査を実施する場合は、代表的植生又はその林縁に 100m おきに数か所の定点を設置し、10 分間立ち止まって半径 50m 内のすべての出現種を飛行高度、飛行トレースとともに記録し、定点ごとに時刻を変えて数回行っているか。		
32		・任意観察や定点観察を補完するため夜間～早朝の自動録音調査を実施しているか。		
33		・希少猛禽類の調査地点からの可視範囲図を示しているか。		
34		・事業実施区域周辺にイヌワシの生息が確認されている場合は、周辺 30km 圏の牧草地の分布図を示しているか。		

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁※
35		・イヌワシの調査においては、繁殖成功した1シーズンを含む2シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたり、2年以上実施しているか。		
36		・希少猛禽類に関する地域特性を把握するため、地域の自然環境に詳しい研究者等にヒアリングを実施し、その結果を記載しているか。		
37	コウモリ 【調査手法】	・音声記録型のバットディテクターによる長期モニタリング（地上高、ブレード高さ）を実施しているか。		
38		・カットイン風速の変更やフェザリング等の環境保全措置を検討する際に有益な情報として、コウモリが確認されたときの風速・風向、天気、月齢を合わせて記録しているか。		
39		・天候や月齢に左右されるコウモリの活動を踏まえ、1季につき3晩程度、冬季以外の3季に調査を実施しているか。		
40		・高高度での飛翔実態を把握するため、LEDライトの照射による高空飛翔調査を実施しているか。		
41	魚類・底生生物 【調査手法】	・対象となる生物の生態や地域特性を考慮して、生息状況の季節変動を把握できるよう生息種等の確認が得られる活動時期を調査期間に設定しているか。		
42		・生体の捕獲、目視、鳴き声、糞や体毛などの痕跡等による調査では把握が困難な水中を生息・生育環境とする種を効率的に把握するため、環境DNAの分析等の最新の手法を用いているか。		
43	昆虫 【調査手法】	・6月初旬から7月初旬の短期間に出現する昆虫の生息状況を把握するため、陸生昆虫の一般採集調査は春、夏、秋に加え、初夏にも実施しているか。		
44		・ヒメボタルの発光及び飛翔は天候状況に左右されるため、ヒメボタルの夜間調査を実施する場合は、調査期間中に少なくとも3回程度実施し、調査時の気温、湿度、風速などの気象状況も記録しているか。		
45	植物 【調査手法】	・発電機の大型化に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、植物相の現地調査において、搬入路周辺の小河川に生育する植物の生育環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定しているか。		
46		・文献調査に基づく植物種のリストには、文献から抽出する際に使用した地名等のキーワードを明記しているか。		
47		・植物相の調査ルートは、森林内の林床、河床、池沼・湿地、崖地などの特殊な環境を網羅するよう設定しているか。		
48		・植物相の調査は植物の生育・成長が顕著な時期を中心に、種により出現時期や同定に適した開花期、結実期等が異なることを考慮して、十分な回数行っているか。		
49		・植生自然度9以上、または岩手県自然環境保全指針で保全区分Aとされている場所を改変する計画の場合は、植物社会学的植生調査の他に、該当する改変区域の林相が明らかになるような森林生態学的データ（高木層の種組成と胸高直径階分布）を把握しているか。		
50	生態系（共通） 【調査手法】	・基盤的な環境と動植物種の関係を踏まえ、気象、地形、土壌、地質、水文環境、湧水・伏流水の状況、河川等における水深・水温・水質・底質環境・流速等を調査しているか。		
51		・水域生態系を含む生食連鎖や腐食連鎖等を通じたカスケード効果について食物連鎖図で整理しているか。		
52	生態系（鳥類） 【評価手法】	・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を評価しているか。		
53	生態系（鳥類） 【予測手法】	・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を予測しているか。		

No.	分類	チェックリスト項目	該当の有無	該当頁 ※
54		・イヌワシの生息環境調査では、風力発電機から 500m の範囲を猛禽類が回避して利用しなくなる範囲として予測しているか。		
55	景観 【評価手法】	・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を評価しているか。		
56	景観 【予測手法】	・フォトモンタージュは紙面では風車が小さく見えるため、スクリーン投影により大きさを考慮しているか。		
57		・巨大かつ垂直な人工物に視野が誘導されることを考慮し、自治体や専門家の意見を踏まえ、垂直見込角だけでなく、眺望特性に応じた広めの水平画角（120° 程度）の視野角で予測しているか。		
58		・価値認識の対象及び指標に着目して感覚的な変化を可能な限り客観的かつ定量的に予測しているか。		
59		・周囲の風力発電事業（既設及び計画中）との累積的な影響を予測しているか。		
60	景観 【調査手法】	・眺望景観への影響は広域にわたることを踏まえ景観資源を調査しているか。		
61		・各景観資源の視野可能域及び視野可能域内の眺望点の分布状況を把握しているか。		
62		・眺望点からの眺めを把握し、眺望方向に事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる可能性があるか、単体としての工作物ではなく群としての工作物がどの程度存在するかを把握しているか。		
63		・眺望景観の利用及び眺めの状態を把握し、眺望景観の価値認識の対象及び指標を選定しているか。		
64		・予測・評価の対象とした眺望景観について、選定した指標を用いて、眺望景観ごとに必要なアンケート等の調査を行っているか。		
65	共通事項	・年（年度）の表記は、西暦で統一するか、和暦に西暦を付記しているか。		
66		・経済産業省に提出する方法書・準備書チェックリストを添付しているか。		

※ 「該当頁」については、方法書（準備書・評価書）に記載の場合は「法（準・評）－p●」、補足説明資料（非公開版）に記載の場合は「補足」、記載がない場合は「理由－No.●」（別紙）等と記入すること。

**チェックリスト項目に該当する場合、方法書（準備書・評価書）又は補足説明資料
に記載がない理由を記載**

No	方法書（準備書・評価書）又は補足説明資料に記載がない理由

4. 環境保全措置等の報告等に関する留意事項（第5章抜粋）

1 趣旨

陸上風力発電所の稼働後に行われる環境保全措置等の報告等について、環境への負荷の少ない事業活動を促進する観点から、留意すべき事項を示したものである。

2 定義

本章で使用する用語は、以下に定めるところによる。

- (1) 対象事業 環境影響評価法（以下「法」という。）第2条第4項又は岩手県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第2条第4項に定める対象事業のうち次の要件を満たしている事業をいう。

ア 陸上風力発電所に係る事業

イ 陸上風力発電事業の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準の基準1又は基準2を満たさない事業。

- (2) 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。

- (3) 事後調査 対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事業者が行う調査をいう。

3 環境影響評価審査書の作成

- ・ 知事は、対象事業に係る法第26条第2項又は条例第22条第3項に規定する評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成するものとする。
- ・ この場合において、知事は、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。
- ・ 知事は、環境影響評価審査書を作成したときは、当該審査書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

4 事後調査の目的

事後調査は、環境影響の予測及び評価の検証を行うことにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性を確保するとともに、環境影響評価の手法や環境保全措置の技術の向上を図ることを目的とする。

5 事後調査の項目

事業者は、次のいずれかに該当する場合において、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
(2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
(定義)

6 事後調査の手法

事後調査は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

7 事後調査計画書の作成等

- ・ 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成するものとする。ただし、評価書に記載された法第14条第1項第7号のハ又は条例第14条第1項第7号ウに掲げる事項に変更ない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要があると認めるときは、この限りではない。
- ・ 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付するものとする。

8 事後調査計画書についての知事の意見

- ・ 知事は、事後調査計画書の送付を受けたときは、送付を受けた日から30日以内に、事業者に対し、必要に応じて、事後調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- ・ 知事は、環境の保全の見地からの意見を述べたときは、当該意見に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

9 事後調査の実施

事業者は、事後調査計画書についての知事の意見を勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行うものとする。

10 工事着手及び工事完了の報告

事業者（条例に定めるものを除く。）は、対象事業に係る工事に着手したとき、又は工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に書面により報告するものとする。

11 環境保全措置等の報告書の送付

事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付

するものとする。

12 環境保全措置等の報告書についての意見の聴取

知事は、環境保全措置等の報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して報告書について意見を求めるとともに、報告書について岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

13 環境保全のための措置の求め

- ・ 知事は、環境保全措置等の報告書についての意見を勘案するとともに、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。
- ・ 知事は、環境の保全のための措置を講ずるよう求めたときは、当該措置に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

14 工事中又は供用後報告書の作成及び送付

事業者（条例に定めるものを除く。）は、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第35条第3項の規定により事後調査や環境保全措置の結果等を公表するに当たっては、次の事項を記載した報告書（「以下「工事中又は供用後報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。

- (1) 対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) (2)の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- (6) 工事中又は供用後報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

15 工事中又は供用後報告書についての意見の聴取

知事は、工事中又は供用後報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して当該報告書について意見を求めるとともに、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

16 環境の保全のための措置の求め

- ・ 知事は、工事中又は供用後報告書についての意見を勘案するとともに、環境の保全のた

めの措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。

- ・ 知事は、環境の保全のための措置を講ずるよう求めたときは、当該措置に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

17 報告及び資料提出の求め

知事は、本章に記載する事項の実施に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めるものとする。

5. 環境影響評価図書の継続公表等及び希少野生動植物の情報の利用に関する留意事項（第6章 抜粋）

1 趣旨

環境影響評価法（以下「法」という。）又は岩手県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の規定に基づき県に提出される計画段階環境配慮書等の図書（以下「環境影響評価図書」という。）について、継続公表、縦覧等、閲覧等及び情報利用に関する留意事項を示したものである。

2 定義

本章で使用する用語は、以下に定めるところによる。

- (1) 継続公表 事業者による法又は条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間満了後に、知事が行う環境影響評価図書のインターネットの利用による環境影響評価図書の継続的な公表をいう。
- (2) 縦覧等 知事が行う環境影響評価図書の縦覧又は貸出しをいう。
- (3) 閲覧等 県民等が行う閲覧又は借出しをいう。
- (4) 情報利用：知事による環境影響評価図書の情報の利用をいう。

3 対象

継続公表、縦覧等の対象とする環境影響評価図書は、別表1の第二欄に示すものであり、事業者により縦覧に供された図書とする。

4 継続公表の許諾等

- ・ 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、その電磁的記録及び環境影響評価図書の継続公表等に係る許諾書（様式第1号）を併せて提出する。
- ・ 事業者は、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物が含まれるときは、当該著作物の著作権者が継続公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえ、許諾書を作成するものとする。

5 継続公表の方法等

- ・ 継続公表は、事業者から許諾を得られなかった部分を除き、知事が環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
- ・ 継続公表は、事業者による縦覧期間満了日以降とする。

6 電磁的記録の作成仕様等

事業者が県に提出する環境影響評価図書の電磁的記録は、次の仕様とする。

- (1) 磁気ディスク等に保存すること。
- (2) ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広くサポートされているものを用いること。
- (3) 各々のファイルは、できる限り章ごとに分割することとし、1つあたりのファイル容量は30MB以下になるようにすること。

7 縦覧の場所等

(1) 縦覧等の場所

知事は、環境生活部環境保全課（以下「環境保全課」という。）執務室並びに行政情報センター及び行政情報サブセンター（以下「行政情報センター等」という。）において、環境影響評価図書を縦覧等に供するものとする。

(2) 縦覧等の期間

環境影響評価図書の縦覧に供する期間は別表第1に示すとおりとする。

(3) 縦覧等の方法

- ・ 行政情報センター等において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、行政情報センター等運営要領（平成6年7月14日制定）に定めるところによる。
- ・ 環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする場合は、(4)から(12)に定めるところによる。

(4) 閲覧等の日時

- ・ 次の各号に掲げる日（以下の「（貸出期間）」において「休日」という。）には、環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等はできない。

ア 日曜日及び土曜日。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日。

- ・ 環境保全課執務室の利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、環境保全課総括課長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(5) 閲覧等をする者の心得

環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧等をする者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 環境影響評価図書の取扱いを丁重にすること。

イ 環境影響評価図書を転貸しないこと。

ウ 環境影響評価図書を閲覧等するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に定め

るところに従い、私的使用目的に限ること。

エ その他環境保全課総括課長の指示に従うことと。

(6) 閲覧等の制限

環境保全課総括課長は、閲覧等をする者の心得に違反した者に対して、閲覧等を中止又は禁止することができる。

(7) 環境影響評価図書の紛失等

環境保全課執務室において環境影響評価図書を紛失し、又は著しく汚損した者は、速やかに、紛失（汚損）届（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(8) 閲覧の手続

環境保全課執務室において環境影響評価図書の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（様式第3号）に、住所及び氏名を記載するものとする。

(9) 貸出しの申込

- ・ 環境保全課執務室において環境影響評価図書の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書（様式第4号）を環境保全課総括課長に提出するものとする。
- ・ 貸出申込書を提出するときは、運転免許証、健康保険証、国民健康保険証その他の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を確認できる書類を提示するものとする。

(10) 貸出期間

- ・ 環境保全課執務室における環境影響評価図書の貸出期間は、環境影響評価図書貸出日から1週後の日（同日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）までの期間とする。ただし、再度貸出申込書を提出することを妨げない。

(11) 貸出しの決定

- ・ 環境保全課総括課長は、貸出申込書の提出があり、貸出申込状況及び環境影響評価図書の保管部数を勘案して適当と認めたときは、貸出票（様式第5号）を交付し、貸出しを行うものとする。ただし、環境保全課総括課長は、必要と認めるときは、貸出申込書に記載された貸出期間を短縮して貸出しを行うことができる。

(12) 返却の手続

- ・ 環境影響評価図書の貸出しを受けた者は、貸出期間内に、貸出しを受けた環境影響評価図書を環境保全課総括課長に返却し、紛失又は汚損の有無の確認を受けるものとする。

8 著作権保護

知事は、公表及び縦覧等に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないように、ウェブサイト上に、著作権者により許諾されていない加工、転用等を行うことは禁止されている

旨記載するなど、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作権者の権利について、必要な保護を図ることとする。

9 情報利用、利用範囲

- ・ 情報利用の対象とする環境影響評価図書の情報は、別表1の第二欄の図書に記載された、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年条例第26号）第2条第1項第1から5号に定める希少野生動植物に関する情報のうち、事業者から利用を許諾された情報に限るものとする。
- ・ 知事は、前記の情報について、動植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に利用する。

【参考文献】

- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会. (2017). 環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い.
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会. (2017). 環境アセスメント技術ガイド 大気・水環境・土壌環境・環境負荷.
- ・環境省. (2002). 参加型アセスの手引き～よりよいコミュニケーションのために～.
- ・環境省. (2020). 太陽光発電の環境配慮ガイドライン.
- ・環境省. (2020). 風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル.
- ・環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会. (2013). 計画段階配慮手続に係る技術ガイド.
- ・環境省総合環境政策局環境影響評価課. (2017). 環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集.
- ・環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室. (2013). 風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例.
- ・環境省大臣官房環境計画課. (2022). 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）.
- ・経済産業省産業保安グループ電力安全課. (2024). 発電所に係る環境影響評価の手引.
- ・経済産業省商務流通保安グループ電力安全課. (2013). 発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方.
- ・国土交通省国土技術政策総合研究所. (2006). 社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関するガイドブック.
- ・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構. (2018). 環境アセスメント迅速化手法のガイド.
- ・資源エネルギー庁. (2022). 事業計画策定ガイドライン（風力発電）.
- ・資源エネルギー庁. (2022 年 4 月改訂). 事業計画認定ガイドライン（風力発電）. 資源エネルギー庁.
- ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構. (2008). 風力発電導入ガイドブック（第 9 版）.

【引用】

- ¹ 平成 10 年通商産業省令第 54 号「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」第 9 条第 3 号
- ² 平成 10 年通商産業省令第 54 号「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」第 26 条第 2 号
- ³ 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」（風力発電）（2022 年 4 月改訂）5 頁参照
- ⁴ 環境省「環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集」（2017 年 7 月）2 頁参照
- ⁵ 環境省「参加型アセスの手引き～よりよいコミュニケーションのために～」（2002 年 1 月）I 参照
- ⁶ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）1 頁参照
- ⁷ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）9 頁参照
- ⁸ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）42 頁参照
- ⁹ 環境省告示「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」第一の三の(7) 参照
- ¹⁰ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）23 頁参照
- ¹¹ 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」（風力発電）（2022 年 4 月改訂）6 頁参照
- ¹² NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）25 頁参照
- ¹³ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）22 頁参照
- ¹⁴ 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」（風力発電）（2022 年 4 月改訂）8 頁参照
- ¹⁵ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）40-41 頁参照
- ¹⁶ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（2020 年 3 月）8 頁参照
- ¹⁷ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（2020 年 3 月）9 頁参照
- ¹⁸ 国土技術政策総合研究所「社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関するガイドブック」（2006 年 12 月 3-3 頁参照
- ¹⁹ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（2020 年 3 月）8 頁参照
- ²⁰ 国土技術政策総合研究所「社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関するガイドブック」（2006 年 12 月 2-5 頁参照
- ²¹ 環境省「環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集」（2017 年 7 月）4-5 頁参照
- ²² NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）41 頁参照
- ²³ 環境省「環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集」（2017 年 7 月）3 頁参照
- ²⁴ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）41-42 頁参照
- ²⁵ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（2013 年 3 月）12 頁参照
- ²⁶ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（2013 年 3 月）11 頁参照
- ²⁷ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（2013 年 3 月）14 頁参照
- ²⁸ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（2013 年 6 月）I -66 頁参照
- ²⁹ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（2013 年 3 月）12 頁参照
- ³⁰ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」（2013 年 9 月）3.(5)参照
- ³¹ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」（2018 年 3 月）9 頁参照

-
- ³² 平成 10 年通商産業省令第 54 号「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」第 9 条第 2 号
- ³³ 環境省告示「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」第三の二の(1)のア参照
- ³⁴ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 24 頁【解説】参照
- ³⁵ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 24 頁<配慮書作成にあたっての留意点>参照
- ³⁶ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 31 頁参照
- ³⁷ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 31・42 頁参照
- ³⁸ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 34 頁参照
- ³⁹ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 48 頁参照
- ⁴⁰ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 37 頁参照
- ⁴¹ 環境省告示「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」第一の三の(8)参照
- ⁴² 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針第 8 条第 1 項参照
- ⁴³ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針第 8 条第 2 項参照
- ⁴⁴ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針第 9 条第 1 号参照
- ⁴⁵ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針第 9 条第 3 号参照
- ⁴⁶ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 40 頁【解説】1) 参照
- ⁴⁷ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 40 頁【解説】2) 参照
- ⁴⁸ 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」(2022 年 4 月) 2 頁参照
- ⁴⁹ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」(2018 年 3 月) 8 頁参照
- ⁵⁰ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」(2018 年 3 月) 1 頁参照
- ⁵¹ NEDO「風力発電導入ガイドブック」(2008 年 2 月) 97 頁参照
- ⁵² 一社) 日本環境影響評価協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」(2017 年 3 月) 12 頁参照
- ⁵³ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 171 頁参照
- ⁵⁴ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 171-172 頁参照
- ⁵⁵ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 176 頁参照
- ⁵⁶ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 166 頁参照
- ⁵⁷ 環境省告示「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」第一の一の(5)参照
- ⁵⁸ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 150 頁参照
- ⁵⁹ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 152 頁参照
- ⁶⁰ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 154 頁参照
- ⁶¹ NEDO「風力発電導入ガイドブック」(2008 年 2 月) 100 頁参照

-
- ⁶² NEDO「風力発電導入ガイドブック」(2008年2月) 103頁参照
- ⁶³ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」(2017年3月) 115頁参照
- ⁶⁴ NEDO「環境影響評価迅速化手法のガイド」(2018年3月) 55-56頁参照
- ⁶⁵ 「風力発電による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」(日本音響学会誌 74巻5号 (2018年))
- ⁶⁶ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024年2月) 170頁参照
- ⁶⁷ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013年3月) 159頁参照
- ⁶⁸ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013年6月) I-66頁参照
- ⁶⁹ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013年9月) 3.(5)参照
- ⁷⁰ 「風力発電による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」(日本音響学会誌 74巻5号 (2018年))
- ⁷¹ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」(2017年3月) 52頁参照
- ⁷² 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」(2017年3月) 52-53頁参照
- ⁷³ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024年2月) 166頁参照
- ⁷⁴ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013年3月) 159頁参照
- ⁷⁵ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013年6月) I-66頁参照
- ⁷⁶ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013年9月) 3.(5)参照
- ⁷⁷ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024年2月) 172頁参照
- ⁷⁸ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013年3月) 159頁参照
- ⁷⁹ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013年6月) I-66頁参照
- ⁸⁰ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013年9月) 3.(5)参照
- ⁸¹ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024年2月) 172頁参照
- ⁸² 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024年2月) 166頁参照
- ⁸³ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013年3月) 159頁参照
- ⁸⁴ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013年6月) I-66頁参照
- ⁸⁵ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013年9月) 3.(5)参照
- ⁸⁶ EPHC「National Wind Farm Development Guidelines DRAFT」(2010年7月) 158-159頁参照
- ⁸⁷ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013年3月) 146頁参照
- ⁸⁸ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013年3月) 154頁参照
- ⁸⁹ 我が国の絶滅のおそれがある野生生物の保全に関する点検会議「我が国の絶滅のおそれがある野生生物の保全に関する点検とりまとめ報告書」(2012年3月) IIIの3.(1)参照
- ⁹⁰ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024年2月) 172頁参照
- ⁹¹ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013年3月) 159頁参照
- ⁹² 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013年6月) I-66頁参照
- ⁹³ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013年9月)

3.(5)参照

⁹⁴ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 171 頁参照

⁹⁵ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 169 頁参照

⁹⁶ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 171 頁参照

⁹⁷ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 180 頁参照

⁹⁸ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 159 頁参照

⁹⁹ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013 年 6 月) I -66 頁参照

¹⁰⁰ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013 年 9 月)

3.(5)参照

¹⁰¹ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 171 頁参照

¹⁰² 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 173 頁参照

¹⁰³ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 159 頁参照

¹⁰⁴ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013 年 6 月) I -66 頁参照

¹⁰⁵ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013 年 9 月)

3.(5)参照

¹⁰⁶ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 184 頁参照

¹⁰⁷ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 181 頁参照

¹⁰⁸ 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 159 頁参照

¹⁰⁹ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013 年 6 月) I -66 頁参照

¹¹⁰ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013 年 9 月)

3.(5)参照

¹¹¹ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 166 頁参照

¹¹² 環境省「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(2013 年 3 月) 159 頁参照

¹¹³ 環境省「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(2013 年 6 月) I -66 頁参照

¹¹⁴ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(2013 年 9 月)

3.(5)参照

¹¹⁵ 環境影響評価研究会「逐条解説 環境影響評価法」(2019 年 11 月) 166 頁参照

¹¹⁶ 環境影響評価研究会「逐条解説 環境影響評価法」(2019 年 11 月) 214 頁参照

¹¹⁷ 環境影響評価研究会「逐条解説 環境影響評価法」(2019 年 11 月) 174 頁参照

¹¹⁸ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 13 頁参照

¹¹⁹ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 13 頁参照

¹²⁰ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 582 頁参照

¹²¹ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 582 頁参照

¹²² 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 582 頁参照

¹²³ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 582 頁参照

¹²⁴ 一社)日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」
(2017 年 3 月) 63 頁参照

¹²⁵ 一社)日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」

-
- (2017 年 3 月) 63 頁参照
- ¹²⁶ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 582 頁参照
- ¹²⁷ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」
(2017 年 3 月) 63 頁参照
- ¹²⁸ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」
(2017 年 3 月) 63 頁参照
- ¹²⁹ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」
(2017 年 3 月) 63 頁参照
- ¹³⁰ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 11 頁参照
- ¹³¹ 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 583 頁参照
- ¹³² 経済産業省「発電所に係る環境影響評価の手引」(2024 年 2 月) 583 頁参照
- ¹³³ 環境省自然環境局野生生物課「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(2012 年 12 月) 61 頁参照
- ¹³⁴ 平成 10 年通商産業省令第 54 号「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに
当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」第 31 条第 3 項
- ¹³⁵ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 25 頁参照
- ¹³⁶ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」
(2017 年 3 月) 64 頁参照
- ¹³⁷ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」
(2017 年 3 月) 64 頁参照
- ¹³⁸ 一社) 日本環境アセスメント協会「環境影響評価技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」
(2017 年 3 月) 64 頁参照
- ¹³⁹ 令和 4 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会「令和 4 年度再生
可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」(2023 年 3 月) 16 頁参
照
- ¹⁴⁰ 令和 4 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会「令和 4 年度再生
可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」(2023 年 3 月) 16 頁参
照
- ¹⁴¹ 令和 4 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会「令和 4 年度再生
可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」(2023 年 3 月) 17 頁参
照
- ¹⁴² 環境省告示「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」第六の一の
(2)参照
- ¹⁴³ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 22 頁参照
- ¹⁴⁴ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 22 頁参照
- ¹⁴⁵ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 22 頁参照
- ¹⁴⁶ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017 年 3 月) 22 頁参照

-
- ¹⁴⁷ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 23頁参照
- ¹⁴⁸ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 23頁参照
- ¹⁴⁹ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 23頁参照
- ¹⁵⁰ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 25頁参照
- ¹⁵¹ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 27頁参照
- ¹⁵² 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 29,32頁参照
- ¹⁵³ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 34頁参照
- ¹⁵⁴ 環境省告示「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」第六の一の
(3)参照
- ¹⁵⁵ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 40頁参照
- ¹⁵⁶ 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する考え方」
(2017年3月) 40,41頁参照

岩手県環境生活部環境保全課

〒020-8570 岩手県盛岡市上田 10 番 1 号（岩手県庁 11 階）

電話 019-629-5268（直通）/FAX019-629-5364

E-mail AC0002@pref.iwate.jp

岩手県公式ホームページ（環境影響評価）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/hyoka/index.html>

<履歴>

令和 5 年 3 月 「風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン」として策定

令和 6 年 3 月 「陸上風力発電事業環境影響評価ガイドライン」として全面改定

令和 7 年 2 月 「貸出しの申込」（P90、P118）について必要書類の修正

令和 7 年 5 月 「イヌワシの重要な生息地及び生息地」（P95）について区域の一部変更